

平成 25 年

第 4 回飯館村議会定例会会議録

自 平成 25 年 6 月 14 日
至 平成 25 年 6 月 21 日

飯 館 村 議 会

平成25年第4回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	6. 14	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 15	土	休 会		議案調査
第3日	6. 16	日	休 会		議案調査
第4日	6. 17	月	休 会		議案調査
第5日	6. 18	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～5番）
第6日	6. 19	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順6～7番） 3. 議案審議
第7日	6. 20	木	休 会		議案調査
第8日	6. 21	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成 25 年 6 月 14 日

○ 平成 25 年第 4 回飯館村議会定例会会議録（第 1 号）

○

平成25年第4回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成25年6月14日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日時及び宣告	開会	平成25年6月14日 午前10時00分				
閉議	平成25年6月14日 午前11時31分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	8番 大和田和夫		9番 大谷友孝		10番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 山田郁子		書記 佐藤将樹	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川享	○	会計管理者	但野正行	○
	教育委員長	佐藤眞弘	○	教育長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年6月14日（金）・午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

()

()

会議の経過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回飯舘村議会定例会を開会します。

この際、上着の脱衣を認めます。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

6月6日に開催されました福島県議会議長会総会の席において、多年にわたり地域の振興、発展に寄与された功績により、佐藤八郎議員が特別功労者として、佐野幸正議員、北山文子議員が自治功労者として表彰されました。

次に、本定例会に村長より送付ありました議案は、予算案件3件、条例案件5件であります。

次に、本日までに受理しました陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況でありますが、4月23日、産業厚生常任委員会が所管事務調査のため、飯舘村草野向押地区ほかモデル除染地区において、除染後の放射線量の状況に係る現地調査及び今後の除染計画について聞き取り調査を行っております。

また、4月25日、総務文教常任委員会が所管事務調査のため、「避難先での教育環境及び施設等の状況」について、福島市飯野町の仮設学校給食センター建設現場を初め、仮設幼稚園、小学校、中学校及び相馬農業高等学校飯舘校サテライトを訪問調査しております。

さらに、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が合同行政調査のため、5月23日「放射線の身体に及ぼす影響調査について」長崎県長崎市を訪問調査しております。

なお、各常任委員会から、所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、6月11日に議会運営委員会が、本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員より、5月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議いたします。

(ここで、自治功労者の表彰状伝達式が行われ、3名の受賞者より挨拶があった)

(午前10時03分)

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開します。

(午前10時11分)

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第40号から議案第47号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） おはようございます。

本日、ここに平成25年第4回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

まずもって、今回、長年地方自治の進展のために多大な功績が認められ、福島県町村議會議長会より、佐藤八郎議員が特別功労者として、それから佐野幸正議員と北山文子議員が自治功労者として受賞されましたこと、まことにおめでとうございます。今後とも、地方自治進展のためにご活躍されるようご祈念申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、3月定例村議会以降の村政の主な動きをご報告させていただきます。

原発事故による避難から早2年が過ぎようとしておりますが、村民の皆さんには依然として不自由で辛い避難生活をお願いしなければならないこと、まことに憂慮にたえません。村を預かる責任者として、一日も早い復興と帰村に向けた取り組みを加速させなければ、との思いを強くしているところであります。

さて、現在抱えている課題は山積みしておりますが、特に次の3項目が当面する重要課題であり、議会の皆さんとも協議をさせていただきながら、精力的に取り組んでまいりたいと思っております。

まず第1点目は、村の復興に欠かすことのできない除染であります。当初の計画から大幅におくれ、現在スタートしたのは二枚橋と須萱と白石の2行政区のみであり、残念なが

ら環境省で計画している今年度中の完了は大変難しい状況であります。遅れている理由としては、当初、環境省が説明していた除染内容が二転三転し、村民に不信感を持たせたこと。結果として同意の取得の遅れにつながっているということではあります、環境省の、あるいは人員体制の不足もあるでしょうし、イグネの伐採、仮置き場、仮々置き場の確保などが課題として挙げられるわけであります。いずれにいたしましても、遅れている最大の要因は、環境省が一日も早く除染をするための工程表並びに戦術、戦略をしっかりと確立していないことと、村民の心に寄り添った除染基準になっていないのではないかと思っております。

除染なくして復興の一歩もないわけですので、先日も環境再生事務所に行って、2時間半ほど協議をし、早期進行の協議をしてきたところでありますし、12日は福島復興局と一緒に環境再生本部が村に来庁して、今後の除染の工程を話し合ったところでもあります。今後も、精力的に話し合いや村民の同意に努めていくつもりでございます。

次に、第2点は復興計画であります。現在第3版案を作成し、行政区懇談会で概要の説明を行ってまいりました。予定している主な事業としては、まず村外拠点施設として飯野町地内に災害復興住宅を23戸ほど整備をし、子育て世帯の支援をすることにより、幼・小・中学校の維持に努めていきたいと考えているところであります。また、県営災害公営住宅についても、福島市内に60戸程度、川俣地内にも60戸程度、南相馬市に20戸ほどということで、県に要望しているところであります。特に福島市内の適地については、このほど国及び県と現地調査を行いまして、3カ所ほどにできるだけ早く着工するよう要望をしているところでございます。

次に、村外拠点整備ですが、村公民館の建て替え、大谷地住宅の建て替え、線量の高い地区の村民が入居できる復興住宅の建設、柿栽培施設などを中心に、新たな復興拠点などを計画しているところであります。なお、具体的な整備計画については、案がまとまり次第、また議会とも協議をさせていただくつもりでございます。また、帰村後の土地利用計画とか、復興に向けた行政区の課題などについても、行政区ごとに7月から半年間程度かけて検討してまいりたいと考えているところでございます。

3点目は、東電に対する損害賠償であります。かねてより課題でありました財物賠償の未登記問題については、このほど国及び東京電力との協議が調いました、未登記、未相続であっても請求できる道が開かれたことは、大きな成果ではないかと思っているところでございます。手続きに遗漏がないよう指導してまいりたいと思っております。また、東電に賠償請求していない村民の実態調査を行いまして、実情をよく把握し、時効の問題などもありますので、請求漏れのないように適切に支援をしていきたいと思っております。

このほか、明るい話題といたしましては、秋篠宮ご夫妻の飯舘中学校ご訪問、あるいは村の広報誌が平成25年度全国広報コンクールで内閣総理大臣賞を受賞したこと、村内で操業を再開した企業、事業所が24に増加したこと、あるいは飯舘中の生徒が避難後初めて出場いたしました中体連の相双地区予選で1名が優勝、2名が入賞など検討したことなどが挙げられるわけであります。

今回の行政区懇談会を通じ、除染に対する不安、不信感が数多く出されましたので、環

境省ともども、ひとつ誠意を持って問題解決に取り組んでまいりたいと思っております。また、一方では村民の考え方も避難当時とは大分変わり、前向きに村の復興、再生を真剣に考えて、ご意見、ご提案をくださる方も多く見られたところでございます。我がふるさと飯館を思う心は皆同じであるということを再認識したところでございます。村民の思いに応えるためにも、村議会、村民が連携の絆を深めて心を一つに取り組むことが何よりも大切だと考えておりますので、今後とも議会の皆様方のご理解、ご協力をお願いするものであります。

それでは、各課の報告をさせていただきます。

初めに、総務課関係でございます。先ほどお話をしましたように、広報コンクールで内閣総理大臣賞を受賞でございます。これは平成25年度の全国広報コンクールにおいて、本村からエントリーしておりましたホームページ、これは町村の部でありますが、で特選、映像の部で第1席、広報企画の部で入選し、複数の部門で優秀な成績をおさめたことから、この内閣総理大臣賞に選ばれたと思っております。授賞式は、6月28日山梨県甲府市において行われることになっております。

今年度の広報コンクールにつきましては、本村からは広報誌あるいは広報写真、ホームページ、映像、広報企画の5部門についてエントリーをしたところがありました。このうち広報誌と広報写真につきましては、福島県の広報コンクールで入選。そして、このホームページ、映像、それから広報企画、タブレットであります。これは県から全国に推薦をいただいたというところでございます。ホームページにつきましては、災害情報サイトの表記と携帯電話などへの対応、また震災前の情報もわかりやすく掲載していることが評価され、特選に選定されたということだろうと思います。映像については、ドイツのエネルギー教育を村の中学生が視察するとの意義と、次世代を育てる取り組みが評価されたと思っております。広報企画については、タブレット端末を他の自治体に先駆けて双方向の情報サービスを展開するとともに、支援員を配置して高齢者などの対応をしている点が評価されたと思っております。

村では、東日本大震災による全村避難以降、離れ離れに暮らさざるを得なくなった村民に少しでも多くの情報を伝えるとともに、地域コミュニティーの維持や家族の絆の一助になればと広報広聴に特に意を用いてきたところであります。今回の受賞は、村として行ってきた村民同士をどうつなぐかという取り組みが評価されたものと思っているところでございます。これを励みに、さらに頑張っていきたいと思っているところであります。

次に、行政区懇談会についてご報告をさせていただきますが、4月22日から6月9日まで全20行政区の懇談会を開催しました。今回は、先ほど話しましたように復興計画の第3版、除染、賠償というテーマで約900人余りが参加をしていただいて、熱心に討議が行われたところであります。今回は、各担当者も説明をしながら復興庁の福島復興局、環境省、東京電力からも出ていただきまして、質問に応じていただいたところであります。帰村時期と除染の進捗、賠償は総務に関連が深いことから、一括して審議が行われ、帰村時期に対する村の考え方や除染の進捗や除染方法、賠償に対する疑問点などの質問が多く出されたところであります。内容については、広報誌の6月号で主な質問と回答を紹介していると

ところでございます。今後、この復興計画第3版の修正を行いまして成案化を図るとともに、今後、各行政区の地域づくりや土地利用の方向性について協議をするために、ワークショップなどを開催してまいりたいと考えているところであります。

なお、行政区長・副区長会議は、新年度に当たって去る4月9日に開催し、各課の主要課題について、あるいは除染あるいは賠償などについて説明をさせていただいたところであります。

次に、村消防団による春季検閲式であります。4月21日飯舘中学校体育館で行われました。当日は、朝からまれに見える大雪に見舞われましたが、村消防団員、女性消防隊など約100人が参加をし、防火意識を新たにしたところであります。残念ながら、4月1日の神社火災により村民の尊い生命が失われたことはまことに遺憾であり、改めて村民一人一人の防火意識の高揚と予防消防活動に努めなければ再認識したところでございます。

次に、福島県と飯舘村共催による多数傷病者対応訓練というのを5月30日に開催をしたところであります。いいたてクリニック付近で、交通事故による約50人のが人が発生したという想定で、国、広域消防、村消防団及び各種医療機関の協力のもと、災害が発生したときにどういう対応ができるか、あるいは円滑に救命の処置ができるかなどをやったところであります。非常に有意義な訓練になったと考えているところであります。

次に、住民課関係でございます。防犯対策でありますが、これはもうご存じのように「いいたて全村見守り隊」、現在約330人体制でスタートしております。3交代、24時間体制でやっているところであります。できるだけ犯罪防止のために効果的なパトロールに努めていただきたいなと思っているところであります。家の中のホームセキュリティーであります。42局が200戸、43局が136戸で、計336戸ということでございます。これからも設置を募集しているところでございます。

次に、平成24年度のごみの収集でございますが、全村避難ということにより可燃ごみの収集は29トンということで、前よりも98トンの減。不燃ごみは5トンということで、前よりも37トンの減。合わせて34トンで、前よりも136トン、率にして80%の大幅な減ということになっているところであります。あと缶類その他というのも16%の回収率ということであります。なお、引き続き分別の徹底と不法投棄の防止に意を用いていきたいと思っているところであります。

税関係でありますが、平成24年度の村税の収入状況でありますが、ほとんどの税目で東日本大震災に伴う減免及び課税免除を行ったこともありまして、収納率は前年度を上回る結果となっておるところであります。滞納繰越額は、全体で約7,300万円であり、前年度より約5,500万円の減となっているところでありますが、滞納額の減少に一層努めてまいりたいと思っているところであります。

平成25年度の課税状況でありますが、軽自動車税、固定資産税について、4月18日に納税通知書を発行いたしました。軽自動車税が3,536件で1,795万円、固定資産税が土地家屋償却資産合せて116件で7,295万円。東日本大震災に伴う減免及び課税免除の状況であります。軽自動車税は約140万円の減免。それから、固定資産税は1億3,100万円の課税免除になっているということでございます。償却資産分については、1,389万円の申請減免

を行っているところであります。なお、村県民税については今月中旬に、国民健康保険税について7月中旬に、それぞれ減免を行った上、納税通知書を発送する予定でございます。

次に、復興対策課関係でございます。先ほどもお話ししましたように、村発注の須賀地区の除染工事ですが、作業員の作業教育、被ばく検査を行いまして、4月17日から約130名体制で除染を行っているところであります。須賀地区の西端の森林部から作業に入り、現在は住宅周辺部、仮々置き場の造成、搬入などを実施しているところであります。村民による除染工事ということで、徹底した除染作業をしていただいているところであります。

次に、二枚橋・白石地区の国の本格除染工事ですが、4月15日より除染同意、イグネの契約が済んでいるところから除染作業に入っているところであります。一部のエリアの除染となっておりますが、現在村も協力し国と連携しながら除染の同意、イグネの契約を進めておりまして、今後除染エリアの拡大が進むものと考えているところであります。除染同意取得率が高く、仮々置き場設置が可能な行政区については、国に対し早期に工事発注して工事着工するよう強く要望しているところであります。除染同意取得中の行政区については、除染説明会を開催し、国に対し村民に寄り添った除染を進めながら、国とともに同意取得を推進しているところであります。

除染会議についても、3月19日に飯舘村の除染に関する緊急提言書をいただきましたが、これは4月22日に福島復興再生総局に出向いて、復興大臣と環境大臣宛てに安心して帰村できる効果的な除染の実施を求める除染にかかる緊急要望書を提出してきたところでございます。

次に、農政関係であります。村外での営農再開支援についてであります。営農再開希望者に対する支援としては、ことしも避難農業者一時就農等支援事業、それから園芸産地復興支援対策事業などなどを活用を予定しているところであります。現在のところ、これらの事業の利用予定者は、畜産農家1軒、花卉農家5軒、野菜などの農家6軒の計12軒を予定しているところであります。

次に、村内における農地管理でございます。最低限の維持管理として、雨期、大雨時の水路やため池の見回りを農地・水・環境保全向上対策事業の各保全会に依頼をしたところであります。また草地・農地の草刈りについては、今年度も昨年と同じように中山間地域等直接支払事業及び農地・水・環境保全向上対策事業を活用して、6月から9月の間に1回実施することで、各協議会とか保全会の総会において決定していただいているところであります。

次に、昨年度農林水産省の農地除染モデル事業を実施しました草野向押、それから小宮、長泥地区の農地約30ヘクタールであります。昨年度工期のおくれから実施できなかった地力増進作物の作付による保全管理を福島県営農再開支援事業により、現在実施をしているところであります。向押及び小宮は、昨年度に引き続き農林水産省の研究機関が水稻の実証栽培をそれぞれ30アール、それから飼料用稲の栽培面積を新規に30アール実施することになり、6月6日に作付を行っております。長泥については、県の委託事業により村が5アールの水稻試験栽培として6月10日に作付をしたところでございます。

野菜の実証栽培は、福島県が実施主体となって向押で露地とハウスにより、ハウスではキュウリ、ミニトマト、インゲンの定植及び播種をしたところであります。露地では、今後インゲン、ブロッコリー、キャベツ、白菜などを栽培する予定であります。

次に、イノシシ、猿による被害対策であります。5月1日に有害鳥獣捕獲隊編成会議を開催し、村の獣友会から推薦を受けた20名に委嘱状を交付して、5月16日から活動を開始していただいているところでございます。

建設関係でございます。村道などの維持管理は、昨年同様、村民の一時立ち入りや村内継続事業所、全村見守り隊の方々の通行の安全確保や台風などによる災害対応のために、4月より村内4業者と村道などの維持管理について、月1回の定期パトロール、交差点や見通しの悪い箇所の路肩の除草、異常気象時のパトロールなど、村道などの路線の維持管理補修に努めているところです。また、村道などの草刈り業務につきましても、年2回の草刈りを計画しているところであります。

次に、災害公営住宅飯野町団地であります。現在敷地内の工場について解体工事を進めておりまして、7月上旬には終了する予定であります。同時に、敷地の測量や基本設計、実施設計、敷地内の除染工事などを進め、早期住宅建設発注に向けて進めているところでございます。

次に、生活支援対策課関係であります。初めに、被災から2年となる村民避難状況について報告をします。4月1日現在、福島市には1,655戸で3,817人、伊達市が283戸で583人、相馬市は209戸で423人、南相馬市は198戸で343人、川俣町は196戸で522人、二本松市が36戸で79人、国見町は35戸で66人、郡山市が33戸で49人などが主な避難先でございます。県内の民間借り上げアパートでは1,709戸で3,955人、それから応急仮設住宅は601戸で1,182人、公的宿舎等は190戸で500人、県外へ自主避難している村民は291戸で502人。ほかに、村外の親戚宅とか老健施設、病院などに243戸で432人がいるということでございます。村内に残っている方は8世帯12人。いいたてホームには75人が入居しているところでございます。

次に、避難生活の支援では、緊急雇用事業により仮設住宅管理人、タブレット活用要員、仮設直売所要員などを配置をし、絆事業により自治会役員を雇用するほか、社会福祉協議会の生活支援相談員が巡回相談に、また保健師や看護師が高齢者や要介護者を巡回するなど、日常生活の支援に重点を置いて活動しているところであります。いやしの宿の利用者も延べ2万4,000人を超えて、多くの村民の交流基点として使っていただいているいます。

応急仮設住宅も民間借り上げ住宅も入居期間は3年、つまり平成26年3月末までということでしたが、1年間延長で平成27年の3月末までとなっております。避難中の村民からは、より安心して住める中期的な住宅の提供を求める声があるところであります。

次に、平成24年7月19日の区域見直し以降、金融機関、ガソリンスタンド、自動車整備業、建具製造業など、平成24年度末までに21事業所が国の許可を得て村内で事業を再開しているところであります。ほかに3件が申請しており、今後もふえることが予想されます。懸案でありました財物の賠償については、国、東京電力と交渉を重ねてきた結果、ようやく緩和措置として登記していなくても賠償請求ができることとなり、全ての行政区懇談会

において説明を終えたところでございます。

次に、健康福祉課関係であります。4月17日から村の幼稚園、小中学校に通う子供たち全員を対象とした内部被ばく検査、甲状腺検査をあづま脳神経外科病院で開催いたしました。また、今年度から健診率向上を目的に「までいっ子知の積立事業」をあわせてスタートさせたところであります。

次に、5月14日には、村と八子医院及びYAGOメディカルフィットネスクラブとの協定をいたしまして、村に帰ってからも村民の健康づくりや生活習慣改善のための運動指導を支援していただくことになっております。

それから、5月17日から5月28日まで土日を含む10日間、16歳以上の全村民を対象に、村の集団検診を県民健康管理調査とあわせて仮設住宅集会所などを会場に実施をしたところであります。県立医大などの協力を得て、よろず健康相談会も実施いたしました。健診には1,794人が受診をし、健康相談会には113人が相談を受けたところでございます。 ()

次に、5月23日には平成25年度第1回健康・リスクコミュニケーション推進委員会を開催し、今年度のリスクコミュニケーション事業について協議をしたところでございます。

次に、6月4日には新宿区にある東京おもちゃ美術館で、子育て支援事業にかかる調印をしてきたところであります。当日は、NPO法人日本グッド・トイ委員会東京おもちゃ美術館と出版文化産業振興財団J P I Cとの間の両方と調印を行って、この2つの団体からそれぞれ木のおもちゃと読み聞かせ用の絵本の提供を受けることとなっているところであります。したがって、ウッドスタート事業及び本の森のファーストブック事業ということで、4月以降に生まれた赤ちゃんへ贈り、事業を進めていくことになっているところであります。

次に、教育委員会関係であります。建設を進めてきました仮設の学校給食センターが5月31日に完成いたしまして、6月17日から給食が提供できるように準備を進めているところであります。13日には福島市の関係者もお招きをいたしまして、開所式と試食会を開催したところでございます。できるだけおいしい給食をこれから考えていきたいと考えております。 ()

次に、5月9日に秋篠宮ご夫妻が飯舘中学校をご訪問されまして、中学校の教育活動をごらんになっていただきました。中学校では、生徒とも親しくお話をされ励ましていただいたところであります。生徒たちは、ロータリークラブから支援を受けた真新しいオリジナルのユニフォーム姿でお迎えをしたところでございます。

それから、5月21日の陸上大会相双地区予選が南相馬市で行われて、飯舘中から3名の選手の県大会出場が決まったというところであります。6月12日から始まっている中体連においても、多くの生徒に活躍してほしいと願っているところであります。

5月25日には、以前避難をいたしました栃木県鹿沼市から、ことしもさつきまつりと花火大会にご招待を受け、43名が参加しているところであります。昨年に統いての招待であり、全国の皆さんからそのほか支援をいただいていること、改めて感謝を申し上げなければならぬと思っております。

5月26日に小学校の運動会が中学校のグラウンドで行われました。当日、天気もよく子

供たちの元気な声に復興への希望を新たにしたところでございます。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第40号は、平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）であります。既定予算の総額に12億5,539万7,000円を増額いたしまして、総額を64億9,188万7,000円といたします。

歳出の主なものは、議会費140万3,000円、総務管理費1億7,481万3,000円、社会福祉費2,140万3,000円、保健衛生費122万9,000円、農林水産業として農業費が1億1,657万6,000円、林業費が338万4,000円であります。土木費として、住宅費が8億3,110万円でございます。教育費として教育総務費542万4,000円。社会教育費9,752万5,000円。保健体育費

240万1,000円などを計上いたしたところであります。なお、これらを賄う財源としては、地方交付税、国庫補助金、県支出金、繰入金、繰越金などを充当するものであります。

議案第41号は、平成25年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。これまでのところに3億178万4,000円を増額いたしまして、総額を13億4,986万5,000円としたところであります。

歳出の主な内訳は、一般分の療養給付費の増加と平成24年度の国庫支出金の確定による返還金などを計上しているところでございます。

議案第42号は、平成25年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。この補正予算は、介護保険料の減免分を災害臨時特別補助金で充て、財源構成するものであります。

議案第43号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。平成25年度国民健康保険税の課税に伴い、税率などの改正を行うものであります。平成25年度一般被保険者の1人当たりの保険税は8万6,346円で、前年度に比べ1万81円の増であります。また、1人当たりの介護納付金は2万9,895円で、前年度に比べ3,210円の増となったところであります。

議案第44号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。これは東日本震災による被災世帯の減免については、平成25年度も引き続き行うもので、主な内容は原子力災害による被災世帯について、平成26年3月分までの保険税の減免を行うものであります。

議案第45号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。これは東日本大震災による被災世帯の減免については、平成25年度も引き続き行うもので、主な内容は原子力災害による被災世帯について、平成26年2月末までの間に納期限が到来する保険料の減免を行うものであります。

議案第46号は、飯舘村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例であります。これは国の障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴いまして、村条例の語句などの一部を変更するものでございます。

議案第47号は、飯舘村新型インフルエンザ等対策本部条例であります。これは新型イン

フルエンザ等対策措置法に基づき、新型インフルエンザが発生したときに、新型インフルエンザ等の対策本部を立ち上げ、その役割を定めるものということでございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。

よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時54分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後11時31分）

()

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時31分）

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月14日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

" 会議録署名議員

大和田和天

" 会議録署名議員

大谷友彦

" 会議録署名議員

佐藤八郎

平成 25 年 6 月 18 日

○ 平成 25 年 第 4 回 飯館村議会定例会会議録（第 2 号）



平成25年第4回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成25年6月14日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成25年6月18日 午前10時00分				
	閉議	平成25年6月18日 午後 3時51分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀 豊	○	12	佐藤長平	○
	署名議員		11番 志賀 豊	1番 松下義喜		2番 飯樋善二郎
	職務出席者		事務局長 齊藤修一	書記 山田郁子	書記 佐藤将樹 糸田文也	
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	生活支援対策課長	細川 亨	○	住民課長	濱名光男	○
	会計管理者	但野正行	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	教育委員長	佐藤真弘		教育長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会长	菅野宗夫		農業委員会局長	但野正行	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年6月18日(火)・午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(通告順1~5番)

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月14日に総務文教常任委員会が陳情第3号審査並びに所管事務調査事項協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項調査のためそれぞれ委員会が開催されております。

次に、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が6月17日に開催されております。

以上です。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、11番 志賀 肇君、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

7番 菅野義人君。

7番（菅野義人君） おはようございます。

6月定例議会の一般質問ということで、村政にわたる諸問題や課題について問題手引きをさせていただきながら進むべき方向を見きわめたいと考えております。そのようなことでさせていただきます。

質問に入ります前に、貴重な時間ではありますが、最近どのようなことに関心を持っているのかということについて話をさせていただきます。昨日の復興対策特別委員会で出させていただきましたイグネ10メートルの問題、イグネの杉の皮の汚染度の問題、河川滞積土砂の問題などもデータをとりながら村や村民に必要な除染に関してきちんと把握すべきではないかと日常的に考えております。そのためにも、放射性物質に汚染されてしまった飯舘村を復興させるためにも、もっと基本的なことを理解したいと考え、最近福島大学での公開講座に通っております。

産業復興学と名づけられた12回シリーズの講義です。先日のテーマは、水田における放射性セシウムの動態と稻への移行というテーマで開催をされました。伊達市、小国町で被災後から研究を続けております東京大学の根本圭介教授の講義がありました。はづれ値と

いう言葉で最近報道されております。稻における放射性セシウムの吸収の研究が最近いろいろと進んできており、いろいろなことが解明されてはありますが、それでも予想されない想定外の吸収が見られるということのデータのことをはずれ値と呼んでおるようです。稻における放射性セシウムの吸収は東京大学の根本教授によりますと、一般的にはセシウムによる土壤汚染度とはこのセシウムの吸収量は正比例を示す。一方、土壤中の交換性カリウムの量とは反比例の関係にあるということあります。そのためにセシウムの吸収抑制のためにカリ肥料を施すわけです。

しかし、数多く分析すると時折この一般的な傾向とは異なり汚染度がさほど高くない水田からも、または十分に土壤中にカリウムが存在している土壤からもこの基準超えの玄米が検出されることもあるそうです。それをはずれ値と呼んでいるそうです。なぜそういうふうになるかということで、さまざまな試験を行った。まず、ポットの試験栽培によって1キログラム当たり6万ベクレルの土を用いて試験栽培を行ったところ、キログラム当たり80ベクレルのセシウムの玄米吸収が測定された。キログラム当たり6万ベクレルという土ですから、かなり高濃度の汚染の土壤ですが、それでも80ベクレルの玄米の吸収量しかなかった。思ったより稻のセシウム吸収量は高くない結果とそのような結果が出たということです。

次には、土ではなく水に溶かしたセシウムを使って水耕栽培をして稻を育ててみると、土の場合とは異なってとんでもない量の吸収が計測されたということあります。1リットル当たりわずか1ベクレルという検出限界すれすれの水を使って水耕栽培で稻を育ててみると、乾物1キログラム当たり590ベクレルのセシウムを吸収した。このことから、土からの吸収は意外と低いが、水からの吸収はかなり多いという結果がわかつってきた。先ほどのはずれ値が出る要因は田んぼにかける水がどうも関係しているようだというふうに考へるようになったということです。

それをさらに解明するために、次の試験は農水省では今まで作物に吸収されると考へているこの溶存性セシウムと作物には吸収されないと考へられていた懸濁性セシウムの両方で吸収試験を行ったそうです。専門用語で恐縮ですが、溶存性セシウムとは水の中に完全にイオン状態で溶けているセシウムのことを言うのだそうです。また、懸濁性セシウムというのは水に浮遊している有機物などにくつづいているセシウムのことを言うのだそうです。

この2つを使って試験した結果、溶存性セシウムが1リットル当たり0.4ベクレルの水からは60ベクレルの吸収が計測された。一方では、今まで作物に吸収されないとされていた、影響ないと言われていたこの懸濁性セシウム1リットル当たり1.3ベクレルの懸濁性セシウムが含まれる水からは450ベクレルの吸収が見られたとのことでした。実際に小国地区での昨年度の試験では田んぼの場所の異なる55枚の田を使って試験栽培をしたところ、41枚の田からは玄米1キログラム当たり100ベクレル以下でしたが、残り14枚の田からは100ベクレルを超えて、最大400ベクレルに達した結果になったとの報告がありました。この作物に吸収されないとされてきた懸濁性セシウムの含まれる水をかんがい水に用いるといがけない高濃度の汚染米になってしまふというふうな結果がありました。どのような仕

組みや条件でこの懸濁性セシウムが含まれる水になるのか質問をしましたが、現段階ではよく解明ができていないというふうな答えがありました。

さて、除染に関する懇談会のときに多くの村民からため池や河川の除染はしなくていいのか。それを取り囲む山林の除染はどうなるんだという不安や疑問が寄せられました。農地や用水路だけの除染をして試験栽培を行って、その後の本格栽培へと果たして国の敷いたレールに乗っていくことが本当に村の復興に結びつき、村民を幸せにすることに結びつくのか。土や自然の循環を忘れた除染で果たしてよいのか。私は疑問を抱いております。

さて、本題に入ります。まず、最初は村民に理解を得られる避難指示解除の考え方とするためにとしましてお伺いをいたします。

4月末から行われております各行政区ごとの懇談会において、除染後の避難地区解除や避難指示解除については村の除染目標である年積算5シーベルトを目指しインフラ整備等を通じ村民が戻れるようになったときに議会、村民と協議の上結論を出すとしております。現実的に1回の除染で5ミリシーベルトを達成できない地域も予想されます。村として、この追加除染や再除染についての認識を伺うとともに、今後追加除染についてどのように国に要請していくのか、所見を伺います。

次に、魅力ある復興計画にするためとしまして、問題提起をさせていただきます。まず2の1としまして、復興計画第3番には急いで取り組む4つの重点施策として3拠点整備を図り、村内外での生活再建、生活再開につなげる。拠点から全域に波及を図る構想を掲げておりますが、そのためには各地区と拠点地区を結ぶための道路整備等を検討する必要があると考えますが、所見を伺うものであります。

次に、2の2としまして、行政区単位での今後の土地利用や農業再開について話し合う計画とありますが、現在のところ、除染後の土地利用の方向がまだ見えない状況にあります。まず、農地再生に関する検討を行う準備委員会で土地利用の仕組みではなく何を作付けてどのような収入確保の可能性が考えられるのかを議論すべきであると思います。これについて答弁を求めます。

次に、2の3としまして、除染後の営農再開については福島県営農再開支援事業を活用して支援するとの方針ですが、遊休農地や荒廃地を増加させないためにも本格栽培の意向だけでなく景観作物栽培で一定程度の収入を確保し、交流人口の確保を図る仕組みをつくるべきだと思いますが、所見を伺うものであります。

さらに、2の4としまして、新たに導入する施策としまして住民の不安解消を目的にガンマカメラ等の導入により除染前後の効果検証が掲げられておりますが、どのような体制で活用を図ろうとしているのか、どのような形での利用が本当に村民の不安解消に結びつくのか伺うものであります。

次に、3番目に除染事業に関してありますが、今までさまざまな提案をさせていただきました。私としては単に机上の議論にとどまることを避けるため、できるだけデータをとりながら議論いたしてきたつもりであります。しかし、この1年間、環境省との協議でおわかりのように、残念なことに規制省庁である環境省は飯舘村の自然や村民を相手に除染作業を行う能力には全く欠けております。現地の状況の調査も不十分でありますし、

村民の声を聞き対応する能力にも欠けております。このままの体制で国直轄といって進めれば、また何度もつまづくことになるものと考えられます。そのために帰村や復興にかける思いが泣いてしまったり不信感が募ることの繰り返しではよい成果には結びつきません。

それを考えれば、3の1としまして、直轄事業であっても今後円滑な事業推進と効果的な本格除染を実現するために村や住民が一体となるべき事業推進体制の構築を国に要求すべきではないかと考えますが、村の所見を伺いたいと思います。

次に、4としまして公職選挙法改正、すなわちネット選挙運動解禁法案が国会にて可決され、施行日を経過しております。9月には任期満了を伴います村議会議員の選挙も予定されておりますが、これにつきまして村選管としてどのように対応されるのかをお伺いいたします。

次に、5としまして東京電力の賠償について1点お伺いします。政府は田畠賠償の基準単価の素案を示し、8月下旬に請求受け付けを想定すると新聞報道等で伝えられました。水田や畠以外に村内には草地造成事業等で多くの牧草地が存在しておりますが、今まで多額の投資をしてきた牧草地についても農地の一部として適正な賠償を求めるべきではないかと考えますが、村としてのお考えをお尋ねいたします。

最後に、6番目といたしまして教育委員会にあるさと教育の今後の進め方についてお伺いをいたします。3月議会においての25年度予算審議の中で教育委員会の重点事業の中にあるさと教育の充実が上げられておりました。先ごろ、飯館中学校のホームページやマスコミ報道等でも2年生が右側やそれをもとにした紙芝居の制作、3年生は村の郷土料理である笹だんごやみそを実際につくり仮設住宅を訪問するなど、郷土の素材を生かしながら風土と暮らしを学び、貴重な学習をされていることが伝えられています。

その上でのお尋ねですが、この震災からの復興と郷土の未来を考えるために郷土学習に歴史観を持たせる努力をすべきと考えますが、所見を伺うものであります。

以上、6項目9点の事項に対して答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 7番菅野義人議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点、村民に理解の得られる避難指示解除の考え方とするためにというご質問でございます。国が現在まで実施してきました低線量地区、中線量地区でのモデル除染、先行除染の平均の低減率を見ますと、約50%程度という結果であります。このような結果の中、高線量地区において除染をしたときには1回の除染で年5ミリシーベルトにならない地区や箇所が発生するということも考えられますので、村としては追加除染などが必要と考えているところであります。

これまで村議会から国に対し再除染、追加除染について除染終了後のモニタリング調査で低減率の低い地域・箇所については追加除染、再除染をするよう要望を提出しており、担当者レベルでも協議をしてきたところであります。今後、8月ごろに国の除染計画を見直すとの情報もありますので、その計画に追加除染、再除染について明示するよう要請もしているところでありますが、先日のある新聞紙上には追加除染はしないというような記事が出ており、大変憂慮しております、かつ腹が立つ思いでございます。まだ情報でございま

すからどうなるかわかりませんが、何も1ミリシーベルトまで村をというふうに村としては言っているわけではありませんので、その辛い思いを推し量っていただいて、せめて5ミリシーベルトまでは何としても再除染をしてもらうという要望をしていくつもりであります。

ただ、農地などの追加除染、再除染ははぎ取りを再度行うことということになりますので、それはなかなか難しいのであり、やはりもっと別な方法、あるいは地力増進の中で何ができるのかどうかというようなこと、かつまた基本的には住環境も含め1回の除染で済むよう、徹底した除染をやらせるというのも一つの大切なことではないかとこのように考
えているところであります。

それから2点目の問題であります。魅力ある復興計画についての4点ありますが、最後のガンマカメラの件でございます。村内の除染作業においては国直轄事業と須賀地区の村発注工事で現在工事を進めておりまして、住環境、森林、農地などを基本として面的除染をしているところであります。除染作業に当たっての放射線量の管理は放射線量計測器で除染前後の放射線量の低減を見ながら進めているところであります。今後、除染が進む中、村民からは除染のやり直しや、あるいはホットスポットの箇所があるのでないかとの不安の声を聞いておりますので、村民のその不安解消と除染後の検証を目的に国の機関再生加速事業で放射線量測定器では確認することができない放射線を可視化、見えるようにできるガンマカメラの導入への予算がとれたところであります。

実施体制でありますと、撮影や画像解析など専門的な技術、知識を要することになりますので、測定業務を委託してまいりたいと考えているところであります。実施方法でありますと、現在国と協議をしておりますが、除染後の宅地を4方向から測定を行い、宅地ということは多分住宅、母屋ということだろうと思いますが、測定を行い調査をする予定にしているところであります。結果については調査図面や測定写真をもとに地権者に十分説明をして理解をしていただくよう努めて、再除染が必要な場合にはまた改めて国に求めていきたいとこのように考えているところであります。ガンマカメラについては以上でございます。

それから除染事業についてという次の項目でございます。今申しましたように、村及び議会は国直轄といえども国任せの除染ではなく村民に寄り添った除染、村民の意に沿った除染を徹底して除染をしてもらいたいということを要望要請をしてきたところでございます。その結果、村の除染目標値を当面5ミリシーベルト以下を目指すよう国に要求をし、国の除染計画にも明示をさせて、除染説明会などでもその旨発言をしてきていたところでございます。また、農地除染手法、イグネの伐採、除染不可能な工作物の対応についても懸案事項として協議をし、時間はかかりましたが、ある程度進展は得たというふうに思つ
てはいるところであります。さらに、国のガイドラインの考え方から少し幅を持たせ融通がきく対応をしてほしいなども交渉協議をしているところでありますが、なかなか難しい状況と感じているところであります。

今後、同意取得も進み本格除染が始まれば国に対し村民からまた新たないろいろな問題課題が出てくるものと予想されているところであります。議員が今ご質問いただいたよう

に本格除染の円滑な事業推進、効果的な除染の実現するには村だけではなく村民もいろいろな形でかかわることも必要だというふうに考えておりまして、何とかそういう事業、予算をというふうに考えているところであります。まだ確たるものはないといふことがあります。具体的にはまでのいな除染会議というのが今村でやっておりますし、行政区ごとの監視員というのもありますし、それからモニタリングセンターという構想、あるいは福島再生の会、あるいは現在除染を監視する人などもまだ少数でありますけれども考えておりますので、それらの連携を密にして村民が安心して帰村できるような環境を整備していかなければならぬだろうとこのように思っているところであります。

あわせて、これらの団体と村及び国との連携による推進体制をつくっていかなければならないとこのように思っているところでございます。

その他、何点かございますが、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。
以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは質問の2の魅力ある復興計画の1点目の道路整備についてお答えいたします。

帰村及び復興に当たりましては道路整備等が必要と考えております。まずは帰村の折には通行止めとなっている4路線と仮復旧の2路線については本復旧を実施してまいりたいと考えております。飯館までのいな復興計画では今のところ道路整備計画については具体化されておりませんが、議員おただしの3拠点、草野、飯樋、臼石と各地区を結ぶ路線として平成22年度の過疎計画に計上しております村道大火比曾線、豊栄佐須線、草野飯樋線など5路線、林道岡部前乗線などの2路線、農道野手上線など2路線、合わせまして9路線について早期に整備するとともに、安全に通行できるような道路整備を検討してまいります。

なお、財源につきましては現在のところ明確されておりませんが、国などからの支援を模索して復興に向けた取り組みをしてまいります。また、国道や県道についても引き続き整備促進を要望してまいります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは3点についてお答えをさせていただきます。

まず2点目の土地利用計画と農業再生についてのご質問にお答えをいたします。村の除染は国が直轄で行うこととなっており、平成24年度と25年度の2カ年間で実施する予定でしたが、ご承知のとおり進んでおりません。確かに除染が思うように進まない中で目標とする除染ができるのか、農業は再開できるのかといった不安があるわけですが、国で行った農地モデル除染の結果を見ても土壤のはぎ取りを行えば確実に放射線量は下がり、営農再開が可能となることは明らかであります。一方で、財物賠償についても一定程度進み、個々の賠償額についてもある程度わかってくることから、帰村の意向も含めた地域の話し合いの場は必要であると考えております。

7月からは地域づくりと土地利用にかかわるワークショップを開催したいと考えておりますので、まずは地域の将来を見据えた地域づくりや土地利用について議論ができる場になればと考えているところでございます。ご指摘のように、農地再生に関する技術的な部分は専門プロジェクトを設けて地域ワークショップと同時並行で進めながらその成果を

復興計画の第4版の検討につなげていければと考えているところであります。

次に、3点目の営農再開の仕組みをつくるべきとのご質問にお答えをいたします。除染後の営農再開につきましては、福島県営農再開支援事業を活用する方針でございます。つくった作物が売れるのか、安く買いたたかれ再生産につなげられないのではといった不安の声も多く聞かれることから、営農が軌道に載るまでは所得保証制度のような農家の不安を払拭できる制度設計が必要と考えております。このことにつきましては、村としても再三にわたり国に要望をしているところであります、今後とも粘り強く交渉を重ねてまいります。

全村避難からの帰村率は過去の例からも6割から7割程度と予想されることに加え、放射能の健康被害に対する懸念から若い世代ほど戻らない、あるいは帰村時期が先に延びることも予想されますので、全ての農地を本格稼動させることは困難であると思われます。したがいまして、遊休農地や荒廃農地を増やすためにも景観作物等による収入と交流人口の確保を図るべきとの提案は必要であると考えております。村としましても、ご指摘のように景観作物や地力増進作物を栽培したりブロックローテーションで管理することや、不足する担い手のかわりに農地管理会社などの検討も進めなければならないと考えているところであります。これらの取り組みを景観に配慮しながら計画的に行うことにより交流人口の確保などにも寄与できるのではないかと考えております。

次に、4点目のインターネット選挙解禁に対する村選挙管理委員会の対応についてのご質問にお答えをいたします。先の国会の公職選挙法の改正でインターネットを活用した選挙運動が可能となり、7月21日執行予定の参議院議員選挙が初の適用となります。効果としては選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の選挙参加の促進などが期待されるわけですが、その一方でいまひとつ有権者や国民への内容周知が不十分ではないかと感じております。

また、その運用や規制の方法なども現段階では不透明な部分がございます。村選管としては制度内容の正しい認識に努めることはもちろん、県選管や県警にご指導や協議をさせていただいて参議院議員選挙の適正執行に努めてまいりたいと考えております。また、9月に行われる予定の村議会選挙においてもインターネット選挙を有効に活用できるよう、情報を収集するとともに広く村有権者等への周知を図り、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは、5番東京電力の農地賠償のあり方について答弁いたします。

田畠の賠償基準について、国は不動産鑑定による価格調査をもとに田畠賠償の実施方法を示したところであります。対象となる田畠は休耕地を含む田畠であり、課税地目が田や畠のもの、田や畠でない場合でも農地基本台帳や耕作証明書などで確認できれば対象とするとしています。また、所有の確認方法については相続登記が済んでいない場合でも財物賠償と同様に緩和策を講ずるとしています。評価額については田んぼ1平方メートル当たり480円から650円、畠1平方メートル当たり340円から450円と示されました。

さて、ご質問の牧草地の賠償の件ですが、先日国及び東京電力と協議の結果、飛灰管理をしている採草地については畠として賠償するとの回答をいただいたところであります。

なお、賠償請求の際、農業委員会の農地基本台帳に掲載されている土地が対象となるとのことですが、詳細についてはさらに詰めて、決定次第村民に周知したいと思います。

教育長（八巻義徳君） 私からは6の1、ふるさとの教育についてのご質問にお答えします。

平成25年度教育ビジョンの具体的実践事項として、発達段階に応じたふるさと教育を実施するとしております。今年度のふるさと教育は特色ある学校づくり事業にふるさと教育枠の予算を確保し、小学校・中学校の教育計画に組み込んでおります。

ご承知のとおり、ふるさと教育はふるさとの自然や地理、歴史や文化、さらに産業やその伝統の学びを通じて子供たちの3つの力を育む、すなわちふるさとを理解する力、ふるさとのよさを見つけ出す力、そしてふるさとへの貢献を考える力であります。ご承知のように、本村は厳しい自然の戦いの歴史がありました。村を襲った数々の困難と先人が乗り越えてきた知恵と努力を学ぶことも村の歴史を踏まえたふるさと教育だと認識しております。（ ）

特に、人は歴史を振り返りその成り立ちや経歴に関心を持つのは半ば本能的な行為とも考えます。ふるさとの歴史は子供たちにとっても大変興味深いものと感じます。その点でご指摘、大変興味深くお聞きしました。以上でございます。

7番（菅野義人君） これから一問一答で少し議論を深めていきたいというふうに考えております。

最初の質問ですが、村としての追加除染や再除染の考え方について答弁が示されました。国の方に要求してまいりたいというふうなお話でございました。その答弁を受けた上で確認をしていきたいと思っております。

環境庁との議論の中で私自身は村に寄り添って、被災者の立場に立ってという思いをこの調査したデータに込めながら具体的に除染の方法、あるいは気をつけなければならないこと、線量を下げるために必要なこと等を提案してまいりましたが、いかんせん、村の姿勢はそこにいきますと甚だ私は抽象的ではないかと。村の除染目標も5ミリという設定をしている。1マイクロシーベルトを設定している。しかし、それに対して守ってもらうように強く要請していく。私はそれではなかなか国の今の体制を動かすわけにはいかない。具体的に村の目標線量をとりあえず守っていただく、達成するためにはどういった除染の方法が必要なのか。それは少し努力をするとおのずとその方法について私は見えてくる。ただ、それは国の除染ガイドラインには今乗っていないんだけれども、将来の再除染、追加除染についてはそれに取り組んでいくよう要求していく。私はこういう働きかけが必要なのではないか。この追加除染を要求するに当たって具体的な方法を含めて提案していくという姿勢がこの道を開くための私は有効な手段なのではないかというふうに思いますので、まずその見解についてお伺いをいたします。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいいただきましたように、今まで国に対して村の目標値であります5ミリシーベルト以下を目指すことと、あとは村民の意に沿う、寄り添うということを要求しております。確かに抽象的ではないかというお話でありますが、今提案いただきましたように、では具体的にどういう形でそういうものに目指すことができるきちっとした話をいかなければならないのではないかというおただしかと思います。

いろいろな実証試験がされていまして、中にはプラスチック工法なども前ですと空間線量3.8マイクロシーベルト以上でないとプラスチックはしないという話もありましたが、今川俣とか伊達のほうの除染の状況を見ますと、現に道路などももうプラスチックでやっている。あそここの地域が3.8以上ではない地域でありますので、それぞれの非直轄の中ではそういう融通をきかせる中で、多分県と一緒にいろいろな提案をしながらやっているのかというふうに思っております。そういう部分を担当レベルではよその地区ではこうやっている、何で村ではできないのかというような具体的な話もさせていただいておりますし、あとは新しい方法で、法面の除染についても例えば館山の最初の国の考え方は急傾斜で作業が危険だから草刈りだけで終わりますという話をしておりました。ただ、その中で草野の方々もそれでは納得ができないという部分で国の方ではいろいろ検討していただいたんですが、その中で村のほうからでありますけれども、確かに危険ではあるけれども、例えば根っこを残しながら根深く除草をする、そのあとレーキで土をかき出すというようなことでも幾らでも空間線量というかセシウムを取り除くという方法をやっていただきたいという話をしまして、館山についてはこれから、草野行政区についてはそのような提案をしていただけるのかというふうに思っております。

いろいろな市町村の動きなども見ながら、あとは今までの実証試験を見ながら村としても提案をしておりますが、ただ、国が自ら考えようという部分はない感じがしております。「できない」とすぐ終わってしまうというのが環境省の考え方でありますので、ぜひとも議員の皆様方からもいろいろな除染方法とかこうすればできるのではないかという方法があれば、私どももいろいろなところを見ながらやっていきたいというふうに思っております。何点かの部分でありますけれども、今後とも村民の意に沿うような形で、できるような形で今後進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上であります。

7番（菅野義人君） 追加除染ということで、昨日議会災害対策特別委員会の中で大村所長さんもおいでになったので私も議論させていただきました。各地区の懇談会の中で、それぞれの地区からもこの追加除染についていろいろ要望があって、環境庁福島再生事務所のほうでは回答として線量が下がらない場合には平成26年以降線量低下の措置を継続的に実施するという答弁もいただきました。ただ、その話を私持ち出したときに、大村所長さんはこう言ったんです。線量についてはまた具体的なものは何も決まっていない。私は非常に懸念するのはことしの5月には経産省のほうから20ミリシーベルトの根拠についてという文書が出ております。

国は20ミリシーベルトというのが一つの目安であって、それ以下のものについては果たして明確に追加除染をするかどうかというのが今のところ定まっていない。私はそういう点で村がとりあえずの除染目標ということで年5ミリという線量を掲げた。そこにその意味があるんだと思いますので、国の基準だの線量でということではなく、村の村民感情、戻るための村民感情としての村の除染目標の線量、これを一つの私は基準ということできちんと訴えていかないと実質的にはやれなくなっていくことになるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいただいた内容が大切かというふうに思っておりま
す。国はある程度国のガイドラインに沿ったそれぞれの対象物に対しての除染方法であれ
ばそれが除染だという認識で、そういう考え方でいるような感じがしております。そういう
意味では、村にとって5ミリという、いろいろな議論もいただきましたけれども、5ミリ
という目標値を設定したということは一つの村に対する脅迫的といいますかそういう感
じで、よその市町村とは違うという認識をしていただいたかというふうに思っております。

今除染を進めている場所、二枚橋、須萱が約今でも1時間当たり1マイクロシーベルト
ということで、なかなか下がる低減率が見えない状況だということもありますが、今後深
谷、白石とかも入り、今後また今年度中によその行政区も入るということありますので、
今まで5ミリシーベルトについては徹底するようにという話をしておりますが、今後とも
国の方にぜひとも5ミリシーベルト以下を目指すようにしていただくような要請は
してまいりたいと思っております。以上であります。
()

7番（菅野義人君） 先に進めます。

2の2で質問いたしました復興計画の土地利用計画についてのご答弁をいただきました。
私の指摘した技術的な部分についてはプロジェクトを設けて地域のワークショップと同
時並行に進めていくというご答弁でございました。たしか懇談会の中にもきのう提示いた
だきました質問の中に、果たしてこの農地がどういう利用ができるのかよくわからないの
ではないか。もちろん、除染がまだ進んでいないこともありますが、答弁の中では
はぎ取りをすればある程度線量が下がるんだからという話で、この土地利用を考えていく
という話でした。

後で景観作物の話の中でも触れたいと思います。私は冒頭に申しました懸濁性セシウム
の部分がまだ十分に解明されておらず、例えば上小国地区では公道の真ん中では余り出
ないけれども作田のほうでは結構それが出てくるという状況がございます。そうしますと、
仮に飯館村が農地を除染やって含有するセシウム量が減ったとしてもかんがい水、あるいは
土地条件によってはそのはずれ値に出てくる可能性が出てくる。それを考えるとそれなり
の対策なり方策なりを考えた上で土地利用の計画を話し合ってくださいというのが私
は皆さんに対する親切な進め方ではないかというふうに考えております。
()

同時並行で進めていくわけではありますが、この議論はできるだけ早目にしていきながら
村民に選択肢を示していくことが必要ではないかというふうに思います、見解
を再度求めます。

総務課長（中井田 榮君） 懇談会のときにもご説明していますけれども、7月の頭から行政
区のワークショップを行いながら土地利用の見直しもあわせて地域づくりの検討も含め、
各行政区ごとのワークショップを進めていきたい。その中で、前に第3版の計画でもご説
明しておりますように、とにかく農地の再生を進めるに当たって全体を網羅したような形
での国の要望を前に上げております。土地の除染を行う、さらに土地の保全管理を行う、
さらに農業再開を行うというようなことで、現在営農再開の県の事業が入っているわけで
ありますけれども、その後、出口ベースまでの、先ほどお答えしていますように制度的な
もの、さらには何を作付けるかというところも含めてそれぞれ行政区の土地利用も含めな

がら考えていかないと、今後の農地の再生もないかというふうに思いますので、その辺、行政区の懇談会を一番最初のあの冒頭の懇談会を7月に予定しておりますので、そこでさらにお願いをお重ねながら進めてまいりたいと考えております。

○ 7番（菅野義人君） 2の3の景観作物栽培についてお伺いします。いただいた答弁、前向きな答弁いただきました。ただ、私申しました福島県営農再開支援事業のメニューの中には緑肥作物については1年程度計画の中に支援対象ということで入っていますが、景観作物栽培という考え方は営農支援再開事業の中には含まれてはいないわけです。従いまして、どういう財源でこの事業を進めていくのか。私は先ほどの土地利用の計画のメニューの中の検討にもあわせて荒廃地を増やしていくかないんだ。そして、復興に結びつけていくんだという村の姿勢をお示しいただいてこの事業の財源確保も含めて国なり県のほうに要求していくという、そういうふうな進め方でないとなかなか土地は荒れてくる。そういうふうに思うんですが、財源確保の見通しについてどのように考えているかお伺いをいたします。

○ 総務課長（中井田 榮君） 先ほどお答えしていますように、当面は営農再開の県の事業を使って進めるわけでありますけれども、村としては再三に要望しておりますのは、きっとはぎ取りをする。客土をする。営農再開を始める。しかしながら、地力がはぎ取りをするわけでありますから、地力が落ちているわけでありますので、議員おただしのとおり緑肥作物を作付けをする。そして試験的なものが期間があって、さらに本格栽培が出てくるのかと思います。

○ つくるに当たってもきっとつくったからすぐ売れるかというと、なかなかそういうわけにはいかない。であれば、食べるものではなくいろいろな形に利用できる作物になるのか。さらには何年か地力栽培をするための作物になるのかというようなことも含めてこれからきっと行政区の懇談会をやるわけでありますけれども、その辺を実際の声を踏まえながら国県にこれから制度的にも事業的にも要望するような形になるのかというふうに考えているところでございます。

○ 7番（菅野義人君） まさしく今国のほうの考え方は、はぎ取りをやった後なるべく早く本格栽培に移行してくる。私は当然そういう動きがあつてもいいんですが、もちろん農業者の中には早く本格栽培に移行したいというふうな考えを持っている方もいらっしゃいます。ただし、現実的には非常に従事される方が高齢化になつたり、あるいは先ほど申しました水の問題があつたり、周囲が非常に高濃度の汚染状態が山林、ため池についてはまだ除染が手をつけられないという状況の中にあつたりします。そういう中で、皆さんの復興意識を高めていくために私はワンクッションとして景観作物という訴え方をしていかなければならないということなんです。

○ 国のほうは地力を回復するための緑地栽培という話です。私は緑地、もちろん地力を回復するという意味も含めますが、この飯館村の置かれた環境、全村避難という状況から戻っていくための方策としてこの景観作物というのが私は有効に機能するのではないかと思っております。ですから、もう少し私はこの政策を打ち出すような方向での裏づけを村としては考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘いただきましたように、復興意識を高めるということはこれからなかなか除染が進まない、賠償も処理ついたばかりでこれからどうなるのかというようなことで村民は不安でいっぱいありますから、今ほどご指摘いただきましたように復興意識を高める意味で、ただ単に地力向上のための緑地作物だけではなく景観も含めてご指摘いただいたような内容を踏まえて検討していきたいと考えております。

7番（菅野義人君） 2の4に移ります。ガンマカメラの活用体制、測定業務委託ということで活用を図ってまいりたいというふうな答弁をいただきました。去る4月30日の臨時議会の補正予算として住環境放射線測定業務として8,700万円の予算計上がされました。今環境省のほうでもたしか福島再生事務所の名義でガンマカメラを使った測定実証事業を募集しているということで、それは機械購入を主体にするのではなく測定業務や、その結果の生かし方を提案するような公募事業だというふうに私は理解しているんですが、村としても答弁にあったように機械購入ではなく測定業務とその解析についてやっていくような体制にしたいというお話をございました。

私も議会の中でガンマカメラの実演を見せていただきました。確かに見えないものを見るようにしてきたというのを技術は私は大分進歩してきた。ただ、これからもう少し私はあの技術は進歩するのではないか。測定の時間、それから実際に放射線の出ている場所の色の解析の問題、それを考えますと機械を固定化してしまうのが果たしてこれから長く飯館村として放射線につき合う飯館村として固定化するのは私は結構なことではないのではないかと疑問を抱いたんですが、その辺についての対応についての見解を求めます。

村長（菅野典雄君） ガンマカメラ、我々地元の工場も一部つくっているわけでありまして、いろいろお話を聞いてきたところであります。ぜひ村民の安心をとるためににはこの機械をある程度使っていくというのが必要だろうとこんなふうに思って、これまでもずっと言つてきたところですが、なかなか進まないものですからこの前環境副大臣のところにも行つてきたところであります。ただ、村としては一番最初からというのも私は大切だと思うんですが、できるだけ除染をし終わった後のホットスポットといいますか、取り残し的などころが見ることが村民にとってより安全安心感を与えるのではないか。そのような使い方ということですと村としては議会ともども話をしてきたところだというふうに思っています。

それで、話は先ほど環境副大臣にお会いをいたしましたら、副大臣のほうからも日進月歩の可能性があるので環境省としてもできるだけ委託で使わせていただいているというようなお話をしました。なお、いろいろ聞きましたら、その委託というのは1年間の委託ではなくちょっと実験をしてみるのにというだけの委託ということになりますから、何ほどか7台ほど使っているということなんですが、ごくごく短い時間の使用なのかというふうに思っています。村としてはそんな形にはなりませんので、これからかなり除染が進むということになりますと1件1件の再確認とこういうことになりますので、どの程度必要になるかまだちょっと予測はつきませんけれども、簡単なことではございませんので委託というところでやらせていただく、それが今回予算に上げさせていただいた、了解いただいた金額で足りるのか足りないのか、そこら辺も詰めていただいて、できるだけしっかりと

件1件の再確認をしていくという除染の体制をこのモニタリングでやっていければとこ
のように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 今答弁いただきましたように、1日幾らというような委託というのはな
かなか、委託を受けた側もこれはなかなかできないことだと、金額的には。ですから、委
託だということであってもきちんと測定、分析、表示まで含めてきちっとした料金の中で
対応いただくというような配慮は私は必要だろうと。ただ、本来ですと、今答弁ありま
したように、除染後のある程度測定については私は一定程度効力を発揮するんだろうと。た
だ、除染前の高いところを見極めるというのにはちょっと苦手なのかというふうに私思
いました。これは出てくる放射線とその場所との解析ですから、そういう点からしますと除
染後のモニタリングのために活用していくというふうな方向で私は考えたほうがよろし
いのではないかというふうに思いますが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 村としてもそれは少しでも多くやればそれにこしたことはないだろうと
思いますが、終わった後の住民に対するこういう状況だという少しでも除染に対する安心
感を与えるために有効に使わせていただきたいとこのように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 次に参ります。3の1の除染推進体制の構築について再質問させていた
だきます。

答弁では村のほうでいろいろ考えて体制を組みました。までい除染会議とか行政区の監
視員、モニタリングセンター、福島再生の会などの連携を密にして村民が安心して帰村で
きるように環境整備してまいりというような答弁いただきました。この1年間、環境庁との
いろいろの交渉の中で私考えたんですが、せっかくこの村はいろいろ村民参加の体制を
つくりながらも国のほうに直接関与する仕組みにはなっていない。確かにいろいろ提案を
したりデータをとってもらったり、それはそれで後に非常に有効になってくるんだと思
いますが、環境省は環境省のほうで別体制で物事を進めていく。いろいろな問題提起をして
も直接関与する権限も力もない。体制にもなっていない。私はこれを何とか打破していくか
ないと結果からすれば環境省にとってもいい除染には結びつかないのではないかという
ふうに私は考えるんですが、これはもちろん国のほうの理解なり予算措置がないとできま
せんが、飯舘村としてはそれを要求するだけの必要性があるのではないかというふうに思
いますが、このいただいた答弁に関して私の見解について再度答弁をいただきます。

○ 村長（菅野典雄君） 飯舘村は国直轄の除染ということが早々と決まったわけであります。そ
れに対して基本的には一番住民がふるさとを思う気持ちであったり、あるいは田畠を大
切にする気持ち、家族を思う気持ち、そういうところの思いをうまく活用していくことが、
除染にしろ帰村の時期にしろ、早める話だとこういう話はずつとしてきてているわけでありますけれども、なかなか国のほうはそういうところがわかつていただけないというこ
とだったわけであります。

幸いに議会の力などもいただいて、今回の除染に対してある一定の予算はいただいて、
今須賀の除染がスタートしている。そして、かなりの人たちが村民の方たちが除染とはこ
ういうものであり、大変なものだ。でも、やはりやらなければならないという認識を従業

員の人たちが知っていたい、働いていたい人が知っていたい、感じてもらったというふうに思っていますから、一定の効果は私は村として国に対してあったというふうに思っています。ただ、残念ながらそこに住民がもうちょっと別な形で、作業という形ではなく立ち会ったり一緒にいろいろ話をしながら、ここはどうなのとかという話ができるような体制をという話をしていたわけですが、そこに重きを置いたわけですが、残念ながら国のほうは理解はしないということです。

でも、あきらめているつもりはありません。今近ごろ出てきたいろいろな事業がありますから、その中でその重要性、そのほうが国がはるかに楽であるという言い方はどうかわかりませんが、いい除染ができるんだという認識をこれからも訴えていって、何とかこれから本格的除染が始まるまでにその予算獲得に頑張っていければとこのように思っているところです。

7番（菅野義人君） 4の1に移ります。ネット選挙運動に伴う対応についてということで答弁をいただきました。有効に活用できるよう、情報を収集し有権者への周知を図り投票率の向上に努めていくというふうな答弁をいただきました。これは改正されてまだ間もない法律でありますので、いろいろ試行錯誤の部分があつたりなんかするとは思います。この法律改正の本来の目的は、選挙に関する情報提供の利便性であつたり、有権者への理解であつたり、特に若い世代の理解を深めることにある。強いては投票率の向上に結びつくというふうなそのような趣旨だと思いますが、今現在飯館村も原発事故によって村民がばらばらな状態で避難されているというふうな状況であります。

その点から、例えばほかの被災町村の選挙の投票率を見ますと、被災後は大幅に下がっているんです、投票率が。例えば浪江町の議会議員選挙で4月21日に投票がありました。53.8%で、4年前のマイナス24%という数字です。それから双葉町、いろいろ関心を集めた選挙なんですが、それは投票率が56%程度。前回の選挙というのは被災後の2011年に双葉町はやっていますが、それよりさらに7%減っている。被災前の2009年よりはマイナス11%さらに減っている。大熊町、富岡町もそれぞれ前回無投票でありましたが、被災後は68%、48%。どうも投票率が非常に下がっている。私はこれは何とかしなければならない話なんだろうと思います。

せっかく飯館村はタブレットが配付されておりまますし、そういう点では選挙管理委員会としてはタブレットを活用して選挙情報を有効に流して投票率のアップに私は努めていくべきだろうというふうに思いますが、具体的にどのようなことを考えているか再度伺います。

総務課長（中井田 榮君） 選挙につきましては選挙管理委員会が最終的には判断をして、これから決めていくわけでありますけれども、現在わかっている範囲での事務局としてのお話をさせていただきますけれども、ご承知のとおり、今回のインターネット選挙というのは、ネット選挙というのは候補者がブログとかインターフェースとかそういう形に自分の意思で入っていって、そして立候補者から選挙公報を、選挙運動を受けるというのがつくりであります。それぞれパソコンを持っている方はメールアドレスがあるわけありますけれども、それに例えば立候補者が直接送ることは禁止されているといった状況に

なっております。

ご質問の飯館村におきましてはタブレット、1,700戸の家庭が現在3,100人避難によって散り散りばらばらに避難をしているわけでありますけれども、タブレット、前もご説明していますけれども、3,000のうち2,400配付をさせていただいております。1戸当たり2個上限というようなことで配付をさせていただいておりまして、現在いろいろな形で村のお知らせ等を出しているところでございますけれども、それに載せてどういうふうな使い方ができるかということではありますけれども、実はタブレットから村のホームページも見られるようになってるわけでありますけれども、今回の改正によりましてホームページに実はこういうふうな前の議会で実は条例を改正させていただきましたけれども、5日から10日に実は期間を延ばさせていただきました。それで、タブロイド版の選挙公報をこれから選挙をやるに当たってはつくって、それを村のホームページに張りつける、見られるようになります。それをタブレットから見にいくことはできるようになるかと思います。その辺も最終的には選挙管理委員会の中で確認をしながらやっていくわけではありますけれども、そういういった使い方が今後できるのではないかというふうに考えています。

7番（菅野義人君） 次の質問に移らせていただきます。

5の1、牧草地の賠償について答弁をいただきました。飛灰管理をしている牧草地、採草地については畑として賠償するとの回答を受けていたというふうなご答弁でございました。農業委員会との証明の関係がございますが、多くの牧草地は地目がほとんど原野になっているんです。従いまして、固定資産の評価も非常に低いというこの辺が私は、例えば東京電力がこのように回答したとしても非常に証明するのに矛盾を来すという部分が出てくるのではないかというふうに思いますが、ちょっと今まで知り得ている情報について、この辺のことについてちょっと再度答弁を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） ようやく田畠の賠償の基準が先般示されました。通常の田畠はわかりますけれども、特に飯館村の場合は畜産の村ということで牧草地が非常に多い。面積的にも通常の畠と何倍ぐらいの大きさの広い面積がありますので、牧草地が該当しなくなったのでは困るということで、国の方にもいろいろ前からお話をしていましたけれども、今回示された基準は地目、登記簿上は牧場とか原野とかになっています。それは地目上は飛灰管理しているかしていないか全くわかりません。ですので、東電としては飛灰管理をしている草地、放牧地もありますけれども放牧地も当然飛灰管理はしていますよね。ですから耕起をして再更新とかそういうことのできないところは、そういうところの牧草地といいますか放牧地は該当にはならないということでありまして、飛灰管理をして耕起の可能な草地は、これは畠として見なすところの話がありました。

それで、何で証明するのかということになりますけれども、登記簿上では証明できませんので私としては農業委員会の証明というか農地基本台帳で載っていれば、それでオーケーとできないのかという話をしましたところ、それでいいところの話でありました。農地基本台帳の中に多分全部入っていないかもしれません。入っていない場合は、現地を確認をさせていただいて、飛灰管理していればオーケーとこういう話がありました。現場確認までいけるのかどうかというのではありますけれども、大分私も農業委員会の基本

台帳にその草地が載っている・載っていない、何人かの畜産農家の方のを見ましたけれども、大分入っています、農地基本台帳の中に。ですから、該当する草地が多いのではないかというふうに思いましたけれども、そういうことありました。

なお、決定ということではないので、もっと詰めが必要だと思いますので、確定次第、先ほど答弁したとおりであります、村民の皆さんにも周知をしていきたいと思っています。

7番（菅野義人君） 最後の質問に対して再答弁をさせていただきます。ふるさと教育について歴史観を持たせるべきではないかというふうな私質問をいたしました。教育長のほうからはふるさとの歴史は子供たちにとって大変興味深いものと感じる、この指摘を興味深くお聞きしましたという答弁をいただきました。この被災に遭ってから、私例え入学式、卒業式、学園祭、拝見しましてむしろ大人の我々が子供たちに励ましを受けているというふうに強く感じるときがあります。もしかしますと、子供たちはこの被災にとって一番大きな影響を受けたんだけれども、自分たちの村というものに対する意識がしっかりと持っている。そんなふうに私は感じたんです。

ふるさと教育の中で郷土のいろいろの素材について料理とかあるいは民話とかの研究とかそういうのを勉強されておりますが、私はそのものだけの捉え方というのは本来の捉え方ではないんだろうと感じます。本来はその民話のできた背景に何があるのか。あと、素の料理ができた背景に何があったのか。私はそれを子供たちに気づいてもらいたい。ただし、私教育長さんのおっしゃるように子供たちが今の段階で果たしてふるさとの歴史にしっかりと興味を持っているのかといいますと、私はなかなかそういうわけにはいかないだろう。それは料理とか民話とかそういった教材をもとにしながらその歴史観を与えていくというふうな姿勢を私は教育委員会で持っていたい。そういう趣旨で質問したわけでありますが、この辺の認識についてちょっと教育長さんの見解をお示しいただければと思います。

教育長（八巻義徳君） お答えします。今ご質問いただいた内容、本当に私ども日々の教育活動の中で私ども子供たちを勇気づける立場のものが実態として子供たちの日々の教育活動から私ども自身が勇気づけられていることが度々あります。

そうした中で、その子供たちがこの度の震災による避難生活が続いている。そして、以前よりもふるさとのよさなりそれから景観なりを実感として感じる機会が少なくなっていることは確かであります。それだけに今ご質問いただいたように、飯館村の食文化なり、そして民話なり芸能なり、これをしっかりと継承する担い手、子供たちに接していく必要性を痛感しております。

そのときに、こうした民話、食文化、芸能というものが評価なり検証する過程を通しての歴史学なのだろうというふうに思います。そして、それを関連づけていく大切さを感じております。ただ、歴史学だけではなかなか子供たちにはその思いが伝わらない。したがって、こうして知り得た歴史的な事象を私ども今まで飯館村を支えてきていただいた多くの先人、先輩、そうした人たちから統一的な視点を持って飯館村の歴史を考えていただく。それがまさに歴史観なんだろうというふうに思っております。こうした私どもの歴史を一

つの視点を踏まえて教育に取り組んでいくふるさと教育に当たっていく、その必要性、私も全く同じくそのように認識しております。以上でございます。

議長（佐藤長平君） 2番 飯樋善二郎君に発言を許します。

2番（飯樋善二郎君） 大変お疲れ様です。

私は平成25年第4回飯館村議会定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、現状について少しお話をさせていただきます。依然として思うように進まない復旧・復興ですが、避難している住民にとっては先行きが見通せない不安と不信が交差し、あきらめにも似た無力感が延々と続いているように思えてなりません。そもそもの不安を解消するための多くの課題や問題があるから住民からは多くの要望が出されているのではないかでしょうか。そのことに対して真摯に耳を傾けて、丁寧に対応をしていくことが求められているわけですが、現状ではそのことがなかなか見えてきていません。解決策を望んでもマニュアルどおりの答弁を繰り返し続ける国の対応では到底納得がいかないのは当然ではないでしょうか。

このままでいいはずがありませんし、少しでも被災住民の立場に立った柔軟な解決策が望まれているのではないかでしょうか。除染の同意が進まない要因もここにあると思われます。数多くのプロセスを経て初めて不安を抱えている住民の心を捉えることができ、たとえ多少心配な点があつてもある程度理解が得られ、まずは一度実施してみて結果を確かめてみてはどうかと思うのではないかでしょうか。現状ではそのことが少し欠けていると思わざるを得ません。

復興庁がこのほど避難指示解除準備区域の復旧作業の工程を見直し、公表しました。さらに前よりもあいまいな表現にかわり、後退するケースもあります。復興の進行に対する影響を心配する声も出ています。こうしたことを踏まえ、一日も早い道筋を示せる施策を切に希望するものです。

そこで質問に入らせていただきます。まず1点目は、賠償の整合性についてお伺いいたします。

1の1として、双葉地方の被災自治体が設定した区域の見直しと帰還の目安を村としてはどう捉えて他町村との整合性はどう対処していくお考えか、現時点でのご所見をお伺いいたします。

1の2番目です。飯館村が設定した基準は地域の分断と大きな不平等を招いてしまったのではないかでしょうか。基準に沿った決定に早い時期に見直しをすることにより、復旧・復興が前進し帰村の時期も早まると思われますがご所見を伺うものです。

次に、民法上の賠償請求権の3年時効についてお伺いいたします。2の1として、賠償未請求者が全体では1万1,214人いるとしておりますが、そのうち飯館村での未請求者は165人もいることがこのほど判明しました。この人たちの救済を村として支援していくお考えはあるかどうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、紛争審査会に調停を申し立てていない被災住民、同様の時効の懸念があるが法的根拠のない東電と国の対応をどう捉えているのか、ご所見を伺うものです。

次に3点目といたしまして、除染の同意が思うように進まないことについて伺うもので

す。これまで何回となく地域懇談会を繰り返してきました。この地域懇談会において出された多くの課題は明確に確認されてきています。住民の要望に少しでも沿った除染に近づけることが大事ではないか。ご所見をお伺いいたします。

以上、3点5項目について質問いたします。

村長（菅野典雄君） 2番飯樋善二郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

賠償の整合性、賠償請求権の3年時効、そして除染の同意取得とありますが、私のほうからは賠償の整合性についてお答えをさせていただいて、後ほど担当のほうからお答えをさせていただきます。

ご存じのように、飯館村は計画的避難区域から避難解除準備区域、そして居住制限区域、そして帰還困難区域の3区分に再編するということについていち早く取り組み、他の自治体に先んじて昨年の7月17日に区域見直しを行ってきたわけであります。これは復興への各種取り組みや事業が行えるという内容が中に入っている。さらに、区域見直しによって住民への賠償が早く進められるということがあったものがありました。（1）

ご存じのように、本村の区域見直しを皮切りに他の被災町村も国の提案に応じ避難区域の見直しが進んだことは紛れもない事実であります。国の放射線モニタリングを見ても、双葉地方のプラント周辺の自治体とは異なり、本村の場合は除染をすれば帰れる見込みがありますので、帰還に向けた取り組みを先行させることのメリットのほうが大きいものと考えた結果、できるだけ急いで取り組ませていただき、住民などの理解をいただいたわけであります。

本村の事例を参考に後から区域見直しに応じた自治体が、国と条件交渉をした経緯は聞き及んでおりますが、基本的には線量に応じて3区分に再編され、線量が低いにもかかわらず全域帰還困難区域となった自治体はなかったと認識をしているところであります。ただ、村が4地区の避難解除準備区域を他の居住制限区域と同じ帰村時期にするというように、全域を5年間帰らないと自治体で決めたところは、5年間というのは最初からは6年間であります。自治体は決めたところはあるようありますので、そこは整合性はとれていると思っているところであります。（1）

双葉地方の置かれた条件と本村とでは異なるところもありまして、一概に論じることはできないと考えておりますが、他の自治体が得た条件が本村のものと余りにもかけ離れている場合には国に対し抗議を行うことも、改善を求めていくということも当然のことございますが、今のところそういうことはないというふうに思っているところであります。

2点目の区域見直しの設定に係る考え方であります。今申しましたように、区域再編の基準はご存じのように被ばく線量が年間50ミリを超える区域と、それから20ミリから50ミリの区域と、それから20ミリ以下の区域ということになっているのと、もう一つは飯館村は行政区を単位として区域指定を行うという基準であります。この基準は行政区ごとのコミュニティを重んじ地域づくりを進めてきた飯館村にこれまで進めてきた考え方を即したものであり、議会とも協議の上、決定した前提条件でありますので、この基準を見直す考えは今のところ全くないということでございます。

ご指摘は、賠償に不平等があることについてのものと考えるものであります。そもそも

も国が示した基準は帰還困難区域が5年分については精神的損害600万円を一括賠償、居住制限区域が2年分の精神的賠償の240万円を一括賠償、そして解除準備区域というものは1カ月単位であります支払いは3カ月ごとに1人10万円の賠償を払うというのが国が当初出してきた条件でございます。条件といいますか支払い方法であったわけありますが、これらを村は議会とも協議をした上で国と交渉しまして、居住制限区域のうち比較的線量の高い蕨平、比曽、前田・八和木の3行政区を4年分の一括払いに、その他の16行政区、つまり準備区域も2年分一括払いというところできたわけであります。

なお、ことし11月末までに除染が完了しない場合はこの16行政区においては1年分精神的賠償と財物について追加賠償するという確認をとっているとございます。また、当初より区域見直しによりそれに伴う賠償の差が大きいということは今ご質問いただきましたようにずっと国に対しても指摘をし、改善を求めてきたんですが、残念ながら聞き入れられませんでしたということであります。しかしながら、インフラ復帰を進める上で居住制限区域と避難解除準備区域は一緒に解除することとし、避難解除準備区域のみ先行して解除することはさせないこと、それからさきに述べたように除染が進まず避難解除できない場合は賠償期間も延長するということは国と約束をしているところであります。

区域指定は賠償と帰還時期と表裏一体の問題であり、賠償の充実を望む声がある一方で、一日でも早く村に帰りたいという村民の声も多く寄せられておりますので、今後もそれぞれの村民の立場に考えながら村として国と向きあわせていただくところでございますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

その他は担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは2番、民法上の賠償請求権の3年時効についてお答えいたします。関連がありますので、2の1、2の2、まとめてお答えいたします。

まず2の1、賠償の未請求者については先般東京電力から発表があり、東京電力が仮払いした6,509人に対して本賠償請求者が6,344人、差し引き165人が本賠償の請求を行っていないというデータが示されました。東京電力ではこれまでダイレクトメールや戸別に電話をするなどの対応をしておりますが、来月以降も再度ダイレクトメールを送り請求を促すと聞いております。また、東京電力は今後見請求者の減少に向け関係市町村と個別に対応を協議することとしております。

村としては、個人の請求状況を把握することは個人情報の壁があり、困難な面もありますが、東京電力に対して被害者である村民へのきめ細かな対応を要求し、未請求者数の把握に努め請求できるよう指導してまいります。

次に2の2、先月国会で成立した時効特例法についてADRで和解が成立せず、和解仲介の途中で時効の期間が来てしまった場合でも打ち切りの通知を受けた日から1カ月以内に裁判所に訴えることで時効にかかるないようにできるものです。しかし、この法律はADRに申し立てをしているケースは対象となります、申し立てをしていない場合は対象となりません。多くの村民はADRへの申し立てを行っておらず、今回の法律の適用を受けることはできないものと考えております。

時効について、東京電力は時効を主張することは考えていないとしていますが、民法上、

時効の利益はあらかじめ放棄することはできないと規定されており、時効は避けられないものと考えております。こうした状況のもと、村としては全ての村民が損害賠償を最後まで受けられるよう、国や東京電力に対して粘り強く協議していくとともに、全ての村民が最後まで損害賠償が可能となるよう被災自治体や県と連携し国に対して新たな法律の整備を求めてまいります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の3の除染の同意取得についてお答えをいたします。

村はこれまで国がガイドラインを遵守する中、除染同意取得がスムーズにいくように農地除染の手法変更、イグネの伐採とその補償、除染困難工作物の対応について重点課題として、村独自で国と交渉をし、約半年間かけて実施の確約や方向性などを引き出し、村民の意に沿った除染、村民に寄り添った除染となるよう対処してまいりました。7月22日からの行政区懇談会において、村民からは除染内容が現地説明のときと内容が違うということで、村民に不信感を与えたことや、イグネの除染距離の考え方、屋内・屋外廃棄物の対処、除染作業の開始時期など除染が進まないことへのいら立ちの中で数多くの質問、要望が出されました。（ ）

その回答には国のガイドラインの関係や、他の自治体の関係から国としては村民の要望を全て聞き入れることは難しいという内容もありました。おただしのとおり、除染同意を得るには幾らかでも村民の要望を聞き入れてもらうことが必要と考えておりますので、今後も村民の要望や意向を十分に聞き、できるだけ早く除染同意ができるよう要請してまいります。

2番（飯樋善二郎君） ここからは何点か再質問をさせていただきます。

まず1項目目の賠償の整合性についてご答弁がありました。現在、飯館村と同じ設定をしているところはないはずですし、3つの基準がある以上、それに沿った形の決定をするべきで、私たちの村の決定は当初から私は違うのではないか、こう考えてきましたが、もう一度このことについてお尋ねをいたします。（ ）

村長（菅野典雄君） どの行政区も先ほど言いましたように20ミリ以下、20から50、50以上というこの3つの区域にそれぞれ国から示された中で区分けがされている。自治体によっては2つになっているところもあるようですが、いずれにしてもそのような形に区分けはされている。区域の見直しが行われているということだというふうに思っております。

2番（飯樋善二郎君） この決定は国は25年度中に除染を完了させるという約束でこのような決定をしたわけですが、到底無理なことは現時点になって明白になってきました。答弁にありました1年延長の見直しは当然でありますし、このことを村の除染を進めるため、復旧・復興を進めるためにはこうしたことを明確に伝えることが必要ではないかと思いますが、再度お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 国は多分かなりの自治体に対して24年、25年で除染をするとこういう話をてきて、しかも最初は居住空間、それがまた農地までとこういうことでありますので、現実に我々はもうかなり早い時期から議会とともに非常に机上の空論ではないかとそう言ってきたわけであります、その結果はご存じのように最終年度の25年度の今に至って

もまだスタートしたばかりとこういうことですから、25年度の除染の終了はないものとこのように思っているところであります。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 今まで村はずっと復興計画で示してきました。帰村の目安、見通しです。これは27年3月ごろをめどとするということできましたけれども、現状を鑑み1年延長して明確に居住制限区域以下の解除時期を住民に明確に伝えて、帰村の準備をしっかりと整えたほうがより多くの村民が帰れる環境がさらに整い、いい方向に進むと考えますがこの決定を早い時期に見直しをすることによって全てが大きく前進し、先の見通しがつかないでいる村民も希望を持って前進を見据えて取り組めるのではないか。もう一度お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 長泥地区、困難区域は29年3月になります。それから3地区の蕨平、比曾、八和木・前田は28年3月でございます。そして、その他の16行政区がことしの11月、12月ぐらいで除染が終わらなければ27年3月、こういう形になるということでありまして、それは一括賠償とそこまで帰れないというのがつきものでございますので、それを今飯樋議員のおっしゃったのはもっと27年3月ではなく、16行政区を28年3月なり29年3月に帰るというふうに決めたらいかがかという話でありますと、そうしますと何せ先ほどもお話ししましたように、一日でも早く除染をしていただいて帰りたいという方もかなりいますので、そうなった場合に何年も帰らないという形に飯館村をした場合に、果たしてそれがいいかどうかということになると、なかなかそうはならないということでございますので、一応除染が終わらなければ次々と進んでいくわけありますけれども、とりあえず16行政区は最長でも27年3月あたりで除染を終えてもらいたいものだという思いでございますので、ご理解いただければというふうに思っております。

2番（飯樋善二郎君） ただいま答弁いただきましたことにつきましては、私も理解をしているところです。しかしながら、この今の答弁ですと延々として不安を抱えたまま見通しのつかない状況が続くことも事実なんです。他市町村との大きな差があれば見直しもあり得るという答弁がありました。今現在、飯館村は大きな差を生じていると私は思っているんです。それはなぜかというと、まず3つの区域があつて帰還の目安を決めたわけです。その中で今言いました6分の6は長泥の帰還困難区域、それから6分の5は高線量の一部ある地域の3行政区、それ以外のところは全て、これが1年ならわたります。2年の差が現在あるわけです。これを早い時期に見直しをして、住民に安心を与えながら帰村のための準備を整えてもらう。この方法が早い時期に示されなければ住民は不安を抱えたまますとその心配に立った上で生活をしていかなければならない。避難も続けなければならない。そのことを改める考えはないという答弁ですが、それでは住民の理解はなかなか得られない。私はそう思うんですがもう一度お伺いします。

村長（菅野典雄君） ここにデータがあるんですが、大熊町は当然3つの区域であります。そして全員6年後ということにしてあります。双葉町は2つの区域なんですが、これも6年ということであります。ですから、飯館村も3つの区域がもう6年間帰らないということであれば、それはそれでできるかもしれません、村の判断として、あるいは議会の皆さんの判断として村民の全ての判断としてそれでいいということであれば、それは可能になる

かもしれませんけれども、少なくともそういう意見だけが村の判断としていいとは全く思っておりませんので、できるだけ除染をスピーディにやってもらって、1年でも早く帰れる人をつくっていくことが、少なくとも今工場を残し特者を残し、そして25以上の事業所が我々住民も帰らない中で一生懸命やっているという考え方をすれば、少しでも早く我々も帰れる人は帰っていく。ただし、なかなか帰れない人はそれはそれでそれに対する対応を国に求め、そして我々もできる範囲で頑張っていくということではないかというふうに思っていますので、何度も言いますように、双葉や大熊のように全村6年間戻れないという区域に見直すことによって平等だという考え方はなかなか村としては難しいのではないかと思っているところであります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休議します。

再開は13時10分とします。

（午前11時54分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（午後1時32分）

2番（飯樋善二郎君） 大変ディスカッションしていただきまして、伝わらない部分も今度は伝わったのかというふうに認識をしております。

そういうことであれば、確かにいざれはそういう形になるのかというふうに思う方が多いと思いますが、しばらくの間は同じような状況が延々として続く、こう判断する人も少なくはないと思いますが、今の副村長のお答えで間違いないですね。

村長（菅野典雄君） 結果的には除染次第ということになりますが、現在改めて16の行政区の帰還時期を見直すことになりますと、他の行政区とも騒ぎになりますし、今戻っている人たちに対しても大変失礼な話になりますので、精いっぱい早く除染をしてもらう努力をしながらどうしてもなかなかそれが進まないということになれば今お話をいたいたるようにさらに一生懸命国の方に要望して皆さん方の意に沿うようにしていきたいとこのように思っております。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 再度確認をさせていただきました。まず住民には私もそういうふうに伝えて理解をいただくということで、質問を先に進ませていただきます。

次に請求権の消滅時効について質問をいたしました。答弁では全ての被害者が等しく賠償を受けられるようにすることは当然だという答弁がありました。このことは私もそれなりに勉強させていただきましたけれども、今現在このことに沿する被災者は大方恐らく3分の1もない状況で、ほとんどの人がADR紛争審査会には申し込みをしていないわけです。これが果たして時効の話が出てきたときにしないことが得策なのか、したほうが得策なのか。このことを私は今現時点ではやつておかないと来年の3月11日になったときにこれではどうしようもないという話になつたのでは心配なのでこういう質問をしたんですが、見解を伺っておきたい。

副村長（門馬伸市君） 時効の問題については東電とか国でいろいろ言っていますが、公的に

はこれは何の効力もないんです。口だけの話ですからそれでは困るので法整備をしてもらいたいという話を我々だけではなくみんなやっているわけです。今のご質問の紛争解決センターに何も異議がなくとも申し立てをしてその時効を中断させるという方法がそれでいいのかどうかというのもありますよね。そうではなく、異議のない人もいるわけですから、それは制度として法的に解決する、これは自民党、公明党の中でもそういう話が、与党の中でもそういう話になっていますよね。ですから、早くこれを決めていただかないと、法的な整備、そうでないと空手形になりますから、我々としては県のほうにも言っていまし、県も国に言っています。この時効の問題は大変重要な、我々にとっては重要な案件ですので、引き続きそういう法的な制度の整備について強く要望していきたいというふうに思います。

したがって、ADRに時効中断のための申し立てを村民が全員でやるという方法は、私はいい方法ではないと思いますので、その方法ではない方法で国に制度的な、法的な整備を求めていくことが最初の段階だというふうに思っています。

2番（飯樋善二郎君） 当然そうあるべきで、まずもう一つ懸念は飯館村には165人の未請求者が存在する。このことはどういう理由で請求をしないのか。これは村として責任持つて確認をする必要がある、わかっていて請求しない人なのか、全然わからなくて請求しないのか。ここを個人保護法があって調べるというのは非常に難しい話ではありますけれども、1人も残らずそういう脱落者が出ないようにするためにその行為は必要だと思うんですが、村の見解。

副村長（門馬伸市君） 新聞にも出ましたし、私どもも確認を今しているところです。理由も含めて確認をして、未請求者が出ないように、書けない人もいるかもしれませんので、請求できない人もいるかもしれませんので、その辺のフォローも含めて全員が請求できるように対応してまいります。

2番（飯樋善二郎君） そうしますと、対応をできるだけすることですけれども、どの程度の対応ができるのか、可能なのか。ここが問題で、要するに請求できない方は詳しく中身を承知していないで請求できないのかどうかわかりませんけれども、その辺から調査をしないと非常にこの問題を解決するのには複雑な関係があるのかというふうに私も認識していますけれども、文科省ではADRに申し込んでいない方も同様に救済する。そのためには議員立法でそういう見通しをつけることが大事だという話を今していますから、当然そういうふうになるとは思いますけれども、今の時点では何もとした担保がされていないわけですから、このことをしっかりと取り組んでいくという約束をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

副村長（門馬伸市君） 以前から未請求者の件については村としても何とかしなければならないということで村長を筆頭に今まで電話作戦で未請求者の確認などもしてきました。その後も、これを書けない人がいますから、東京電力のほうで出前の相談、あるいは申請の書けない人の指導、そういうものもやっていますし、今回の165人については東京電力のほうでもダイレクトメール、それぞれに送って指導といいますか請求漏れのないようにというはがきも出しているようあります。村としても東京電力だけではどうしようもないの

で、村は村として未請求者が出ないように、もちろんADRに中にはそういう人もその中には入っているかもしれませんけれども、そうでない人も入るはずでありますので、それは村としても書けなかったら書けるように指導もしますし、そういうことをしながら未請求者が出ないように対応してまいりますので、そういうPRも未請求者の確認もいたします。

2番（飯樋善二郎君） 質問をかえさせていただきます。除染の同意、進めるためには住民が心配している部分を解消してやることが大事だという話を私はさせていただきましたけれども、きのうの特別委員会の中でお話をさせていただきました。残念ながら同じことの繰り返しを延々と続けています。そうした中で住民からは同意を早く求めなければ除染も早く進まない。これは言うまでもありません。早く同意をもらうためにはどういうことが必要なのか。ここを考えないといけないと思うんですが、村としては得策考えていますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の同意の取得という部分であります、今飯樋議員さんおっしゃるように、なかなか進まないという部分があります。答弁の中でも若干書かせていただきましたが、まずは国に対して不信感を持っているという部分が一番の大きな原因かと。そういう意味ではいろいろな説明をしてもなかなか信用していただけないという部分があったり、あとはその不信感を招く一つの要因としても現地説明時の話と、後から説明する内容が変わっていたりと、きのうのイグネのおよそ10メートルという部分もあったりして、行政区懇談会の中では同意のやり直しだというような声もあったのも私自身も聞いています。

そういうことで、かなり除染がいつから始まっていつごろまで終わるんだという見えない部分でのいら立ちの声の中でそのような部分がなっているのかというふうに思っております。また、同意を現地で説明する際、ガイドラインというものがありまして、その基準でどうしても現地で説明する職員のものについてはそこでの部分しか言えないという部分があったりして、できない、できませんという話を言い切ったりするという部分もあったりしています。

まずはどんなふうにしていいのかということで、今担当レベルといいますか環境省の支所の方々とか話をしているのは、何しろ言い方、説明の仕方をまず気をつけてほしい。例えば昨日ちょっと話をしましたが、庭木の剪定も剪定はしませんというふうに言い切ってしまうんです。ただ、実際には現場で木が伸び切っているような部分については剪定までいかなくとも格好よくとはいきませんが、枝打ちとかはきちんとするとという話は言っているんです。ですから、結局剪定ではなくても伸び切っているものについては枝打ちをしてきちんとさせていただきますというような話もすれば、村民の方も納得するのかと思いまし、あと農地などでも畦畔、多分住民懇談会の中で言っているのは畦畔の除染の方法は除草及び堆積物除去を行いますと言っている。堆積物除去とは何なのかと私聞きましたら、そこにこんもりしているようなものがあれば取り除くという話なんです。ですから、例えば畦畔を5センチメートルはぎ取れという話は言わないが、根っこを静かに取るとかそれを堆積物として考えてもらえないのかというような話もしております。

そういうことで、そういう意味では書いてあるとおりのことをやればそういう内容だと

言えば納得してくれる部分もあるのだから、説明の段階できちんと丁寧に相手の気持ちになって言っていただければ大分同意が進むかというふうに思っています。担当者はできないという部分を言えというふうに言われているのかもしれませんけれども、その際にきちんと真意を伝えながらできないものはできない、ただこんなふうにしてやっていきますということを丁寧に言うことで大分村民との担当職員との近寄りは出てくるのかというふうに思っております。

そんなことで、いろいろ問題はあるかと思いますが、環境省の現場の人間といろいろ詰めさせていただいております。以上であります。

○
2番（飯樋善二郎君）　きのうもその話をさせていただきました。丁寧な説明が必要だということは共有の認識で、当然なことなんです。今どうして同意が進まないのかを整理してみます。いろいろな多くの課題があって、それに対する国の回答が全然住民には理解の得られないことを繰り返し伝えている。これで住民との信頼関係が薄れてきている。そんなあいまいな答弁を繰り返し繰り返し続けてもう1年過ぎます。そういうことを繰り返しても到底これは先に進みません。そして除染を除染に同意をしない人は悪者扱いになるような状況では、私はまずいのではないかというふうに思っています。これは不安があって自分のいろいろなうちの除染にしてもらうときに課題があるからこそ、そういうことで簡単に同意が進められないというのが現状なんです。ですから、そのある課題を解決する手段はどうなのか。今そのまま同じ懇談会を繰り返して説明幾らしたって簡単に理解は得られないと私は思うんです。ここできのう提案しました。

○
この問題を解決するために大変な作業にはなると思うんですが、ここの家に行ってどういう問題があつて同意ができないのか。これを確認する必要があるのではないか。私はそう思う。それを取り除いてやらない限り同意は思うように進まないのは当たり前な話で、そこを村としては国任せ、業者任せではなく村としても一歩踏み込んで同時に一緒に行ってその家の課題を聞いてやる。こういうご意見は考えていますか。

○
復興対策課長（中川喜昭君）　今までの除染の同意取得の部分であります、今お話があったようになかなか同意がいただけないお宅には村のほうと、あと国のほうと、あと業者のほう、3者になって行きまして、まずはその内容について聞きながら対応しているところでございます。何件か春先、4月に始まって須萱、二枚橋をすぐさま始めたいという部分では村職員も率先して出ていまして、対応してきました。

きのうも除染同意率の高い行政区からという部分もありますので、今課題となっている部分、村の職員も入りながらということで国のほうには使ってもらつていいですという話もしておりますので、さらに努力をしていきたいというふうに思っております。先ほども説明に当たつてだめなものが時間をかけて解決するという問題でもありませんので、できないものはできないというふうなことで理解をしてもらうという努力も必要なのかというふうに思っておりますので、今後同意取得については幅を持たせていただくものもあるかと思いますが、だめなものはだめというような形で説明して理解をいただくという形で進めさせていただきたいと思います。以上であります。

2番（飯樋善二郎君）　まさに課長が答弁したとおりで、そういう行為をしていくことによつ

て今まで不信、不安を抱いていた住民もそうか、そういう話であればまずは1回除染をやっていただいて、汚されたところを片付けてもらう、これは当然のことですから。それをやってみようという気になるんです。それがあれはできないこれはだめだ、規定どおりでなければそれ以外のことはやらないという話では到底前には進まないのは明白なんです。ですから、私はそういう提案をさせていただいているんですから、今後残された同意の見通しが立っていない、当然私のほうの地区にもあります。そういう人たちに提案をして前回の個別対応のときにもう一度確認するということで回ったはずなんです。そのもう一度確認したことによって同意はするという約束をしているんです。仮置き場もそれなりにそれぞれの部落がある程度はもう決めている。

そうですから、もう一度回ってその住民の不安を解消してやる。できない部分はできないでこれははっきり言っていいと思うんです。その相手に不安を与えないような丁寧な対応があつて、初めて信頼関係が生まれ、よしではそういうことであれば同意をしようとこういう気になると思うんです。ぜひそんなことで進めるということを約束してください。

()
復興対策課長（中川喜昭君） 約束ということですが、同意の部分、国が責任を持ってもらうというのが一番の部分であります。今後進める上で村としてもそれをきちんと進めてほしいというのが願いでもありますので、全部を職員が回るという部分もいきませんので、ちょっと国だけでは対応し切れないというような部分があれば、そういう部分については率先して行って、何とか理解をいただくという形で進めたいと思います。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 最後の質問をさせていただきます。

まず除染の同意の取得方法は今のようなここの住民に柔軟に対応して、一日も早く同意をしてもらうということでは確認されたと思います。それによって今後当然今まで疑問に思っていた10行政区あると思うんですが、これが大きく前進する一歩と私は思っている。今後そういうことでぜひそのことが具体化されて、皆さんのが信頼を取り戻せるようなそういう対応を切に望みます。最後にお伺いします。

()
復興対策課長（中川喜昭君） 村としての思いとしましては、除染を全て完了しながら早い帰村を望むというのが村としての、私自身の除染を担当しているものとしての使命というふうに思っております。今おただしいただいた内容で除染が早く進むような部分では一生懸命対応してまいりたいと思っております。以上であります。

議長（佐藤長平君） 私が一般質問を行いますので、議長の職務を副議長にお願いをいたします。

議長を交代いたします。

副議長（志賀毅君） 議長を交代いたしました。

引き続き発言を許します。

12番（佐藤長平君） 平成25年6月議会に当たり、村政の2点について一般質問をするものであります。

まずは、きのう行われました第22回の議会の災害対策特別委員会、復興省と環境省の役人を呼んでさっぱり進まぬ除染事業について議会議長としては委員外の発言で熱い議論

をさせていただいた。特別委員会の委員長の配慮に感謝するものであります。実は、きのうの私の頭の中には復興省の水野晴久参事官のツイッターでの発言、田舎の協議会云々と発せられた経過から、田舎の村議会代表として議論をしてみたくなったのであります。想定内のオウム返しの答弁にうんざりをしながらも、挑んだ議論の第1はイグネの除染。

イグネ伐採除染は被災後すぐに除染方法の政府交渉で出てきた課題であります。2年たっても我々がペーパーで確認した、おおむね10メートルまでの伐採除染はおおむねが削除され、建物から斜距離に計測されるとの環境省の除染マニュアルだそうであります。被災者村民に寄り添う除染とは何か。環境省は全く認めていないし、理解を示そうともしない。福島再生事務所の大村所長の繰り返しの答弁にきのうは久しぶりに噛み付いたのであります。

議論の第2は、除染不可能な建物の解体除染、それから建物の復旧修理による除染について早急な除染方法と費用の補償基準を示せと迫りましたが、除染が終わってからと再生事務所長のオウム返しの答弁であります。被災者村民の思いに寄り添う立場には全くないことがわかつてしましました。復興省水野晴久参事官に言わせれば田舎の村議会が何をほざく。余りの荒れぐあいに噴き出しそうになりつつも我慢我慢とツイッターされそうであります。きのうの空振り議論の最後に復興省の小山復興局長のフォローする発言もありましたけれども、そのことによって環境省のマニュアルがどのようにかわるか、両耳をかっぽじり、両目をひんむいて見守ってまいりたいと思っているところでございます。

質問に入りますが、既に進まない国直轄の除染対策について改めて問うものであります。国が示した平成24年と25年で除染が終わるとした工程表は大きくおくれています。きのうの特別委員会に非公表の修正工程表原案が示されました。除染工事の進捗と課題は何なのか。執行部に所見を伺うとともに、大きく遅れた除染事業の対策について伺うものであります。

質問の第2は、村の復興計画について伺います。先般、5月、6月に行われた20行政区の懇談会で出された村民からの集約された課題は何か伺うとともに、復興計画の見直しが必要な課題は何かを、この際伺っておきます。

それにしても、今回の復興省の水野参事官のツイッター発言、3月の国会予算委員会において日本維新の会の西田譲衆議院議員が発言したセシウムの無害、有益論、早急に避難指示を解除し避難者を帰還させるべきとの話が出るようでは風化がどんどん進んでいるこれは一つの兆候であります。我々被災者は強く感じとり、対応する必要があると感じた次第であります。

村長（菅野典雄君） 12番佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点、進まぬ除染対策でございます。村内の除染工事の進捗状況でございますが、村発注の須賀地区、4月17日から約130人体制で除染を実施をしておりまして、須賀地区の西端の住宅周辺の森林部から作業に入り、現在は住宅周辺部、仮仮置き場の造成、搬入などを実施しているところでございます。それから、国直轄でスタートしました二枚橋、白石地区ですが、4月15日より除染同意取得、イグネの契約が済んでいる住宅など周辺から少しづつ除染作業に入っておりまして、現在は約250人体制で農地除染を含め実施をして

いるところであります。

ご質問のとおり、本格除染は国で示している除染工程表からは大幅に遅れているところでございます。その課題としては、1つは今ご質問がありましたように国の説明が二転三転していることからの我々の不信感ということあります。また、村民が徹底した除染や意に沿った除染を望んでいるため、国の除染方法の考え方やイグネの伐採範囲に対し不満を持って同意や契約が得られないということが大きな一つだというふうに思っています。

2つには、宅地、建物、農地、山林など地権者数も多く、国の同意書の作成のための名寄せや発送などの事務手続に時間がかかっているというのが2つ目であります。

そして3つ目は、国の担当職員の不足も原因になっているというふうに思って、これまでにもその都度そこを指摘をしてきたところでございますが、若干ふえたということでございます。

遅れ対策ということでありますが、国は仮置き場の確保ができ、同意率の高い行政区から除染工事を早期に発注する考えがありますので、国と情報を共有しながら同意取得やイグネ伐採などの契約などをこれから精力的に進めてまいりたいというふうに思っております。また、入札の手続についてもできるだけ簡略し、早期発注ができるよう要請していかなければならないとこのように思っています。特に、未同意者については村も同行しながら交渉に何度も出向き、除染への理解をしていただくよう努めてまいります。さらに、国も担当職員の増員を図るなど、組織体制を強化してきているということですので、これから今後の事務手続なども今までよりははるかにスムーズに進むものと考えておりますし、進めてもらわないとどうしようもないとこんな状況でありますので、さらに議会ともども環境省のほうにその辺をこれからしっかりと話をていきたいというふうに思っているところであります。

村の復興計画のほうは、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、2点目の復興計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

去る4月22日から6月9日にかけて、復興計画第3版と除染の進捗、財物賠償をテーマに行政区懇談会を開催いたしました。延べ940人余りのご出席をいただき、熱心に質問や討議が行われたところでございます。このうち、復興計画に対し出された意見としましては若者が帰らないことが予想される中で高齢化を予想しての計画となっているのか。花卉栽培施設は誰がやるのか。風評でつくっても売れるのか。帰村の時期を平成27年の春としているが、除染が進まない中で可能なのか。こういったものが多くございました。

以上のことから、村としましては若者が戻らない中での地域の維持や除染そのものに対する不安の払拭、人口減を踏まえたインフラの整備、復興基盤となる雇用の確保が課題であると考えております。

次に、復興計画の見直しが必要な課題についてでありますが、これまで比較的線量が低く除染も早期に終了することから、新たな村内拠点の候補地として臼石地区をイメージして議論を進めてまいりましたが、用地の確保や交流人口増加に向けて既存インフラの活用、

人口減少を踏まえた投資効率の集約化などを考えますと、位置的な調整が必要であると考えておるところでございます。確かに除染が進まない中で帰村や復興のありようをイメージすることは難しいこととは思いますが、村に通えるような距離に避難し、村の外に復興のための拠点を設け、帰村までの間に村外での営業を再開したり、コミュニティを維持するといった取り組みは全て復興計画に掲げているものであり、長期的な視野に立って施策を考えていくことは重要であると考えております。

今後も除染の進捗や賠償の状況、他の自治体の動向や国の施策などによって隨時復興計画の見直しが求められると考えており、今後議会との協議の上、第4版の策定を進める必要があると考えております。

○ 12番（佐藤長平君） 復興計画の見直しについて議論をしたいと思うのであります。

答弁にもありましたように、若いものが戻らない中での地域の維持、それから戻る人が少ないとということで人口減少を踏まえた投資効率の集約化等々の答弁をいただきました。私も高齢化と人口減少による村づくり、どうすればいいのかというふうにずっと考えてきたところであります。先般、私菊池製作所の総括工場長とその代理と中川村の村民代表とちょっと会わせたんですが、彼らがあの発災後、どういう経過を経たのか。我々は復興の灯ということで菊池製作所を残すという話を国にしてきました。ところが、彼らは彼らなりに別な考え方だったんです。それは震災後3日過ぎたころから菊池製作所には実は仕事が舞い込んだんだそうであります。菊池製作所はそのとき休んでおりましたので、工場長に連絡して今被災後の飯館村に何人いるのか確認したところ、92人がいたそうであります。

○ この92人が残っている。工場長会議を開きまして、仕事が入ってきた、92人が残っている、この中で我々はどういうふうに生きていけばいいのかという議論をしたそうなんです。そしたら、国や電力から補償される期間は短いであろう、今ここに来たこの顧客、注文、この注文は休業てしまえばあとはもう将来にわたってこの仕事がくることはないだろうということになって、この際この92人を使ってこの仕事を進めるべきではないかということを決めたんだそうであります。早速菊池本社の社長にそのことを伝えたんだそうであります、社長は戻ってきてまず全員集めろということで、9割その後集まってきたそうであります。

○ 残念ながら若い人を中心に60人がやめています。しかし、その後を見ますと国の復興補助金で工場を建てる、それから二本松にも分工場をつくりました。それで、60人減ったんですけども、この間100人ぐらいカバーしています。このカバーした100人の中で村民はたった1人か2人しか入っていないんだそうです。あのみんなは南相馬、伊達、福島から今通っているんだそうです。こういうふうにして補充したんだそうです。

これを考えるときに、5割とか6割でも私は十分村づくりはやっていけるというふうに思ったんです。いい仕事をつくれば周りからでも人は集められるという私の自信を持ったんです。ですから、村民の皆さんに若者が戻らなくてどうするとか老人だけの村になつて成り立たないのでないかという議論があるんですけども、私これは心配ない。一生懸命村づくりをしていい仕事場をつくれば周り全体から国じゅうから人は集まる。ここに次の村づくりを据える必要があるのではないかというふうに思ったんです。私はこの

菊池製作所の中にNHKのプロジェクトXを感じました。ぜひ今度の復興計画の中でもその辺に活路を見出すというのも一つの次の飯舘村の再生ではないかというように考えるんですが、この点について所見を伺います。

村長（菅野典雄君） 大変いいお話をいただきました。全村避難になったときに、間違いなく将来の村のことを考えれば菊池製作所さんであったりハヤシ製作所さんであったり、あるいは特別養護老人ホームなど、まさにそれが完全に潰してしまえば復興はなかなか大変ではないかとそんな思いで、議会ともども国の方に20ミリシーベルトをうまく活用させていただいて今に至っているということです。

一方で、三宅島と山古志の勉強の中で帰村率は65ないし、いいところ70だということでありますから、現実には人口もかなり厳しい状況があるということを事実だらうと思います。ただ、だからといってまさに村が成り立たないという話になっていく話では全くないという気がします。厳しい状況が起きれば起きるほど、そこに我々は知恵が出て情熱が湧き、またいろいろなアイデアが湧き、あるいは応援も来るということになりますので、そういう意味で今お話をいただいたようなこと、まさにそのとおりだと思っておりますので、みんなができるだけ早く帰村をしながら、しかももともと残ったところ以外も村の人たちも一生懸命戻ろうとして25事業所が戻っているわけでありますので、間違いなく村が復興ができないという話では全くないというふうに思っていますので、大変参考になるお話をいただきましたので、またそういうことも話をしながら皆さん方に飯舘村の復興に希望を持つようにお話を聞いてみたいとこのように思っております。以上であります。

12番（佐藤長平君） 三宅島村の村長のお話を聞きました。戻らないと決めた人が一番早く復興が進んだそうです。戻った人が一番復興がおくれたんだそうです。でも、私が一番心配するのはどちらにするかわからないでいる人が一番復興がおくれるのではないかというふうに最近思うようになりました。それで、今の話もあるんですけども、戻らないという決めた人は、決めたんだからその生活設計を組んでもらって前に進んでもらう。これが大切だと思うんです。それから戻る人、これはもう少し除染が終わるまで待っていただきたい。戻るということを決めて待っているということは、多分自分の家を手入れするはずなんです。1週間に1回とか2回とか、通いながらも自分の家や田畠を守ろうとしますから、多分十分待てるはずなんです。

私が一番心配しているのはどちらにするかわからない、この人らが自分の家畠の手入れもしない、それからいろいろなこともしない。将来も見据えない。どうしたらいいかわからない。この人が一番最後まで復興が遅れる可能性があるので、この人たちに村も何か今の戻らないとか、戻らない人、それからどうしたいかわからない人は村の政策がどちらかというと帰還中心、村に戻すというところに感じてしまっているところが多いんだけども、実は戻らない人は戻らない人に早く前に進んでくださいという助言アドバイスが村も必要なのかというふうに考えているんですけども、この点について村はどのように考えるのかお尋ねをいたします。

村長（菅野典雄君） アンケートをとっても、雑駁にお話しすれば戻りたい人3分の1、戻らないだろうという方3分の1、そしてわからないという方が3分の1。非常に雑駁であり

ますけれども、そういう感じなのかという気がします。そうして、戻らないという可能性の人はそれなりに道を開くだろうし、村としてもその人たちに何ら制約を受けるべきではないし、応援をすべきだということでこれまでにも農業関係、あるいは企業関係にそれぞれ仮設であり、あるいはハウスであり、いろいろな援助をさせてきていただいたということあります。

戻りたいほうはそういうことでありますが、その真ん中のところをどういうふうにするかというのを村としてどうなのかという話であります。一つ、村の話はまた後にさせていただいて、国としてまず考えてもらうべきものがあるだろうというふうに思っています。どちらにしろ、しっかりと対応してくれる、してもらうというのが我々が国に求めるべきものだろう。戻るかもしれない・戻れないかもしれない人たちにとりあえず戻るほうにということは多分生活の支援をしっかりとしてもらう、あるいは家のリフォームの賠償なりに値するものをきちんとしてもらうということではないかということで、特に生活支援の制度を早くつくるような話をしているところであります。

戻らないだろうという感じの人たちには、住宅の支援を何年かきちんとしてもらうというところかというふうに思っています。なかなかそういう大がかりなところは村としてはなかなか厳しい財源の中で、あるいは将来人口の減の中でやっていかなければならないことになるとなかなかできないわけですが、ただ、少なくとも村としてその判断ができるだけ早くしていただくということはそろそろもうちょっと時期は後かもしれませんけど、その辺のアンケートをとるなり、あるいは村としてのその応援の制度などが必要だろう。国ほどのことはできませんけれども、応援の制度をつくらなければならないだろうというふうに思っています。

まだ本当にソフト的な話しかまだ出ておりませんけれども、ある程度ハードなども含めたそういう判断を助長するような制度も必要になってくるのではないかとこのように思っていますので、今後富谷町も議会と相談しながらその辺の村民の不安をどちらかに軸足を置くようにしていかなければならぬとこのように思っているところであります。以上であります。

副議長（志賀 肇君） 議長を交代いたします。

議長（佐藤長平君） 議長を交代しました。

⑤休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

再開は14時45分といたします。

（午後2時24分）

⑥再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午後2時45分）

議長（佐藤長平君） 引き続き発言を許します。

1番（松下義喜君） 平成25年第4回議会定例会において、災害復興公営住宅について、除染について、また行政区コミュニティーの維持について一般質問を行うものであります。

あの大震災から2年3カ月が過ぎ、さらには原発事故によっていまだに全村民が避難を強いられています。そのような中で、依然として進まない放射能除染と村の復興に向けてどのような対策を講ずれば避難中の村民が健康で安心な生活ができるか質問をするものであります。

1点目は、県営住宅の進捗状況について伺うものであります。

2点目は、進まぬ除染の解決策は何かを伺うものであります。

3点目は、行政区のコミュニティーを深めるため助成を増やすべきと考えるが、考えを伺うものであります。

以上、3点について質問するものであります。

村長（菅野典雄君） 1番松下議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず災害復興公営住宅の進みぐあいというご質問でございます。災害公営住宅につきましては、福島市飯野地区に子育て世帯の負担軽減を一応目的として、村外子育て拠点として23戸の建設を進めているところであります。現在、旧建物の解体及び除染を済ませ、建設の準備を進めているところでございます。このほか、ご質問にありました災害公営住宅としては村直接という形ではなく、県営住宅の整備によって住民に入っていただく、そんなふうに考えておりまして、今県のほうに要望をしているところであります。福島市に60戸程度、川俣町に60戸程度かな。そして南相馬に20戸程度を要望していて、避難先となる自治体も交えて協議を始めたところなどであります。

まず福島市につきましては、幾つかの候補地を選定していただきまして、この前5カ所ほど見てきたところでございますが、福島市瀬上の県所有地と泉の福島市の所有地の2カ所について先行して進めていただくよう要望を行ったところでございます。なお、川俣町についてはかなり前からお願いをしているところでありますが、いろいろ土地の問題などなどがありまして、話は通っているわけでありますけれども、これから協議ということになります。南相馬市の方には、県のほうにはお話をしているところでありますが、改めてまた市長さんなどにお話をしても願いをしていかなければというふうに思っています。

それぞれ候補地、都市部であったり農地であったり、そういうようなこともありますまだまだ具体的に候補地が見つからないということがほかの自治体でも、ほかの自治体というのは我々が希望しているところでもあります。今後相手の自治体と密に協議を重ねて住宅の確保に努めてまいりたいとこのように思っているところであります。

除染について、進まぬ除染。これは前の佐藤長平議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、進まない理由としては国の説明が二転三転している、そして不信感が募っているということ。それから村民が徹底した除染や意に沿った除染を望んでいるために、まさになかなかその辺に対しての理解をもらえないというところでの同意などがなかなか得られないということ。そのほかに、宅地などの地権者数が多く、国の同意書の作成のために事務手続がかかっているというのも先ほどお話ししたとおりであります。

解決策としては、同意の取得やイグネ伐採の契約などが進むように、何度もこれから我々も含めて足を運んでできるだけ村民の意に沿うようにするということが一つだろうとい

うふうに思います。さらに、難しい案件や事務手続については村も同行し、一緒に交渉に当たって事務作業の支援をしてきましたし、これからもしていきたいというふうに思っています。早期に除染工事に取りかかれる方法としては、一つに仮仮置き場の造成が短期間でできる平地をちょっと選定するという方向にするのが一つなのかというふうに思っています。2つ目には、同意取得率の高い行政区から実施をさせていただいて、村で以前出しました西側からという発想を取り扱わせていただくということかな。3つ目は国の入札制度の改善、これがあります。入札してから2カ月以上工事が始められないということではどんどん遅れしていく。こういうことあります。4つ目には、国が契約している住宅周辺の森林からイグネ、住宅敷地、そして農地というような除染の順序にこだわらないで同意のもらったところから次々とやっていくということが必要ではないかとそのように分析をしていますので、今後ともそういうものをしっかりと環境省のほうにぶつけて、協議を進めながら早く除染が進むようにしていきたいとこのように思っているところであります。

他の、コミュニティーのほうは担当からお答えをさせていただきます。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは3点の行政区への助成についてのご質問にお答えをいたします。

現在、避難生活中のコミュニティーの育成、維持を目的として避難先自治会への助成金と従来からの行政区に対する地域づくり補助金を並行して行っております。行政区への地域づくり補助金に関しては避難地のコミュニティーを支援する観点から第5次総合振興計画のやるきつながりプランを拡大して行っているものであり、補助率を従来の80%から90%に増額するとともに、補助金を全て使ってしまった行政区に関しては年額50万円までの追加交付を保証しております。

ご質問の行政区枠を満額使ってしまった行政区は平成24年度末で2行政区あり、他の行政区との均衡を考えると助成金の増額については今のところ考えていないところでございます。地域づくり補助金につきましては、これまで地域の自主性やコミュニティーの増進に大きく貢献してまいりましたが、全村避難を余儀なくされている現在の状況を鑑みますと、その意義や重要性はますます高まっております。第5次総合振興計画の計画年平成26年まで終了することから、新たな地域づくりの仕組みとして行政区のこれからビジョンややる気つながりプランのような行政区の自主性や自立性を担保していく制度を準備しなければならないと考えているところであります。村では7月から地域づくりと行政区土地利用計画のためのワークショップ開催を予定しており、6次総まではいかなくても地域づくりの仕組みはあわせて協議をしていただく予定でございます。今のところ、現行助成金の増額は考えておりませんが、このワークショップの開催に伴い、行政区ごとに委員の費用弁償や策定費用分として行政区交付金を増額する補正予算案を計上しておりますので、よろしくご審議をいただくようお願い申し上げます。

年度額の追加制度で避難中の地域づくりを担保するとともに、新たな制度の創設により今後の行政区の地域づくりを支援してまいりたいと考えているところでございます。

1番（松下義喜君） 災害復興住宅の件なんですが、福島市瀬上または泉の市の所有地の2カ

所とその他いろいろ候補地の中から選定したと言われましたが、どういうような内容で瀬上なのか、また泉なのかをお聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 県のほうからそれぞれ進めるに当たって飯館村が60戸ぐらいあげているということがもう既にわかっていましたので、何日前でしたか、5カ所ほど案内をいただきました。できるだけに入る人の交通の便とか、あるいは周りの状況などを鑑みまして広い土地もあったんですが、ここではなかなか難しいだろう、あるいはここだったら静かに暮らせるのではないか、あるいは購買といいますか買い物その他、病院などが大丈夫ではないかなどなどそんなことを考えまして、大体3カ所ぐらいに60近くができるのではないか。ただ、とりあえず2カ所を先行して早くつくっていただきたい。そのようなお話はしてきたところであります。

最後の3つ目というのは松川であります。皆さん方は今松川に住んでいらっしゃいますから、何となく松川に対する抵抗感はないのではないかとそんなことも思って、その3つの中の1つになっているんですが、ただ、松川については場所の問題、その他の問題がありますので、もう少しとりあえず2つを先行して急いでつくっていただきたいとこのような話で今いるというのが先ほどの答弁させていただいたところであります。以上であります。

1番（松下義喜君） それで、福島市に避難している方々、団体の方々からなんですけれども、飯館村さんでは瀬戸市長さんにも何にもまだ何の依頼もないというお話、ちょっと時間差があるのかどうかわからないんですけども、聞いております。それで、各違う団体の方々は個別に荒井地区等々を希望されて、瀬戸市長さん初め荒井の県会議員さん等々のものでひとつ何か進めているようなお話を伺いました。

今村長の言った中で、瀬上または泉または松川というようなあれもあります。だから、この福島市の60戸程度の公営住宅についてはある程度の福島市に避難されている方々のご意見等も聞いたりはしないのかどうか。そこら辺をひとつお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今お聞きした話は全く今初めて聞きました。荒井のほうという話でありますが、仮設をつくるにしても何にしても、国道4号からできるだけ離れないように、それが今子供たちがある程度6割、7割を保っているということにもつながっているという気がしております。ですから、そういうことも考えながら先ほどの選定の中に入れさせていただいているわけでありますが、福島市の市有地の案内人は福島市の建設部長でございますので、部長が直々にということありますので、全く話が通っていないということでは全くございません。精力的に飯館に使っていただきたいということで、市の所有地も5つのうちの3つでありますから、そういう意味では大いに飯館村に協力協定の中で応援をしたいとそういうことでありますので、何か議員さんなのかどうかわかりませんけれども、むしろそこらのほうが市長さんに伝わっていないので飯館からは伝わっていないという話になっているのではないかというふうに思っております。以上であります。

1番（松下義喜君） であるならば、私の聞き違いもあるのかと思いますけれども、避難している方々の中にも荒井地区あたりに公営住宅をお願いしたいというような意向も来ておりますので、ひとつ協議の中でできるのであれば荒井地区等もひとつ考えていただきたい

ものだと私は思うものであります。

川俣町とか南相馬市については農地であったり候補地が見つからないというのがありますけれども、それはどちら辺までお進みなのかちょっとお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 川俣町については、川俣のほうに申し入れをし、川俣のほうもここでいいのではないかというところは、飯館の小学校から下がってきて信号を右に曲がったところに高層アパートがありますが、その前というふうに川俣から聞いているところであります。ただ、面積がかなり大きい面積であります。この戸数ということではそれが非常に大き過ぎるのではないかというところ、我々もその60が果たして川俣に必要なかどうかというのもちょっとまだ不確定なところがございます。

現実に調査をした中では数人ぐらいだったんです、川俣にという方。これはあの当時ですから、まだまだ違ってくるというふうに思っています。ただ、私らとしては先ほども申しましたように将来の子供のこと、学校のことなどなどを考えれば、川俣というのは結構出てきていただけののではないかというふうに思っていることありますので、なお、これからおいおい一人一人の、最終ではありませんけれども、中間的などの辺にもし住むとすればいいのかという調査に入らせていただくということになると思います。

南相馬市はどちらかというと浪江町が今大量にお話をしていますので、その中にあわせて20ぐらいの確保をいただく、こういうことではないかという気はしますので、飯館村独自でこの場所、この場所という話ではなく、浪江さんと南相馬市さんとの話の中に飯館の枠をお願いしますとこういう形になるのではないかというふうに思っております。以上であります。

1番（松下義喜君） では、質問を変えます。進まぬ除染の解決策であります、きのうも復興委員会でお聞きしたとおりでございますが、再度国への働きかけの思いやそういうものをひとつ解決策をお聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） もう皆さんご存じのように、環境省は残念ながら現場を知らない省庁が一番難しい除染を預けられたというハンディを背負っているという気がします。ですから、物事、現場の事業を進めるのにはどうということを考えたりどこで住民の声を聞き、どこでお願いをし、どこで引くかというそこら辺が残念ながら経験のない省庁とこういうことだというふうに私は思っています。したがって、以前は何とか環境省に応援をしてください、理解をしてくださいという話を各省庁にしていましたところですが、その程度では全く進まないということで、今回復興庁のほうが福島県に本部をつくらせていただいて、一本化して進むとこういう話になっているところであります。

きのうも復興庁のほうから丸山という方が来ていただいたというふうに思っていますけれども、かなり福島復興再生本部には大局的に考えてどう進めるかというのを真剣に考えていただいている方がいますので、その復興再生本部のほうからしっかりと環境省のほうにどうすればいいのかというところを考えていただくというのが今飯館村としては最善の大きな施策かとこのように思っているところであります。何度か足は運ばせていただきましたし、何度か飯館にも来ていただいているところであります。非常に飯館の除染の苦慮を心配しているトップ、あるいはナンバー2、ナンバー3がいますので、そこから対応

をしていきたいとこのように思っているところであります。

1番（松下義喜君） また、質問を変えさせていただきます。行政区のコミュニティーを保つための助成金を増やせというような質問なんですけれども、本当に前回お使いいただきました行政区の図るためには最高によかったです。さっきの議長の熱弁で村に戻る・戻らないようなお話の中でも一番は行政区の中の組、また班内の絆をはかるのが私は一番なのかと思っているものでして、この現行の行政区の助成を形を変えて、1回ではなくその使い方をうまく回数を増やしてできるように増額したらどうなのかというような考え方で質問をするものであります、ひとつどのように考えるべきなのか、再度答弁願います。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、行政区交付金でありますけれども、当初通常分として平等割で5万円、あと戸数割で1戸当たり700円というようなことでそれぞれ行政区には当初予算でとらせていただきまして、交付する予定で行政区長会でも説明をさせていただいたところでございます。今回の補正につきましては、さきの議会でこれから第3版でご説明しました地域づくり、さらには土地利用の見直しをするに当たってこれから何回か集まつていただくその実費弁償ぐらいは行政区に交付しながら進めたらどうかというようなおただしもいただきまして、それにある程度応えた形で、丸々は応えられないとしてもそれに応えられるような形で今回平等割10万円、あと戸数割1,000円というようなことで、使い方は行政区にお任せをしながらこれから、7月から行政区のワークショップを1年間かけてやらせていただくわけでありますけれども、その中の実費弁償まではいかなくともそれを行政区に何らかの使い方をしていただいて、今後の行政区のまとまりをつくっていただければというような願いもこめまして今回補正をお伺いしていただいたところでございます。

1番（松下義喜君） 今言われました行政区10万円、1戸当たり1,000円、戸数、20行政区、この内容は結局行政区の土地利用計画のための集まりの助成と考えられます。また、大きな行政区、伊丹沢地区もそうでしょうし草野地区も農地に携わられない方々が入れないのではないかというような懸念もあります。だから、結局行政区は行政区のもので使えるのであれば現行のものを増額してもらう。土地利用方になればこれから生産組合と、また営農組合、そういうもの、大きな組織の中で行われるのではないかと私は思うんです。だから、それを比べてみれば、仮に今度の補正でこれを組んで出しますからなるでしょうといつても、使い道のものが変わるものではないかと思いますので、再度そこら辺の差をお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 先ほど帰村についてのそれぞれ考え方をいろいろ聞かせていただきました。今松下議員からは地域のコミュニティーが帰る率を上げるという最大の要因ではないか。全くこれもそのとおりだというふうに思っています。そういう意味で、村としてはもともとの地区別計画の事業といいますか、事業はできませんけれども、コミュニティーを保つというのもどんどんと事業費をつけさせていただいている。それから新しいコミュニティーの仮設その他自治会にもお話をさせていただいている。そして、今回今度はもう一度そのコミュニティーを保つためにということで今回つけさせていただいたところであります。ただ、名前的には土地利用という言葉がありますが、それも大きな課題で

ありますが、基本的には戻ったときに例えば100戸の戸数が仮にではありますけれども50戸になる、あるいは300人の集落の人数が150人から180人になる。そのときにどういう共同作業であったり、あるいは冠婚葬祭であったり、あるいは土地利用でやるかというのを考えていただくということでありますので、土地利用だけではありませんので、当然冠婚葬祭その他になりますと土地を持っていない方も考えていただいたり仲間に入っていたらかななければならぬので、そのようなつもりでお考えいただければと思います。

なお、一番問題は我々が今国県にも言うように、使い勝手のいいように、融通をつけてくれとこういうことだというふうに思いますので、その辺はできるだけ柔軟に対応させていただく、そして何かのところでこういうことも考えているので足りないということであれば、また事業名などを考えながらコミュニティーを保つための対策をとらせていただきたいとこのように思っております。

○ 議長（佐藤長平君） 引き続き、発言を許します。

4番（伊東 利君） 平成25年第4回飯舘村議会定例会において一般質問をいたします。

避難生活が2年3カ月となりました。避難生活の長期化で体調を崩す方が多く見受けられるようになっています。今後も厳しい環境での生活を余儀なくされます。生活の目標見えません。今後も村民の生活が少しでも安定するよう、健康で生活が送れるよう施策を進めなければなりません。

一方、行政区懇談会で復興計画第3版の復興目標となるものが示されました。帰村の前提となる除染は2年で終わることであったが、いまだ数パーセントの除染状況で遅々として進んでいない状況で、村民は大きな不安を抱いております。この状況では村民は帰村に向けた心が萎えてしまうのではないかと心配であります。除染、帰村の目標を明確に示すべきだと思います。

それでは、通告いたしました質問をいたします。

○ 1つは、仮置き場周辺住民への説明について伺います。小宮地内国有林内の仮置き場の供用が開始されるのを初めとし、他の仮置き場へも順次除染物が搬入がされますので、搬入沿線にモニタリングポストの設置と沿線住民への放射性物質の飛散状況等の説明を求める声がありますが、現在の取り組みと今後の対策について伺います。

質問の2つとしては、除染対象にならないものの処分対策についてであります。除染対象とならない屋外の機材、農業資材、家庭ごみ等放射性物質に汚染された廃棄物の処分、これから帰村に向けての住宅リフォームによって発生する廃棄物の対策をどのように考えているのか。また、仮置き場等の早急な準備が必要ではないか所見を伺います。

質問の3番目が、学校給食に県産品の食材の提供であります。村独自の給食センターが6月17日から稼働されましたが、食材への安全性の確保が十分にできれば教育、食育の一環としても風評被害に苦しむ県内農畜産物食品をメニューに多く取り入れるべきと考えますが、所見を伺うものであります。

以上で質問を終わります。

○ 村長（菅野典雄君） 4番伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点の仮置き場周辺へのモニタリングなどの設置などということでございます。

まず仮置き場沿線のモニタリングポストの設置ですが、これまで除染説明会や行政区懇談会において小宮国有林内の仮置き場沿線の住民からモニタリングポストの設置の要望を受けているということは事実でございます。これまで国、民間団体などと設置に向けての協議をしてまいりましたが、今年度中に民間団体の支援を受けて小宮国有林内の仮置き場沿線にモニタリングポストを2、3カ所設置を予定しているところでございます。また、今後造成をする他の仮置き場については国の帰還再生加速事業で設置を計画しているところでございます。

次に、仮置き場への除染廃棄物搬入での放射性物質の飛散状況の住民への説明ですが、まずは国に対し国のガイドラインに明示してある除染廃棄物搬送での飛散防止策としての遮水シートの使用、それから運転者の表面やタイヤの除去土壌の洗浄などを徹底するよう要請をしていきたいというふうに思っています。また、仮置き場沿線の住民には除染廃棄物の搬送が再開しましたら改めて再開する前に説明会を開催してまいりたいというふうに思っております。なお、村民には広報などで搬送での飛散防止策を周知してまいりたいと思っているところであります。

次に、除染対象にならないものの処分対策についてということでございます。除染対象とならない廃棄物の処分ですが、国からは可燃物の廃棄物についてはできるだけ仮設焼却炉で焼却をし、不燃物の廃棄物については除染対象外専用の仮置き場を設置して保管する方針が出されているところでございます。したがって、村としてはこれらの対応としてこれまで除染説明会で施設などができるまで敷地内などでの一時保管のお願いをしてまいりましたが、現在除染作業が進む中、敷地内保管での苦情も寄せられているために早急に対応しなければならない状況だという認識を持っております。

これまで議会と協議をしてまいりました仮設焼却炉の早期建設を図るとともに、除染対象とならない廃棄物の専用仮置き場についても早急に設置できるよう進めてまいらなければと考えているところであります。なお、今後のことを考えますと、村民が帰村した中でも家庭内廃棄物というものがかなり出るというふうに考えられますので、仮設焼却炉もさることながら、本式焼却炉という言葉はどうかわかりませんが、短期間でない焼却炉もこれから考えていかなければならないのではないかとそのようにも考えられますので、今後とも議会と協議をさせていただきたいとこのように思っているところでございます。以上です。

教育長（八巻義徳君） 私からは学校給食についてのご質問にお答えいたします。

おかげさまで、建設を進めておりました仮設の学校給食センター、5月31日に完成し6月17日から給食の提供を行っております。

ご質問の食材の産地の選定につきましては、給食センター運営委員会の中でも協議してまいりました。大方のご意見といたしましては、福島県産品については市場流通団体から放射線検査が徹底され、給食センターにおいても放射能検査を実施し、こうした検査の徹底と検査結果の公表がなされるのであれば県産品を排除する理由はないというご意見をいただいているところであります。昨年来、米飯につきましては会津産米を使用しておりますが、保護者から不安や懸念の声は届いておりません。また、保原給食センターにお願

いしておりました当時も県産野菜が一部使用されておりましたが、私ども当村の子供及び保護者から給食を拒否するような動向は認められませんでした。したがって、県産の食材について新しい給食センターにおきましても安定調達が可能で放射能検査を徹底し保護者の皆様方のご理解とご信頼を得ながら、順次需要に応じて提供してまいりたいと考えております。以上でございます。

4番（伊東 利君） 何点か再質問させていただきます。

仮置き場周辺の住民の説明の件ですが、モニタリングポストを2カ所か3カ所設置するという回答がありました。この中に今年度中、民間団体の支援を受けてということですけれども、民間団体というのはどういう団体なんでしょうか。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 今までモニタリングポスト、昨年度から地元の方々から設置の要望がありました。一応、国の環境省のほうに設置の要望等を出しておったんですが、なかなか環境省では取り扱ってくれないというのが事実でございまして、今年度になりまして国ほうの加速化事業で何とか取り入れられるという部分もございましたが、今現在答弁でお話ししましたように、民間団体がぜひとも飯館村のほうにモニタリングポスト等を設置して、文科省でやっているモニタリングポストの補完をさせていただきたいという提案をいただきまして、先月懇談させていただく中でお願いをしてきてているところでございます。

それで、団体ですが、実は一般社団法人でありますけれどもスペースウェザー協会という団体でございまして、この協会さんは太陽活動による宇宙空間の環境を調査するという組織でありますし、太陽から出る磁気とかそういうものを測定しているという団体でありますし、そのほかにもソフト事業としては子供たち向けの事業などもやっているんですが、この測定器を使いまして放射線量をはかるということで、実は浪江町のほうでも原発事故が起きてからすぐさま線量計設置等の活動をしてきたという団体でございます。

○
それで、浪江町においては7カ所ほど線量計を設置しながら、感知してそれを無線でパソコンのほうに送ってデータを蓄積するというこれまでやっている団体でありますし、今回飯館村のほうでもぜひやらせていただきたいというのがありましたので、そのような形でお願いをしているというところでございます。

4番（伊東 利君） といいますと、我々住民は道路を走っていればその周辺に行けばその目で確認できるという代物ですか。今の話、何だか蓄積されて報告されるように受けとめられるんですけども、どんなことになっているんでしょうか。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 説明足らずで申しわけありません。一応懇談させていただく中では道路上を通ると表示パネルがありまして、そこにデジタルで表示していただくものというふうに思いまして、はかつたものについては無線で飛ばしてパソコンのほうに蓄積をするというもので考えております。今後詳細のほう、今県のほうの補助事業を受けての申請という段階でありますし、内容を詰めさせていただいております。地元住民の方には通った際にどのぐらい線量があるかというのを知りたいという声がありますので、そのような形で表示パネルをつけるような形で、目で見えるようにしていきたいと考えております。

4番（伊東 利君） 私も住民懇談会でこの意見を伺っていたわけですけれども、とにかく周辺の住民は1日何台通るのかわかりませんけれども、そういう運び込みに伴う放射性物質の飛散がないのかどうか、放射線はどうなっているのかという心配があつて多くの質問があつたようありましたので、ぜひ設置されるということありますから、早期の設置をお願いするものであります。

あと、沿線住民への説明ということで搬送前にはするということありますけれども、どのような形で設置されるのか伺いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨年クリアセンターのほうに設置をする際に、地元説明ということで小宮行政区さんのほうには設置での説明、仮置き場の造成と廃棄物を置くということで説明させていただきましたが、その周辺の関沢行政区、あと八木沢・芦原行政区の方には時期的に遅れてしまったという部分で反省すべき点がありますが、今度あそこに本格的な仮置き場ができる。あとはこれから造成も始まるという部分もありますので、その再開前に周辺行政区という形で関沢なり八木沢・芦原の方々に集まつていただいて説明をしていきたいというふうに考えております。

4番（伊東 利君） 質問を変えます。

除染の対象にならないものの処分対策ですが、実は前々回ですか、私質問した内容ですが、なかなか除染が始まても例えば終わっても例えれば終わったとしても今の説明の中ではイグネの伐採木の幹の部分は残されたり、あと除染されない屋外にある対象でないものは今後もあるという状況では、除染が終わっても安心して帰れる、生活できるという状況にならないと思うわけであります。そういうことで、専用の仮置き場なるものを準備しなければならないのではないかと思うのであります。この中には設置を考えているということでありますけれども、今除染物の仮置き場、不足している分が100ヘクタールほど不足しているというお話を伺ってずっときたわけでありますけれども、そのほかにこのような対象にならないものの処分対策の専用の資材置き場がどのような形で確保できるのか、もう一度伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいただきましたように、除染の廃棄物の仮置き場ということで国の試算しますのは140ヘクタール、今現在が約45ヘクタール確保でありますから、まだまだ足りない状況であります。なかなか仮置き場等がないと除染ができないということで、今行政区のほうに仮置き場ということで行政区での一時保管をお願いしているところですが、除染で対象にならない廃棄物の仮置き場も準備しないと村民の不安は払拭できないと考えております。ですので、少ない仮置き場、まだ必要なんですかけれども、これから探す部分を除染の対象とならない専用に充てるしかないのかと。仮置き場ということで大変行政区の皆様方にご負担をかけるところもあるわけありますけれども、ただ、そういう対象とならないものの仮置き場も確保すべきというふうに思っております。その辺は行政区の皆様方には大変申しわけない部分もございますが、ぜひとも今度仮置き場を今選定しておりますので、そこの中で使っていくような形で進めていきたいというふうに若干方向も変えて検討しているところでございます。以上であります。

4番（伊東 利君） なかなか難しい状況の中で、さらに仮置き場、仮置き場が除染対象外

の分も入れるということになると非常に大変かと思うわけありますけれども、しっかりととした取り組みで各行政区、さらには村として臨んでいただきたいと思います。

あともう一つ、先ほど村長からも答弁ありましたが、これから帰村に向けて住宅がかなり傷んでいて、ほとんどがリフォームをしなければならないという状況にあるのではないかと思うわけであります。そういう部分については、先ほど焼却炉で償却するというようなお話をされました。また、仮設焼却炉でなく本格的な焼却炉も考えなければならないというような状況の説明ですが、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど村長のほうから答弁させていただきましたが、可燃物については燃やして減容化を図るべきだろうというふうに思っております。それで、前の全員協議会のほうでもご提案しながら、国の方方が説明しておりますけれども、今現在小宮のクリアセンターの中に仮設焼却炉として5トン炉、あと蕨平のほうにということで今計画をしております。蕨平のほうにつきましてまだ、あのときもいろいろな確約的なものを詰めるべきだというご意見もいただきましたので、その辺を詰めている状況でございますが、今後2カ所ほどに仮設焼却炉を建設して燃えるごみの対応をしていきたい。

○ その中にも、今後戻った際のリフォームから出る、例えば畳とかそういうものについても焼却できるような体制を整えていきたいと思っております。本来の焼却炉の部分でございますが、まだ必要だという部分で国の方ともお話をしていますが、本来の焼却炉になりますと計画に時間がかかるというのもあります。3年ぐらいかかるのかなという部分もありますから、一方では仮設焼却炉で燃やしながらクリアセンターの中につくるというような形で進めるべきということで、今村のほうでは考えているところでございます。

○ 村長（菅野典雄君） 補足させていただきます。飯館村、もともと仮設焼却炉があったのですが、かなり長い間老朽化したとそういうことで、新しいものをつくるよりは同じ広域圏であります南相馬にお世話になるということで了解はいただいて今まで燃やしてきたわけであります。もちろん、普通のごみでありますし、燃やせる程度ということだったんですが、これからは飯館村のがそう簡単に受け入れてもらえるという形はなかなか難しいのではないか。そしてまた出てくるごみも簡単に燃やせるのではなく、かなり畳であったりとか何かというのになりますとかなりいろいろ大変な状況が出てくるのではないか。そうしますと、戻った人たちにできるだけ戻ってもらうということになれば、その焼却をしっかりと村としてやっていくというのが村としての大切な課題になるのではないかとそんなことで、今いろいろ仮設焼却炉とのあわせながらどういう計画を作っていくなら言いか。環境省などと今ちょっと詰めていますので、ある程度の方向性が出れば皆さん方にまた詳しくお話をさせていただきたいとこのように思っているところであります。

4番（伊東 利君） 次に質問を変えます。

学校給食の件であります。17日から始まったということでありまして、タブレットを開いてみました。大変温かくておいしくて野菜がいっぱいだと、いろいろな学校給食の評価がこの町からも喜びの声があったように見受けました。大変いいことではあります。飯館村の学校給食、私は今まで高く評価をしてきました。一つは学校給食に長い歴史がありまして、さらにはどこでもやらない時期に完全米飯もいち早く取り組むんだということで

もあるし、その完全米飯も村の食材でやったという状況で、その後も数々の取り組みがされて、村の中では大変な食育教育のための一役をかつてきましたと思っております。

今回、答弁では保護者からも異論がないというような状況が、これは当然安全性の問題は十分確保しなければなりませんけれども、あるようです。さらには独自の学校給食センターを今つくるという話の中では、飯館の特徴をあらわし子供たちに一緒にではなかなかおいしいものを食べさせることができないので、独立をしておいしい学校給食を食べさせるという理念がここにあったと思います。そういう意味を含めて、今後取り組むということでございますけれども、安定的な仕入れというのがここにもあります、仕入れの状況などをお聞かせ願い、さらには本当に今村・県産品は風評被害で悩んでいるわけでありますので、そういう一助になるように取り組んでいただきたいということありますので、もう一度お聞かせください。

教育長（八巻義徳君） ただいまご質問いただいたように、学校給食、子供たちが喜んで食べる、そして保護者に信頼を得るものというふうなことで継続して今後とも努力する所存でございます。

ただいまご質問いただきました私ども学校給食で使っている食材のことに関して申し上げます。米、県産米でございます。これは国の基準をクリアした会津産米をさらにJAのパールラインが2回ほど検査し、その確認後学校給食会で再度また検査があります。そして、本センターで仕入れた後、また全体の食材、おかずも含めて全部集めてそしてそれを1食検査と私ども称していますが、それでまた安全確認をいたします。その後に子供たちに供給しております。

それから牛乳は福島県産の原料乳でございます。現在福島乳業より週1回検査したものをおどものほうに供給いただいて、当センターでさらに個体検査と1食検査あわせてやっております。それから食材については、先ほど保原でお世話になったときも保原の給食センターで県産野菜を使っておりましたと申し上げましたように、使用量の多い食品を毎日4品目から5品目を前日までに検査し、そして安全を確認して使うようになっております。その後、当日完成した調理品を毎日1食検査、全てあわせてそしてその全ての食材をあわせたものから20ペクレル未満ということで確認をとって提供しております。

したがって、今後とも、今私どもは学校給食関係では物資納入業者一覧ということで、事前に契約をしながらとっております。そうした中で私どもとの学校給食に対して食材を供給したいというふうなことがあれば、そうしたことでも丁寧にかかわってまいりたいと思いますし、いずれにしろ保護者の信頼、それから子供たちの学校給食に対する期待をしっかりとその期待に応えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤長平君） 以上で本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時51分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月18日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長夫

" 会議録署名議員

志賀義教

" 会議録署名議員

松下義喜

" 会議録署名議員

飯橋善郎

平成 25 年 6 月 19 日

○ 平成 25 年第 4 回飯館村議会定例会議録（第 3 号）

○

平成25年第4回飯館村議会定例会議録（第3号）							
招集年月日	平成25年6月14日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日	開議	平成25年6月19日 午前10時00分					
時及び宣告	閉議	平成25年6月19日 午後 0時11分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○	
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○	
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○	
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○	
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○	
	11	志賀 肇	○	12	佐藤長平	○	
署名議員	3番 北原 経	4番 伊東 利			5番 北山文子		
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 山田郁子			書記 荒真一郎		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○	
	生活支援対策課長	細川 亨	○	住民課長	濱名光男	○	
	会計管理者	但野正行	○	健康福祉課長	藤井一彦	○	
	教育委員長	佐藤眞弘		教育長	八巻義徳	○	
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○	
	農業委員会会长	菅野宗夫		農業委員会局長	但野正行	○	
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成25年6月19日(水)・午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問（通告順6～7番）
- 日程第3 陳情第3号審査報告

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

議会運営委員会が6月17日に開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 北原 経君、4番 伊東利君、5番 北山文子さんを指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

発言を許します。

3番 北原 経君。

3番（北原 経君） おはようございます。

6月定例議会におきまして一般質問をさせていただきます。

私も震災後、相馬の仮設のほうに7月3日に避難をいたしました。その間、相馬の仮設の皆さんと隣組関係を築いてきました。その中にはお年寄りの力強さというのも戦前生まれのお年寄りの力というものを痛切に感じたことも多々ありました。それらの健康な体で、また飯館に帰村してそしてまた農業をやりたいというその力強さを痛切に感じたこともあります。また、大倉の方々も多いせいかグラウンドゴルフを週2回の練習と月1回の大会を開いて健康に十分気をつけるように頑張って体を動かしていたようです。しかしながら、反面夜のうちに徘徊をする老人、また自分の仮設住宅に帰れなくなった老人、また体が運動不足のせいか足腰が弱くて部屋に閉じこもりぎみの老人の方々、いろいろありまして、痴呆症が進んでホームのほうに入所された方もございます。本当に長い厳しい避難生活の傷跡がどんどん広がっているんだなと痛切に感じております。

質問の第1点は、安心して帰村できる除染方法と営農再開について、今までのモデル除染や実証事業で汚染物資の見逃す除染が見られました。そこで、今回の除染にガンマカメラを活用し再除染も難しい農地のはぎ取りをした後、その後に対して客土の前にガンマカメラを活用してホットスポットで汚染物を取り除くという方法がよいのではないかと感ずるものですが、伺うものであります。

次に、私は今の事故前には4町歩ほどの水田を作付けしておったわけですが、たかが4

町歩の面積の中にあっても毎春、春になりますと堀上げ人足というものがございまして、5カ所の堀上げに出なければならないといった大変条件の悪い農業をしてまいりました。そこで、今安倍総理大臣も経済再生の中で農業の所得倍増論のような言葉も出されました。そこで、その中に遊休農地解消とか荒廃地の歯止めなども入っておりますが、しかしながらTPPの交渉により貿易の自由化や関税の撤廃などで日本の農業はかなり厳しいものであります。そこにあって、飯館村の農業の再生について質問の2点目は高齢化や不在地主の増加を鑑みて、水田のはぎ取りも除染後国の責任で客土や盛り土により区画整理をさせ、土地の集積を図るべきと考えます。それによって規模拡大ができるのではないかと思いますので、また、それにつけて加え水路がU字溝ではなくパイプ等で水を引くといったようなそういう基盤整備が必要ではないかと感ずるものでありますので、2点目、伺っておきます。

3点目は、村の特別老人ホームについて震災後村に残り職員も入所者の家族も大変な避難生活で頑張ってきたところでございますが、今の飯館ホームの現在の状況と今後の村の考え方を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 3番北原 経議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の安心して帰村できる除染方法と営農再生についてというご質問であります。まずガンマカメラのほうであります。ガンマカメラの導入の目的、実施体制などについては昨日菅野義人議員にもお答えをしておりますが、これまで企業、国のデモを見ますとカメラの設置、撮影、パソコンでのデータ呼び込みなど、設置や撮影に時間がかかるようありますので、ご質問のカメラを見ながら除染作業というのはなかなか難しいのかなというふうに考えているところであります。しかしながら、放射線の測定器では確認することのできない放射線を現実に見ることができるわけでありますから、除染の取り残しやホットスポットの場所を見つけることがそれでできるということなので、徹底した除染に向けて有効な器具ではないか、あるいは方法ではないかとこのように考えております。

したがって、前にも申しましたように、ある程度加速事業で予算などもとっておりますので、このガンマカメラの活用については行政区懇談会でも要望する声がありましたので、これから有効に活用してまいりたいというふうに思っています。なお、再除染が必要な場合は、一部新聞紙上にありましたけれども、国に再除染を求めていくというのは村の一貫した考え方でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、続いて水田等のはぎ取り除染後、国の責任で客土による区画整理とこういうご質問をいただきました。帰村後における営農再開に当たっては、高齢化になる、あるいは後継者不足など離農者も増えるのではないかと推測をしているところであります。そのような中でありますので、当然農地の保全管理や営農を行うことは担い手への農地の集積が不可欠であるという考え方を持っていますのでありますし、ご指摘をいただいたところであります。

それで、ご質問にありました除染工程の中での客土の時点での区画整理については同意取得や換地に伴う基盤整備となると非常に時間の関係で難しいと考えているところでございます。環境省としても除染工程の中での区画整理は難しいとの話を受けているところ

であります。実は、今朝ほど今までおりました渡辺参事官が来られて、これから川俣に行くというお話を聞いたところであります。それは、川俣が山木谷地区400ヘクタールを基盤整備で除染をしてくれとこういうお話なんだそうであります、非常に難しい。つまり、区画整理は可能としてもそれをしながら除染ということになりますと膨大な予算と時間と、あるいは設計費と、こういうふうにかかる時間がかかるということであるようあります。村としてもかなり整備はできているというふうに思っていますが、まだまだ整備のできないところもありますから、一部小規模的にはそういうことも可能かなと、あるいはすべきかなというふうに思いますが、大々的にというのは非常に難しいし除染をおくらせるということになるのではないかとこのように思っているところであります。

○ 営農再開に向けて、土地利用の見直しをどういうふうにしていくか、あるいは活用をどうしていくかというのは、前にも申しましたようにこれから各行政区などいろいろお話をさせていただく中でそのような話も進められるところは進めていたり、あるいは国の補助事業を活用するというのも考えるべきではないかとこのように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

特別老人ホームについては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からはいいたてホームの現状と今後の村の考え方について、お答えをさせていただきます。

まずいいたてホームの現状でございますが、震災前の平成23年2月末現在ではホーム入居者113名、職員130名でございましたが、平成25年5月末現在ではホーム入所者72名、職員71名となっております。飯館福祉会は村の福祉サービスの拠点であります。居宅サービス及び施設サービスの全てを今まで担つてきておりましたが、震災後は施設サービスのみを行つております、居宅サービスについては全てのサービスを停止している状況でございます。

今後の村の考え方といたしましては、いいたてホームの待機者が多いことから、入居者を増やす方向で支援をしてまいりたいと考えており、お知らせ版などを通じまして職員募集も行つているところであります。しかしながら、応募者がなかなかいないという状況が続いておりまして、介護職員の確保が大きな課題になっております。介護職員の不足は当村だけの問題ではなく、県内でも重要な課題になっているところであります。

今後の対策としましては、ハローワークや新聞広告、折り込みチラシなどさまざまな方法を駆使をして、一方では職場の安全性なども訴えながら介護職員の確保に向けた努力をしてまいりたいと考えております。また、帰村に向けた福祉サービスのあり方につきましても検討を行いまして、帰村時にはスムーズなサービスが提供できるよう体制を構築してまいりたいと考えております。以上であります。

3番（北原 経君） 除染と同時にガンマカメラでの汚染物質を見るというのは難しいというご意見でしたけれども、私は議員の方も何名か大体の方が菊池製作所のところをやっていところを見せていただきました。あれは6ミリの穴から正面から来る放射線を測定する

というそういうのがパソコンで画像にして、色にして見るというものでした。例えばほかの放射線が入ってきてだめだというそういう考え方を皆さんお持ちの方、思っているのかと思いますけれども、あれは例えばヘリコプターとかクレーンでつって下に向けて放射線は真っすぐ飛ぶものですから、それで6ミリの穴に入ってきた1秒間に何粒、何個放射線が入ってきたということを測定するようなんです。高いクレーンでつって下に向けてその地面から上がってくるその放射線を測定するには当然周りの木が放射線があつてもその方向につけることによって上からつって下のものから上がってくるものをはかるというそういうやり方をすれば、当然その機械は可能です。

農地をはぎ取る。それはぎ取った後、それをクレーンでつって下の地面に向けて測定するというそういうやり方をすれば十分客土する前に使えるのではないかと私は思うわけですけれども、その辺をちょっと伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） ガンマカメラ活用での農地除染した後の部分ということですが、今ご提案という部分で上のほうからというお話をあります。私も昨年菊池さん等のデモのほうで若干見せていただきました。そこは平地の部分で、カメラを固定させて撮影時間、大体1カ所1方向から見るのに大体15分から20分かけていいとなかなか出ないという部分がありまして、またその準備に対しても固定をさせるというのは安定的に放射能を受ける、できるようにするために固定するために5分程度の準備をかけているという部分でございます。

今ご提案の上からという部分でございますが、カメラ自体のクレーンでつったときの状況というのを考えますとかなり不安定ではないかなと。方法としては考えられるかと思いますが、なかなかそこまでやりながら放射性物質もホットスポット等を見るという部分ではかなり時間と費用とがかかる、かなり厳しいのかなというふうに考えさせていただきました。以上であります。

3番（北原 経君） この前の見せていただいたとき、菊池製作所の社員の方がヘリを用意して、リモコンのヘリだそうです。それによってホバリングさせてそれで測定する。そういうそうしたいんだというようなお話を聞きました。ということは、今課長が言ったように、きっちとした固定でなくても十分できるというそういうことだと私は理解してきたんですけども、その辺今後国にも十分お話を聞いて菊池製作所のいろいろなもうちょっと情報も入れて活用するという方向で私は進めるべきと思うんですけども、もう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） 私も実際に見たのは去年だけで何カ所か見せていただきました。イグネ調査とか、あとは雨どいなどに残っている様子も見せていただきました。そういう意味では、取り残しとかあとはホットスポットの、言葉がちょっとあれですが、やり残しがあるという部分でのそれらを発見するという部分での活用にはこのガンマカメラの部分が必要というふうに考えております。

今おただしいただきましたヘリコプターでの活用の部分についてはちょっとお話を聞いておりませんので、内容をちょっと精査させていただきながら、ただ、今現在除染も進めているという状況、あと国のほうの要求をしてそれらも金額的な部分も固まりつつありますので、さらにその辺のヘリコプターについては検討させていただければと思います。以

上であります。

3番（北原 経君） 質問を変えます。

2点目の基盤整備と申しますか区画整理の件に関してなんですかけれども、飯館村の農地の除染ははぎ取った後に客土します。それをしてしまえば、当然再除染というものに関してはできない。それによってきのうあたりも答弁があったように、何かその作物をつくつて下げていく、それしかないということですが、私はこの農業の再生というものに関しては当然作物をつくつて長い時間をかけて吸い上げていくという、これも大切なことです。しかしながら、集積させるという問題からしますと、今の水田等では当然私がやりますという方が出てこない。まして、飯館村の条件が悪いというか米をつくってもいいものができないといつたらこれはちょっと語弊がありますけれども、ほかからすれば大変な条件で農業をするわけですから、この際客土、盛り土、落差の余りないところはしていただいて、2枚の田んぼを1枚にするとかそういう集積しやすいことをしていかないと、長くかけての吸い上げ除染だけでは話にならないと感ずるわけなんです。

国の事業によってはソフト事業とかハード事業というのがございますけれども、除染に関してソフト事業が立会いに金来るぐらいがソフト事業では私ではなくて、反転耕をはぎ取りにしたからそれがハード事業で、それぐらいは私はソフト事業だと思っています。それより区画整理か基盤整備ぐらいのことを国にさせる、その気構えが必要であって、そうすることによって農業の再生ができると考えるんですけども、もう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） 今後の帰村してからの営農再開の部分で、今お話しいただきましたように、高齢の方が多くなる、あとは後継者が不在になるということで、今後離農者がふえる中、集積、担い手の少ない中での土地の集積、農地の集積というのは必要だと私自身も考えているところでございます。今回おただしいただいている中としては除染の客土の部分での、その時点での区画整理というお話でありまして、その時点での基盤整備になるとかなり難しいかなということで先ほど答弁させていただきました。今お話しをだいたいに、2枚を1枚にするという部分ではある程度畦畔等をとってあと客土、土を動かせば何となるかなという思いもあるんですが、その2枚が同じ所有者であれば何ら問題はないんですが、違う方々がそこで隣接しているという部分になりますと、換地の問題が出てきたりそういう部分でかなり手間がかかる。今まで土地改良区事業の話を聞いてみると、やはり換地でかなり時間がかかったりしているという部分もございますので、なかなか除染の中で、客土の時点でやれば効率的な部分もあるということでおただしかというふうに思いますが、なかなか難しい部分があるかなというふうに思っております。

一応、区画整理を含めました基盤整備事業、国のほうの補助事業にどういうものがあるのかなというふうに若干調べさせていただきましたが、既存している補助事業もあります。ただ、その内容的には先ほどご質問でいただきましたような暗渠排水とか土層改良とか、あと農業用排水の新設とか変更とかがメニュー的にはございます。ただ、これをやるにも農水省の事業であります、補助事業ということで農山漁村地域整備計画というものを策定しなければならないという部分がございます。今除染が進めようとしている中でそのような計画を立てて国の方の、有事でありますからある程度認めていただける部分もある

んですが、やはり一定の期間はかかるかなというふうに考えております。そういう意味では、今後各行政区を対象にしてやります土地利用の見直しの中でそういうものを議題に上げて、協議させていただく中で既存の補助事業、あとは今後復興に向けた新たな補助事業も出てくるかと思いますので、そういうものを活用して進めていければというふうに考えているところでございます。以上であります。

3番（北原 経君） 当然、換地それは他人と他人のことでございますので、大変なこともあります。しかしながら、不在農地の増加、荒廃地、そういった関連からいくと全くそういう交渉事に関しては無理なことではないと私は感じております。先ほど申しましたが、国の総理大臣が日本の農業の所得の倍増、それの中には先ほども申しましたけれども、荒廃地を歯止めをかける、遊休農地の増加を防ぐというそれに力を入れたいというようなお話をしたので、それに食い込んでいくような策を持って早急に進めていくべきと考えております。

質問を変えます。村の特別老人ホーム、村に残してきておるわけなんですけれども、先ほどの説明ですとかなり希望者はあってもスタッフがいないため入所者を減らさざるを得ないというご説明でした。その少ない原因というのは職員に対する所得と申しますか、収入がほかより安いために希望しないということはないんですか。その辺ちょっとお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 一般的にある程度役場に準じた給料表を使っておりますが、その年数によっての進捗状況はかなり違っている。ただ、そういう中で公務員のほうがときどき修正で下がっているわけですが、そういうのも下げないできていますので、かなりいい形には改善はされているなというふうに思っているところであります。決して他の福祉施設とそ
う差があるということではないというふうに思っておりますが、今回は国の災害に対する特別努力の制度をつくったためにかなりそれに影響しての退職される方がいるということなものですから、全体として今までの待遇が特別悪いということではないというふうに思っております。以上であります。

3番（北原 経君） 募集をどんどんかけているというふうな、公募しているというようなお話をしたけれども、これは広報か何かで募集をかけてどんどんおったわけなんですか。給料とかそういうのを幾ら出すとかそういうこともしながらかけていたんですか。その辺、聞かせてください。

村長（菅野典雄君） 幾ら出すという話は、規定に沿ってという話でありますが、今までに多分3度ぐらいお知らせ版ぐらいで出している。あるいはハローワークに募集を出しているというような状況でございます。

3番（北原 経君） 働きたくてもそれがわからなくて希望を出さないという方、私いるんです。そのためにちょっとこのことに関して質問させていただくんですけども、もっと村民の皆さん、また村外の方にも広くわかりやすくアピールする必要があるのではないかと感ずるわけなんですけれども、その辺に関して村外の方、村内の方にどんどん職員になっていただくように公募等する気はありますか。その辺、また聞かせてください。

村長（菅野典雄君） もう少しどんどんと募集をしていったらどうだという話はしているところ

ろであります。ただ、お知らせ版、ハローワーク程度でありますから、民間などを見ますとときどき新聞の折り込みとか何かそういうものもあるようでありますので、村のタブレットもありますからいろいろな方法を講ずるようにこれからお話ををしていきたいとこのように思っています。以上であります。

3番（北原 経君） 部屋もあいていますし、当然スタッフがいないために入所者をとめておくということですから、今後村の第一事業として入所者があそこが満タンになるような早急な努力が求めますので、それをどんどん進めていただくよう。

終わります。

議長（佐藤長平君） 引き続き発言を許します。

10番、佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） 私はこの定例会において4項目、13点について東京電力と政府の人災による原発事故によって2年3ヶ月も被害者として避難させられた村民の代弁者として質問、提案をいたします。

政府の安全性を無視した原発事故は日を重ねるたびに深刻な影響を与え、憲法上無視されるような避難者人生となっています。そんな私たちの暮らしを逆なでするように政府は原発輸出、再稼働をマスメディアに発表しています。その一方で、昨年12月16日の政府の終息宣言はしたもの、4号機の使用済み燃料プールの冷却用ポンプ故障、停電、冷却水漏れ、そして毎日400トンを超える汚染水対策、建屋に入っている約10万トンの汚染水と合わせると39万トンの汚染水対策に追われ続け、さきに設置された組み立て式タンクからはプロットの腐食やタンクのつなぎ目から汚染水が漏れ出しているのであります。このことは終息宣言はうそであったとの証明であります。国会での維新の会の初暴言、そして復興庁の水野氏のツイッターへの書き込みは原子力核によって利益を得ようとしている原子力村関係者と国の被害への責任放棄であります。

私たちにわずかな賠償金で早く済まそうとしたり、早く帰還させるため放射能安全基準を引き上げ、区域分けをして健康被害の安全基準も確立しないまま帰還させようとしているのです。こんな政治情勢優位に村民の安全安心と健康に責任を持つ行政として村民の声を聞き村民に寄り添って村民のためになる施策が求められるし、被害者代表となるべきであります。この原発事故は私たち村民に非はないであります。東京電力と国が100%の加害者であります。加害者の責任として私たちの生活補償と損害賠償に応えるのは当たり前のことであります。現憲法の中で保障される人間としての生活が確保されていると村長は考えているのか。人生を考えたときにあり得ない、あってはならない年月が過ぎ去っています。村として実態をどのように見て考えているのか。同じ国民となるような施策を示していただきたい。

次は、現在東電、国がわずかであるが補償しているものがあるが、村民にとって身体的影響やコミュニティーなどをなかなか金額とできないが生活する中で失ったものは多くあります。村はそのことをどのように把握され、村民の立場に立った施策をしてきたのか伺うものであります。

次に、原発事故によって暮らしの中で習いも体験もしていない状況に無理やり追い込ま

れている村民のために、行政として持てる全ての力を出し切って一人一人の村民に寄り添って要望を聞き、生活と賠償支援をまでいに実施し、村民が被害者人生としないで人として自立して生きられるような施策を実現させるべきであります。そのためにも村は加害者の東電、国に責任をとらせるため多くの町民の立場で町長が提案し実施している浪江町、村内においても住民の総意によった長泥地区の行動を村は実態を把握されているのか。被害者の代表として村民のために損害賠償請求をしていくのか、明確に示していただきたい。

次に、全体の全村の被害実態把握と公表についてですが、私は何度も求めてきました。被害の実態は加害者によって調査交渉されるものではないであります。村が村民が自主的に計測調査し、除染においても直前直後、そして追跡調査を実施し公表すべきなわけです。もちろんそのための必要な機器、予算などは加害者が提供するものであります。そうしないと村民の不安、心配、信頼に応えられないであります。事故当初は放射性物質も32種放出されたとしておりましたが、今ではセシウムのみとなっております。本当に実在しているものを全てをあきらかにし、交渉すべきではないでしょうか。そうすることで村民の不安や不安を解消できるし、安心安全も確保できるのであります。去る6月8日報道によると、環境省はより効果的な除染方法の確立と広域の除染、1度実施した箇所の再除染などを課題としているということですが、村民の健康、命を守る上で安心安全な村とするための要求、工程など具体策はあるでしょうか。

一部報道では再除染はしないとか、森林除染もしないなどと言われている報道があります。被害を受けた村としてどう要求されているのか伺います。村には動植物に関して多くの研究者、調査員、もちろん環境省からも来村されると聞くが、村として村内の植物動物産物などの実態を調査、もしくは報告受けていることがあるとすれば村として村民にきちんと公表をどうしてしないのか答えていただきたい。

次に、村民の健康への安心安全についてですが、村民全員が放射性物質によって放射能を浴びてしまったのであります。浴びる前と浴びた後でどれだけ体に影響あったのかわからないし、いつになったら影響あるのかもわからないが、検査そして結果どこまで調査計画しようかを明確にし公表すべきであります。検査方法、結果は各個人に対して十分に理解が得られるよう説明をして、不安解消に結びつけるべきであります。村として村民一人一人の事故当時の居場所、暮らし方、線量、屋内屋外時間などといったことの記録保存と将来へ向けての検査治療など不安不満に十分応えるべきであります。村としての施策と国への要求を示していただきたい。

復興復旧、まして帰還するに当たっては村民が居住して仕事があって生計が立てられ安心安全に暮らせることが最低条件となります。そのことが十分に村民に合意されるまでは村外にてのコミュニティー実現が必要です。県営災害復興公営住宅建設の要求と村民の要望把握を明らかにし、そのことに応えられる計画と施策を伺うものであります。もう2年3カ月です。コミュニティーの基本となる家族、地域が一緒に暮らせる施策を考えるべきであります。例えば仮設アパートなどから一戸建てへの住居変更も具体的に進めることも重要となっていますが、村民の視点に立った顔の見える声の届く村づくりを復活させるよう強く提案をし、発言とします。

村長（菅野典雄君） 10番佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

被害者への生活保障と賠償について4点ございますが、関連がございますので続けてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず1番目の現在村民には東電から毎月として精神的損害賠償が支払われております。その他、財物、家財、営業損害などなど、随時支払われていくことになりますが、だからといって決して満足できるような生活が確保されている状況でないというのはおっしゃるとおりでありますし、私たちも感じておりますが、できる限りこれからそういう中で支援を続けていきたいとこのように考えているところであります。

2つ目でありますが、原発事故によりこつこつと築いてきたコミュニティーが一瞬にして崩れてしまい、避難を余儀なくされたわけであります。また、放射能による健康被害、長引く避難生活、さらには運動不足による肥満や高血圧の健康被害など、さまざまな肉体的精神的な苦痛を被っているわけであります。このような状況の中で、コミュニティー再構築へ向けた自治会を立ち上げ、従来どおりのコミュニティー形成の場を確保するなど住民生活を支援をしてきているところであります。なお、今後についても住民に寄り添った施策を実施してまいりたいとこのように思っているところであります。

3点目です。賠償、村が住民に賠償請求をわかりやすく資料を作成いたしまして、住民懇談会に丁寧に説明をしているところであります。また、電話対応や来庁時の対応も職員ができるだけわかりやすく説明しており、かつ困難な事例については毎週木曜日に村の顧問弁護士による無料相談なども開催をしているところであります。今後もこのようにできるだけ住民に寄り添った施策を展開をしたり、支援をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

4点目でありますが、先月末に浪江町が町民の代理としてADRへ申し立てをしたということは新聞、テレビ報道で知っているところであり、また長泥のことについてもわかっているつもりであります。賠償基準は国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針を踏まえ、国の関与のもとで東京電力が定めるものですが、内容に納得できない場合には和解仲介手続や訴訟などによる解決の選択もあるわけでありますが、自治体として賠償を求めていく場合はADRによってではなく、原子力損害賠償紛争審査会に見直しを求めていくということが本来のあり方だと私は思っているところであります。なお、浪江町のADRへの申し立ての件については、国民目線からすると常識を超えた要求であるとの意見が県などにも多数寄せられており、他の自治体にも多数寄せられているようであります。また、他の双葉地方自治体も浪江町に追随する考え方ないことや、慎重に対応すべきとの意見が出ているところであります。

村としては、村民の生活再建が最優先の課題と考えており、国が示した賠償基準に基づく損害賠償での請求が現時点では有効な選択ではないかと考えているところであります。ただ、その中で問題があることも事実でありますから、その都度その都度こちらのほうから要求をしているところであります。今週末にもまたあるところであります。しっかりと村の要求は出していきたいとこのように思っていますが、被害者の代表としてADRへの申し立てをする、村としてする考えは全くありませんのでご理解を願いたいというふうに

思っております。

次に、村外コミュニティーの実現についてということでございます。まず、第1点目の県営災害復興住宅の計画と施策を示せということであります。これまでにもお話を申し上げさせてきていただきましたが、飯野地区に村外子育て拠点として23戸の建設を進めたいというふうに考えております。そのほか、県営住宅ということで福島市内に60戸程度、川俣町内に60戸程度、南相馬市に20戸程度を県のほうに要望をしているところでございます。昨年の12月に復興庁及び県との共催で行いましたアンケートの結果を見ますと、飯野地区子育て拠点への入居意向は、その当時であります282世帯となっており、子育て世帯以外でも入居のニーズが多いということがわかっているところであります。アンケートの回収率が50%余りと低いことや、入居希望方部までの相関は特定できておりませんので、県営により要望している戸数は復興住宅に特化したアンケートを改めて実施をしなければならないと考えているところであります。

今後、賠償や除染の進展によって住民の意向も変化していくものと考えており、小まめに意向を把握をさせていただいて、入居の意向と住宅建設地のマッチング、ミスマッチングを図るとともに、できるだけミスマッチングを少なくして住宅の確保に努めてまいりたいとこのように思っているところでございます。

次に、一緒に暮らせる施策ということでございます。村民、村としては復興計画は村民一人一人の復興を目指すことを基本理念に掲げておりますし、時間軸に沿って村に帰り、村と村民の復興を果たすこと目標にしているわけでありますが、つまり、村外の災害公営住宅はこの考えに基づいて整備するものであります。いざれは村に帰るがすぐには帰村できないと考える村民に帰村までの一定期間を村とのきずなを維持しながら避難を継続いただくことを目的として建設するものであります。

ご質問では、家族や地域が一緒に暮らせる村外コミュニティーというご意見でございます。村でも多くの方から避難前の家族がそろって暮らせるように、あるいは地域がまとまっておれないのかとの要望をお聞きをしているところであります。そういう方々の声になるべく応えられるように、住宅の構造や配置、あるいは利用形態について配慮しながら建設いただくよう県に要望してまいりますが、村外の災害公営住宅の建設は敷地の広さ、周辺への配慮、公営住宅法の基準などさまざまな制約がありますので、全てに対しての要望にお応えするというのはなかなか難しい状況かなというふうに思っております。

ただ、ご質問の趣旨は十分理解できますので、村は現在全村避難中であり、仕事のこと、子供のことなどそれぞれの家庭の事情により家族が一緒に暮らせないという環境もあると思いますが、できるだけそのようなことが実現できるようこれからも努力をしてまいりたいとこのように思っているところであります。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。
復興対策課長（中川喜昭君） 私からは2番目の全村被害実態把握と公表について4点ございますが、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。まず1点目の、除染後の独自の継続モニタリング調査と公表であります。除染説明会、行政区懇談会等で村民から除染をしても空間線量がもとに戻る、森林から流れてくる水で再汚染されるなどの声

を聞いております。村としても除染後の空間線量の調査をし、その実態を村民に公表することが村民の不安解消につながるものと感じておりますし、再除染要望のバックデータになるものと考えております。現在、来月初めから実施できるようにモデル除染事業等で除染が終了している宅地や農地の調査箇所を選定しているところであります。なお、調査に当たりましては村で雇用している放射線測定員を活用して実施してまいりたいと考えております。

公表に当たりましては村のお知らせ版、村のホームページ、タブレットを活用して周知をしてまいります。

次に、2点目の放射性物質の公表ですが、福島第一原発事故で拡散された放射性物質は31各種でセシウム、プルトニウム、ストロンチウム以外の物質は半減期が短いため、公表されないものと考えております。半減期の長いセシウム、プルトニウム、ストロンチウムについては3月議会でお答えしましたとおり、プルトニウム、ストロンチウムについては文科省が1次、2次調査を実施し、土壤への沈着量が微量のため身体の影響はかなり少ないと公表されております。また、セシウムにつきましては国、村で計測をし、お知らせ版、ホームページ、または新聞等で公表をしております。

次に、3点目の安心安全な村とするためありますが、安心安全な村するためにこれまで国に対し徹底した除染を求めるため、村独自の除染の目標値、当面年間5ミリシーベルト以下にするよう国に要求してまいりました。おただしのとおり、より効果的な除染方法の確立と広いエリアの除染、1度実施した箇所の再除染なども課題として国に要望要求をしてまいりました。

これらの課題解決のための要求、工程の具体策ですが、これまでもこれらの課題については国と交渉、協議をしてまいりましたので、今までの経過を踏まえながら今後も国と交渉、協議をしてまいります。

次に、4点目の村内の植物等の調査公表ですが、村は内部被ばく防止のため放射性物質を含んだ飲用水や産物を食するがないように、平成23年10月に国補助を受けながら食品放射能測定器を村で購入してまいりました。これまで、村で捕獲したイノシシや村内にある野菜、山菜など村民から提供を受けたものを調査し、その結果については提供を受けた村民に報告するとともに、村お知らせ版や村ホームページで公表してまいりました。今後は村民から提供を受けるものばかりではなく、牧草や樹木の葉、水田で生えている草花など村独自の調査を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは3番目の村民の健康への安全安心についてのご質問にお答えさせていただきます。関連がございますので、3項目一括してお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の、被害に遭った実態を明確化し公表することについてのご質問でございますが、原発事故後の放射線により健康被害の状況を判断するために甲状腺検査と内部被ばく検査を避難直後から福島県で実施をしております。村においても昨年の8月からホールボディカウンターを購入いたしまして、あづま脳神経外科に設置をし内部被ばく検査と甲

状腺検査を村独自に実施をしております。昨年度末までの、これは村独自に行っていいる内部被ばく検査の受検率は22.4%、甲状腺検査については40.9%となっております。

内部被ばく検査の結果については、受検者全員が預託実行線量、これは体内における放射性物質からおおむね一生の間に受けとると思われる線量のことですけれども、全員が1ミリシーベルト以下という結果でございました。甲状腺検査については、A1判定、これは異常なしということでございますけれども、71.9%、A2判定、これは5ミリ以下のしこりや20ミリ以下のう胞が認められた人でございますが、これが26.8%、またB判定、これは5.1ミリ以上の結節や20.1ミリ以上のう胞が認められた方でございますが0.4%いらっしゃいました。直ちに2次検査を必要とするC判定の方はおられませんでした。

A2、それからB判定の人については医師の指示に従い再検査を実施し、経過を見ているところでございます。しかしながら、現在までに甲状腺がんの方は幸いなことにおりませんでした。今年度からはより多くの村民、とりわけ子供たちに検査を受けていただこうということで、村内の学校に通う、幼稚園、小学校、中学校の子供たち全員を対象とした検査を実施しているところでございます。

この検査は内部被ばく検査と甲状腺検査を同時に実施するものであります。今年度以降、内部被ばく、甲状腺の検査計画については今後も継続して検査ができる体制を整えまして、長期間にわたって健康状態を追跡してまいりたいと考えております。また、一方で避難生活が長引くことによる、いわゆる生活習慣病のリスクが高いという結果が出ております。平成23年度に福島県が実施しました県民健康管理調査と事故前に村が実施した平成20年から22年の住民検診のデータを県立医科大学に依頼し、比較分析をした結果、平均で2.1キロ住民の体重が増えていた。このほかにも高血圧であったり高脂血症、糖尿病傾向など軒並み数値が悪くなっているという傾向にあるという分析結果が出たところでございます。

これらの結果はマスコミへの周知やかわら版道しるべ、それから村の広報などに掲載をし、多くの村民に注意喚起を促したところでございます。また、これらの状況を改善するために仮設住宅や公務員宿舎等の集合住宅、いやしの宿などで1年間を通じた運動教室、健康相談を実施し、より一層の健康管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の検査後の結果説明に関するご質問でございますが、内部被ばく検査については受検後、個別に郵送しております結果通知に結果の読み方を解説した説明書を同封してお送りをしているところでございます。また、詳しくお聞きになりたい方については医大のコールセンターにつながる専用回線のご案内をしておりまして、村から事前に送った個人の検査結果に基づいて詳しい説明をしていただけることになっております。甲状腺検査の結果につきましては、受検時に保護者に担当の医師から結果の説明があり、詳しく聞くことができます。また、ことしから始めました村の幼稚園、小学校、中学校に通う子供たちの受検結果については、授業時間内に検査を実施しているため結果については保護者宛てに郵送をさせていただいております。検査結果の説明については、幼稚園、小中学校単位で保護者参観などの集まる機会を捉えまして甲状腺検査をお願いしている医師に

よる結果説明会を実施してまいりたいと思っております。

健康診査の結果につきましては、昨年度は仮設住宅集会所や飯野出張所において検診結果説明会を実施しまして、改善項目を指導してまいりました。また、県立医大の県民健康管理センターと連携をいたしまして、医師の健康相談も同時に開催をし、さまざまな健康相談に応じてまいりました。今年度につきましても結果が届く、これは集団検診の結果が届く7月に同様の結果説明会を開催して、個人のデータを十分に理解をしていただき、生活改善に役立てることができるようアドバイスをしてまいりたいと考えております。

検診受診の有無にかかわらず、村の保健師、巡回看護師が避難先を訪問して健康相談を実施しているところでございます。検診結果郵送後は精密検査や要指導となった方へは医療機関への受診の確認や生活習慣の改善指導のため、家庭訪問によるアドバイスをしてまいりたいと考えております。また、希望する方へは家庭訪問を行い、検診の結果の詳しい説明を行うことも可能でございますので、これについてはお知らせ版等で周知をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の事故当時の記録保存と将来に向けての検査治療などについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、事故当時の記録保存については事故当時の報道記録から得られる県民健康管理調査の基本調査がその当時の被ばく線量を知る唯一の手がかりとなっております。そのため、個々に行動が当然違いますので、調査票の提出が重要になってまいります。飯館村民は約50%の方が調査票を提出しているところでございますけれども、住民検診や住民結果説明会の際に記録の相談コーナーを設けるなどいたしまして、未提出者の方には今後も引き続き提出を呼びかけてまいりたいと思っております。

村の施策といたしましては、将来に向けての検査については現在の被ばく状況を知る内部被ばく検査や子供の甲状腺検査の大切さを理解していただきながら、継続的に実施をし長期にわたって健康管理を行ってまいりたいと考えております。

不安や不満の対応につきましては、放射線の情報を正しく伝えるため、情報誌による発信を継続してまいります。また、小グループ単位の住民へは対話形式で放射線のリスクについて正しい知識を伝え、疑問について一つ一つ丁寧にお答えをして住民の不安を取り除くことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。なお、国に対してはこれらの検査などに係る経費や必要な人員の確保などについて引き続き要求をしてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

10番（佐藤八郎君） 1点目における10万円入っているからというお話もありましたけれども、各戸各世帯の生活は入っているから憲法に保障されたものになっているか。生活実態、1人家族、2人家族、3人家族、それぞれ世帯数違ったりそれに伴う生計をどう維持したり、どこでどういうふうに不足しているかそういう実態はどのように把握されておるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 把握といいますか、何せこのような大変な避難状況に私たちは置かれているわけでありますから、その状況は刻々といろいろな形で村のほうに情報としては入れ

させていただいています。大変心身ともに病んでいるとこういうような状況だというふうにはわかっておりますので、それに対しての当然の賠償というものは求めていかなければならないとこういうふうにも思っていますし、村民のその病んでいくところを少しでも改善できるような、あるいは維持できるような、進まないような対策もしっかりとやっていかなければならぬとそのように考えているところであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 誰でもわかりますけれども、1人だろうが3人だろうがかかる経費は衣食住していく中ではそれらにかかるわけです。そうすると、10万円のみでそんなに憲法で保障された人間らしい暮らしをできるかといったら飯館で暮らしているとは違いますから容易でない人がかなりおります。そういう点をきちんと把握されてそこに手当をしなければ避難民だからという人生を村が歩ませることになるんです。実態をきちんとつかんで支援するところはするという形とらなければ賠償補償だけの話をしているのではなく、なぜ飯館村民だから避難者だからと10万円やっているからだけで投げておいてはダメではないでしょうか。

村長（菅野典雄君） お金の生活費の問題はもちろん重要でありますけれども、村としてはこういう生活の変化があったわけですから、その対応を精いっぱいさせていただくということであります。生活ができないということについても、いろいろな医療機関その他、何やかにやその辺は対応をさせていただいているし、いろいろな減免措置もあるわけでありますから、こちらが村費をもってどうこうというのはなかなか今のところできないので、精いっぱい東京電力なり何なりからの対応をこちらのほうとして要求をしていくとこういう形なのではないか、あるいはしてきましたし、これからもしていくとこういうことであります。

10番（佐藤八郎君） 村長は憲法25条は知っていますよね。25条に用いた人間としての生存権保障された生活というのは東電とか政府に求める話だけではない中でも不足があればそれに補って支援をして人としての尊厳を行政としてきちんと支援しなければならないのではないか。そういう意味で、私聞いているんですが。

村長（菅野典雄君） 当然、国民としても村民としてもしっかりと生活を守らなければならぬというのは私たちもわかっているところであります。ですから、いろいろな対応をさせていただいているし、こういう避難の状況の中で最大限それへのできる範囲の対応をさせていただいているとこういうことであります。ただ、残念ながら本当にどうしようもないという方に対してはいろいろな手は制度上いろいろなものがあるということでありますけれども、そうでないという方もあるかもしれません。そこにはしっかりとぜひご理解をいただくという形も必要なのではないか。特別しているわけではありませんけれども、そういうことも考えられる中で村としては最大の対応をさせていただいているとこういうことであります。

10番（佐藤八郎君） 2点目ですけれども、村とか社協、自治会などの参加者数、かなりの数になっていると思うんですけども、いろいろなイベントなり集会、説明会いろいろ含めて、この出席をしない方々への対応というのはどういうふうに対応されているのか伺います。

村長（菅野典雄君） それぞれいろいろな催しその他があります。福祉協議会はお茶会をやったり、あるいは1件1件紺事業で回らせていただいたりとこういうことをしていますから、まるっきり対応していないということではないというふうに思っております。ただ、現実に村の中にいるということではなく、まさに避難生活をばらばらになっているというところでありますから、昔のようにはいかないというのでありますけれども、そういう中でもかなりほかの自治体に勝るとも劣らない対応はさせていただいているとこのように思っているし、その対応をしていただいているいろいろな人たちに感謝もしたいし、またいろいろなイベントなどを持ってきていただいている方にも御礼を申し上げたいとこのような気持ちでいるところであります。

○ 10番（佐藤八郎君） そうしますと、村長の言うことによればほとんどのいろいろなことをやっているのでまるっきり何にも出席しないという方々は余りいないのではないかという認識であるということですか。

村長（菅野典雄君） そういうふうには思っていません。多分参加していない方もかなりいるだろうと思いますが、それはいろいろな手を出した、こちらから声をかけさせていただいたとしても個人の問題の意識の問題だというふうにも幾らかはあるのではないかという気はします。この災害、全く腹が煮えくり返る思いであります。村民は私たち以上だろうというふうに思いますけれども、でも、これから生きていかなければなりませんので、そのために、あるいは自分の健康も保たなければなりませんので、そこをどういうふうに考えるかということになりますと、いろいろなイベントには参加しなくとも少なくともそれぞれ保健師さんなりあるいは紺事業で回っていただいている方とか、そういう方たちとの接点を自らつくっていくということも大切ではないかとそんなふうに思っています。

○ その辺についてのこちらの思いを伝えているかどうかということになりますとちょっと足らなかつたのかなという思いもありますから、その辺、これから意を用いていきたいとこのように思っているところであります。

○ 10番（佐藤八郎君） 3点目ですけれども、毎週木曜日や村として受けた相談数と内容についてはどう村としては整理されておられるのか。今後の対応策も含めてお伺いしておきます。

生活支援対策課長（細川亨君） 弁護士の相談についてですが、今現段階では10数名利用しております、今後も定期的に木曜日開催して何とか賠償の相談に乗っていきたいとそのように思っております。

内容については賠償が5つの賠償にわたっておりまして、それぞれの内容について広範囲の相談が来ております。特に、今財物賠償が主たるものでございますから、そちらのほうに主に相談が集中しているというふうな状況でございます。

○ 10番（佐藤八郎君） そうしますと、まだきちんと決まっていない部分があるというきのうだかおとといの副村長の発言もあるので、その辺が決まってくれればきちっとしたものが資料として村民に示せるということで、今後はその部分できちんと公表をされていくということになりますか。

副村長（門馬伸市君） 賠償の問題については、いろいろ課題も多いので整理もしなければな

りませんが、今の相談の件だけではなく、さまざまな賠償に関する課題がありますので、どれだけ公表できるかわかりませんが、できるだけ整理をして現状は知っていただこうかなとこのように思っております。

10番（佐藤八郎君） 4点目であります。答弁の中で常識を超えた要求だと浪江町の要求はそういうお話と、長泥の同じ住民の動きはどういうふうに考えているのか。どうしても加害者が示した基準に従うのが正しいかのような答弁ですけれども、そななんでしょうか。

村長（菅野典雄君） ちょっと私の答弁で舌足らずだったかもしませんが、それぞれ個人なりグループなり団体がどのような賠償請求をするかはそれぞれの考え方ですから、我々がそれについていろいろ言う筋合いは全くないということでございます。ただ、自治体として村民の町民の、あるいは全ての人の代表としてADRに申し立てをするというのはすべきではないだろうということでございますので、ですから、できるだけ正々堂々と東京電力なり国に我々の窮地の状況、それに対する対応の仕方というものは要求はしっかりとしていくということでございます。

10番（佐藤八郎君） 浪江町の全資料をいただきましたけれども、3月の議会で町長が提案をし議会が認め多くの町民がそれに沿って申し込みをして上げていったという流れです。そのこと自体がなぜ常識を超えた要求になったり、自治体としてはすべきではないということに、そのことをやったことが正々堂々とやっていることにならないというような今の答弁から伺えるんですけれども、そななんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 例えば原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口にはこんな意見が寄せられております。こういう要求をするのは福島県の恥だ。福島県民全体が全国の人たちから非難されるのではないか。それから、例えば二本松市民に多くいるわけでありますけれども、町の場合には我々二本松市民をばかにしている、ふざけるな、非常識だという話。インターネットはもっとひどいあります。中間処理施設建設や汚染されたがれきの処理は全部浪江町にと言いたい。浪江町のゆすりたかりという話にならないかと、そういうことであります。私は村民をそういう立場には絶対にしたくないとこのように思っていますので、できるだけ堂々と国のほう、東電に正々堂々と要求をしていくということです。

10番（佐藤八郎君） インターネットとかいろいろ記事はそれぞれあると思うんです。正論としてどうなのかということが問題だという意味です。原子力村関係者の意図的なインターネット流すなんていっぱいありますから、どんなことでも言えますし、流せますし、復興庁の次官でさえあんなツイッター平気でやるわけですから、そういうことではなく、村として村民の思いからして多くの村民は浪江のやっていることはすばらしいことだ、村ではなぜそういうことをしないのだという声が大分あります。そして、35万円という浪江町の要求ですけれども、交通事故のむち打ち症になった場合は35万円です。今までの慣例からしてそれ以下です、10万円というのは。家を置いて財産を置いて家族とばらばらになってそういうことを鑑みて浪江では浪江の判断をしただけであります。だから、飯館としてはどうなのかということで今後村民のためにどうなのかということですし、長泥の動きについてはどういうふうに同じ村民ですから伺っておきます。

村長（菅野典雄君） ですから、幾ら正論であっても結果的に村民が全国民から批判を受けるようなことを村として私はやるべきではないとこのように思っています。

長泥については、それなりに村としてはいろいろ公平公正を考えれば悩むところもありますが、村民にしっかりと長泥のみなさん方のその理解を求めていく、理解を考えていただくというそういう姿勢でいくということではないかなというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、正論で回っても全国民から批判を浴びるようなことはしない。つまり、世論、マスコミ、マスメディア、政府のいろいろな動きに村民がさらされるような状況にはしないということで、加害者が示した基準に従うだけが正しいのだとということですか。

村長（菅野典雄君） 何度も言っていますように従っているつもりはなく、これまでにもいろいろ飯館村、必死にやってきた結果、理解を求めて賠償が理解されているということもあるわけでありますし、幾らか例を挙げれば幾らでもありますけれども、そのほかにもこれからあるわけでありますと、今度の土曜日もこの原子力損害賠償紛争審査委員会の委員との懇談を予定していますので、我々の大変なところ、あるいは賠償の足りないところはしっかりと要求をしていく、このことあります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午前11時34分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午前11時35分）

10番（佐藤八郎君） 今村長が答弁した委員会が今月の下旬にあるということなので、そこを持っていく具体的な要求とは何でしょうか。

村長（菅野典雄君） まだ賠償ではっきりしていないことがいっぱいあります。例えば、農機具なども生産物を出していない限り農機具等は見ないとか、その他いろいろなことがあります。牧草地が確実に畑として見てもらえるのかどうかなどもありますし、そのほかができるだけ生活支援ということをやっていかないと我々は先が見えないとこういうこともありますから、そんなこともある。しっかりとそういう課題を幾つか申し上げてやっていただくとこんなふうに思っております。

一番は全てこの三つの区域の見直しによって差が出るわけありますけれども、それを本来一番小さくしてもらうということが大切だというふうに思っています。これは最初からこの3つは100、90、80ぐらいが我々の納得のいく制度ですよという話はずっと言い続けてきましたわけですが、今いろいろなところでこの審査委員会の委員の人たちが現場を見て改めていろいろ感じているようあります。どこまでその改善があるかわかりませんけれども、しっかりと我々のところの思いを訴えていくことによってもしかしたら少しはそこに改善の余地は出てきているのではないかとこのような思いをしているところであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 2の1に移りますけれども、具体的な体制という意味では今までの即

定員、実施内容についてはどういうふうになるのか。公表についてはお知らせタブレットということが具体化したものだというふうに聞いていますが、実施内容を今までどおりなのか、今後見直した形でやっていくのか伺っておきたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 追跡といいますか継続的モニタリング調査ということで、今のところ考えておりますのは答弁の中でもお話ししましたが、23年度にやったモデル事業、あと24年度やりました先行除染等、あとは農地のモデル事業とやった場所ということで、今のところ上げている箇所としまして、その箇所としましては20カ所ほどを考えています。その中でもポイント、ある程度測定地点を2カ所から3カ所、4カ所ぐらいまで広げていきたいなと思っています。実施後のそれぞれのデータが今取り寄せている状況でありますけれども、そのポイントで実施後から今現在、あとは将来的な部分ということでその事業でやった場所と同じ場所でいきたいと、計測していきたいと思っております。内容的には方法としては地上1センチメートルと1メートルという部分で計測をしていきたいという考え方でございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 議会では大分前からこれからは空間線量よりも本来農地という部分で山林の土壤も含め土壤のベクレルで問題になっていくというふうに多くの議員が申していますけれども、私もそう思いますけれども、そういう部分での独自な計測調査というのはどういうふうにしていく考えでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの農地土壤についても調査をしていきたいという考えはしております。正直なところ、まだ議会のほうには資料を提出していませんが、5月に入った時点で23年12月ごろ土壤調査した箇所と同じ箇所を調査をしているところでございます。データについて、若干減少ではなく増加している、増えているというような部分もあるものですから、再度、もう一度調査をして実際に今回の調査と数字があつてあるかを調整をして農地除染……。

訂正します。数値が空間線量をはかった際、約空間線量は30から50程度下がっている場所がありました。若干土壤についてはそれと同じような状況かなと思った部分もあったんですが、若干違う部分もあるものですから、再度調査をして公表させていただきたいというふうに考えております。土壤調査については数カ月に1回程度調査させていただきたいと思います。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 23年の大師堂でやった調査報告、最初の調査と直後の調査と場所が違ったところの数値示したりしていましたけれども、そういう誰でも怒るようないかがかと思うようなことをやらないで、事実は事実としてきちんと出していかないとどこまでいつても村民に信じられないデータになっていきます。

復興対策課長（中川喜昭君） あのときの除染前と除染後が違った場所での数値を出していたということでは、国の方に違うのではないかということは申し出させていただきました。村の方で調査する場合は過去のデータと同じ場所で調査をさせていただきたいと思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 2点目ですけれども、どうしても加害者やマスメディアが公表しないから自治体していないというようなことで、完全にセシウムのみが問題かというふうにな

っていますし、また維新の会の議員さんみたいにセシウムすら何ら問題ないという流れをつくろうとしております。だから、今の段階で本当に村としてはセシウムのみしか実在していないというふうに思っているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 実在している放射性物質ということで、答弁の中でもお答えさせていただきましたが、プルトニウム、あとストロンチウムについても実在しているということで文科省のほうから1次調査、2次調査の中で公表がされておりますので、それらの物質についても実在しているというふうに考えております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） あと、環境省が報道で言った1度実施した再除染などを課題としているということで、その後に朝日新聞で再除染はしないとあるような、それはこの間の特別委員会ではそんなことはございませんという話でしたけれども、自主的なことをなくて交渉とか協議というのはどうしても空回りするような、ここ2年何ヵ月見て思うんです。だから、自分できちんと除染の方法にしたって今須賀でいろいろなことをやられているので、よくよい方向が見えるのかもしれないし、再除染しなければならないところはならないわけですから、そこもわかると思うんです。そのようにきちんと整理されて空回りしないような前進できるような協議交渉をしていただきたい。いかがでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） ここ23年10月ごろからモデル事業ということで村のほうの除染が進んできまして、今年度については昨年度から本格除染ということで進めようとして来ている状況ですが、なかなか事が進まないということあります。その度ごとにいろいろな課題を国のほうと協議をして、なかなか村内ではだめな場合は要望要求というような形で進めてきました。空回りという部分もおただしいただきましたが、確かに目先で何とか急ごうとする部分で急いでいる部分もある部分もありますが、そういう意味でも整理しながら今まで協議してきたつもりでありますので、今までの経過を踏まえながら今後とも国と協議、交渉をしていきたいというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） きょうも答弁にありましたけれども、年間5ミリシーベルトの生活ということになると1.5マイクロシーベルト以下であれば帰村して生活すべきということになるんですが、事故前からして年間1ミリ以下というのが当然ではないかというのがこれはほとんどの村民がそういうふうには思っているのではないでしょうか。そのことからして、村民が健康で安心安全と思えることにつながるんだというふうに思うんです。そういう意味では、当面5ミリはともかく、年間1ミリというものについてどういう姿勢で強く要求し、実現させていくのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 不幸にして原発事故に遭い、こうして高い線量の村になったわけであります。しかし、村を捨てるわけにはいきませんので、できるだけ戻れる人が戻って村を再興していくとこういう考え方ではないか。ただし、なかなかそうはいかないという方もあるって当然ということになるというふうに思っています。それは何度も言いますように飯舘村の復興計画がそこからスタートしているとこういうことであります。そこに考えた場合に、どういうふうにするかというところで議会ともども、あるいはその他の人たちの意見なども聞かせていただきながら除染の目標値が5ミリシーベルト、1.0マイクロシーベルトとこういうことでございます。

飯館村もほかの自治体も最終目標は1ミリシーベルト、0.23とこういう目標を掲げているわけであります。これはいつそこになるか、これは除染その他の対応もあるでしょうし、時間との戦いというのもあるのではないかとこのように思っています。その中で一番大切なのは放射能に対する正しい認識をみんな持つていただく中で、それぞれの対応をしてもらうということではないのかなという気はします。例えば国によってもかなり高いところもあるようですし、我々いろいろなところで高い放射能も浴びているというのもこれは事実でありますから、今のこの原発事故で起きた放射能は全くそういう特殊なものでありますから、できるだけ少なくしていかなければなりませんけれども、そうでないとそれがまるっきりゼロにならないと生きられないという話になりますと、多分その人にとっては大変な状況というのも人によるあるのではないかとこのように思っていますので、総合的にバランスなども考えながら精いっぱい村にいい状況をつくらせていただく努力をしていきたい。あるいは国に求めていきたいとこのように思っております。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午前11時51分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午前11時51分）

10番（佐藤八郎君） 今最終は1ミリというお話をありまして、ここで村長と私が放射能の正しい認識について論議したって何も意味はない。私も専門家でもないということを思えば、ICRPの1ミリというものが基本、最終になるのかと。ただ、いろいろな村、県、国含めいろいろな動きがあって、高い放射能の中で生活できることを勧める強力な国際的団体も非常に村の中、県内入ってきてますので、いろいろな意味で村長が言う正しい認識する努力もそれはそれでいいんですけども、安易に放射能そのものがあっても暮らせるんだなんていう世論づくりのお手伝いにだけは村長がならないようにしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりであります。村民の放射能に対する健康というのをしっかりと守るというのが村の姿勢でございますので、手先になるつもりは全くありません。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 次の、村内の植物、動物、産物も実態調査と報告をぜひ村民にすべきだというふうに思うんですけども、私自身も既に情報収集して持っているものかなりありますけれども、飯館のほとんどのものは持ち去られて検査受けています。東京大学の先生に聞くと、環境省も専門機関でやっているという話なので、そういうものを来ていなければ求めて事実関係だけはきちんと公表すべきではないかと思うんですけども、村民の立場からしていかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいただいたように、いろいろな機関が入って動物、職物の部分、調査研究されていると聞いております。実績という形の数値を報告いただいている研究機関とか調査機関がありますので、なかなかそこをつかめていない状況であ

ります。あと、県のほうもイノシシとかカモシカとかの調査をしております。これは県中、県北とかという大幅な範囲での中の報告等はいただいております。そういうことで、今のところ村で独自に調査したものをお知らせしているというような状況でありますので、もしそのような研究機関のほうから情報が得られるようになれば村民のほうには公表してまいりたいと思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 私は林野庁がいろいろ調査しているのだと思ったら、環境省だそうなんです。その環境省の部分は請求はできないんですか。被害者の自治体ということではできないんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 請求といいますか、データをいただけないかということでの要請は図ってまいりたいと思います。

10番（佐藤八郎君） この間、飯館村の牧場に馬が飼われていて、馬の避難がなかなかどういう事情でどうなっているのかよくわかりませんけれども、実際としてここ最近17頭ぐらい死んだということで家畜保健所から獣医さんから東北大からいろいろな方々が入って調査しているんですけども、村に報告しても村は1回も見にもいかないということは一体どういうことなんでしょうか。第三者、一般村民から見て不思議なことなんですけれども一体どういうことで見にもいかなければ実態調査もしようとしているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 馬の部分につきまして、まず例えば23年の避難の時期においてその馬の飼っている方も牛がいたということでありましたが、なかなか国から指導を受ける中でもなかなか避難させていただけなかつたという部分がありまして、ただ、牛については何とか避難させたというようなことで報告を受けております。ただ、馬については村のほうでも把握していなかつた部分があったんですが、ただ、牛が亡くなつたということで家畜保健所のほうからはその結果、血液検査などをした結果は情報としていただいている中であります。その中をお話を聞く中としては栄養が過多で若干もっと素飼料等を多く食べさせたほうがよかつたのではないかというような結果かなというような報告は受けております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 家畜保健所から結果もらって今答弁しているだけで馬を避難させなかつた村民に全く非があるようなお話なんですが、村民の飼っていた馬が避難、今言うと国が言っても避難させなかつたという言い方ですけれども、そういう事実経過きちんとあるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど答弁で漏れてしましましたが、馬が亡くなつた時点で報告を受けまして、担当者は現地に行きまして内容等をその所有者のほうから聞いていっているということであります。一応家畜保健所のほうとも相談しながら検査等もしてきているという状況でございます。あと、牛の避難についてでありますか、ちょっと去年おととしの話でありますけれども、当時の話ではなかなか理解が得られなかつたということでありまして、ただ、それを勧める中で避難はさせていただいたという報告をいただいております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 村外コミュニティーについてですけれども、村長の答弁の要望することはわかりますけれども、具体的な計画と施策の時期、そういうのは村長としてはどうい

うふうに要求しているんですか。いつまでには60戸なら60戸つくってほしいとか、その確認や協議はどういうふうに進んでというか進めようとしているんですか。

村長（菅野典雄君） できるだけ早くということありますが、何せ村が独自に進めるという話ではございませんので、その対象としていただいているところにできるだけ早くというお話をさせていただいているところあります。

10番（佐藤八郎君） できるだけ早くで内容的には県がやるんでしょうから、実施主体が。県にお任せという内容についても協議されるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然、内容については我々の要求もしますので、多分建物の中には2つ、3つのパターンがあるだろうと思いますから、その中にそれぞれの要望といいますか希望に沿って入っていただく努力をしていくということあります。

10番（佐藤八郎君） この協議するものは定例化しているのか、もう忙しいと後回しになっていくのか。その辺はどういう流れなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 定例化はしていませんが、かなり密に話し合いをしているこういうことでございます。

10番（佐藤八郎君） 2点目になりますけれども、家族が一緒に暮らさせることを望んでいる方が多いんです。せめて村長の答弁ではそうでない方も都合でいっぱいいるみたいな答弁でありましたけれども、せめて家族一緒になりたい。アパートとアパート、アパートと仮設を一軒家に住みかえて家族で暮らしたいという人に対しての対応はどのように進めますか。

村長（菅野典雄君） ですから、自前でつくる分にはそういうのにできるだけ沿うことができますが、県の場合、あるいはその他の場合にそう簡単にできるかどうかというのはなかなか難しい話も幾らかあるだろうというふうに思います。また、多分そういうところにはなかなか難しいんだという住民のほうの考え方、意見もあるだろうと思いますから、その場合には今結構借り上げ住宅の中の一軒家というのもありますから、その辺についてこれからどういうような対応ができるのか。これは村も考えていかなければなりませんけれども、基本的には国のほうができるだけそういうものにいつまでもというわけにもいきませんでしょうけれども、ある程度の期間を持って対応してもらうということが大切ではないかとそのようなことで、会うごとに、言葉を発するごとにその辺の対応も村民のためにはぜひ必要だろうと思って今話を出しているところであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 具体的に言いますけれども、1世帯が3世帯に別れて暮らしていて、今度一戸建てに2世帯がまとまって住みたい。ところが今の県の賃借関係でそのことが1回2度動いた方はもうこれ以上動けない。もし、動いてもその人数はカウントしない。カウントしないと9万円の補助は出せない、家賃補助は。6万円しか出せないから10万円だったら4万円は自分で出して6人なら6人で暮らしてくださいという今言い方しているんです。それを変えるようにということで、同僚議員にも県会議員やら国に声を上げてもらっているんですけども、ぜひ村長のほうからも実質6万円6万円で12万円払っているものが9万円で済むんです。財源も減るわけですから、出すほうも何でそんなこと家族と一緒に暮らしたい思いを邪魔するようなことをするのかおかしいと思うんです。その辺を

村長からもぜひ言っていただきたい。

村長（菅野典雄君） 住民の意向にできるだけ沿うような生活環境をつくってもらわないと、我々としては大変だということありますので、折に触れて話をしていきたいとこのように思っております。

議長（佐藤長平君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3、陳情第3号審査報告

議長（佐藤長平君） 日程第3、陳情第3号国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○ 総務文教常任委員長（大和田和夫君） ただいま議題となりました陳情第3号国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情について、6月14日に委員会を開き、審議をいたしました。

○ その結果についてご報告いたします。本陳情の趣旨はこのたびの東京電力福島第一原子力発電所事故は我が国がこれまで経験したことのない未曾有の大事故であり、広範囲の地域に長期間にわたり深刻な影響を及ぼし続けています。これにより避難を余儀なくされた被害者は生活基盤を根こそぎ奪われ、地域コミュニティーから隔離された中で経済的にも精神的にも困難な状況下に置かれ続けています。加害者である東京電力株式会社は、本年4月福島県からの公開質問状に対する回答書において本原発事故にかかる損害賠償請求権について民法第724条前段の消滅時効の規定が適用されることを前提にごく限定された対象者に対しごく限定された範囲でのみ適用が解除される旨表明しています。

○ しかしながら、いまだ今後の生活の再建の道筋さえ見通せない多くの被害者に対し、みずから全損害について本件原発事故から3年以内という短期間のうちに原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続の申し立てと権利の保全措置を講ずることを求めるのは不可能を強いるに等しいと言わざるを得ません。

○ 以上のことから、本件原発事故にかかる損害賠償請求権について少なくとも民法第724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講ずるよう求める意見書を政府関係機関などに提出を求める願意であります。

○ 審査の結果、陳情の趣旨は賛成であり、採択とすることに決した次第であります。以上で報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○ 質疑なしと認めます。

○ 委員長、自席に戻ってください。

○ これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

○ これから陳情第3号国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

陳情第3号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後0時11分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月19日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

" 会議録署名議員

北原 経

" 会議録署名議員

伊東 利

" 会議録署名議員

北山文子

平成 25 年 6 月 21 日

平成 25 年第 4 回飯館村議会定例会会議録（第 4 号）

平成25年第4回飯館村議会定例会議録（第4号）						
招集年月日	平成25年6月14日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日	開議	平成25年6月21日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	平成25年6月21日 午後 2時03分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀 豊	○	12	佐藤長平	○
署名議員	6番 佐野幸正	7番 菅野義人			8番 大和田和夫	
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 山田郁子			書記 菅野智和	
地方自治法 第121条のり 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川亨	○	会計管理者	但野正行	○
	教育委員長	佐藤眞弘	○	教育長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年6月21日(金)・午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第 4号 東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書(案)
- 日程第 3 議案第40号 平成25年度飯館村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第41号 平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第42号 平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第43号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第44号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第45号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第46号 飯館村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第47号 飯館村新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第11 発議第 5号 飯館村議會議員定数に関する調査特別委員会の設置について
- 日程第12 閉会中の継続審査の件
- 日程第13 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議員派遣の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

○ 発議第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）」が、提出者、総務文教常任委員長から提出されております。

発議第5号「飯舘村議会議員定数に関する調査特別委員会の設置について」、提出者、議会運営委員長から提出されております。

次に、閉会中の議長公務及び議員派遣でありますが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上です。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君を指名します。

○ ◎日程第2、発議第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第2、発議第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）」を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故は、我が国がこれまで経験したことのない未曾有の大事故であり、広範囲の地域に、長期間にわたり、深刻な影響を及ぼし続けている。避難を余儀なくされた避難者は、生活基盤を根こそぎ奪われ、地域コミュニティから隔離された中で、経済的にも精神的にも困難な状況下に置かれ続けている。このように、本事故による被害は、生活全般にわたる深刻なものである。

加害者である東京電力株式会社は、本年4月、福島県からの公開質問状に対する回答書において、本原発事故に係る損害賠償請求権について民法第724条前段の消滅時効の規定

が適用されることを前提に、ごく限定された対象者に対し、ごく限定された範囲でのみ、適用が排除される旨、表明している。

しかしながら、深刻な被害をこうむった被害者は、生活基盤そのものを失い、今後の生活の見通しも立たない人も多くいる。そのような、いまだ今後の生活の再建の道筋さえ見通せない多くの被害者に対し、みずから全損害について、本件原発事故から3年以内という短期間のうちに、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続の申し立て等、権利の保全措置を講ずることを求めるのは、不可能を強いるに等しいと言わざるを得ない。

したがって、本件特例法だけでは、被害者救済にいまだ不十分と言える。

よって、本件原発事故に係る損害賠償請求権について、少なくとも民法第724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

文部科学大臣

復興大臣

経済産業大臣

法務大臣 宛てであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

提案者は自席へ戻ってください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、議案第40号 平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤長平君） 日程第3、議案第40号「平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） 何点か、確認をしながらお伺いをいたします。

補正予算書の15ページなんですが、1番、農業費委託金、水稻試験栽培事業委託費ということで、説明では長泥5畝部分、ひとめぼれの作付ということで予算計上されております。この支出は21ページの農業振興費の中に含まれていると思いますが、その内容についてと、それから試験栽培の具体的な項目というのでしょうか、内容について教えていただきたいと思います。

それから、歳入の、ちょっと前に戻ります、13ページです。確認を1点いたします。13款の2項3番、農林水産業費補助金、1番、農業費補助金ということで、農山漁村活性化プロジェクト支援事業費、村公民館解体の4分の3の分だというふうに説明がありました。村公民館の解体費用が農業費補助金ということで計上されているのは、建設当時の生活改善センター、いわゆる農業費でつくられたということでこういうふうな費目になっているのか、お伺いをいたします。

次に、同じく1番の総務管理補助金の都市防災総合推進事業交付金750万円についてです。都市防災総合推進事業費というのは、国土交通省の補助金だというふうに認識しております。この事業の目的は、大規模災害の被災地における復興のまちづくりに対する支援というふうな項目もあるんですが、災害に強いまちづくりを進める目的というものが掲げられておるようなんですが、飯館村の場合はちょっと状況が違っているのかなというふうに思いますので、この事業上、差し支えないのか、お伺いをしておきます。

それから、支出についてです。

19ページです。13節の委託料についてお伺いします。森林整備調査検討業務ということで、木質バイオマスの調査2年目というふうな説明をいただきました。そうしますと、1年目の調査内容はどのような内容だったのかをちょっと教えていただきたい。それから、この調査の目的が森林汚染の状況を調査するというふうなことであります。具体的に、どこに委託して、どのような調査をなさる予定なのか、確認をいたします。

それから、21ページ。これも13番の委託料です。一時帰宅支援業務ということで、帰宅バスの運行で2,128万円の予算補正を組んでおります。一昨日、運行計画について説明をいただきました。停留所が仮設住宅とか公営住宅が中心であります。借上住宅入居者の利便性を図るために、沿線上での、例えば停留所設置というのは検討できないのか、お伺いをしておきます。

それから、23ページです。これも13番、委託料、森林環境交付金事業支援業務ということで338万4,000円の補正です。説明では、フォレストパークあだたらへの研修プログラムを委託するというお話でございました。説明の中で、参加者が親子10組、教育関係者が5組というふうに説明、言われたような気がするんですが、参加人数から考えますとこの委託金額が少し多いのではないかというふうに思っております。内容等について、確認のためお伺いをします。

若干戻ります。

21ページ。21番の貸付金です。一番下ですね。飯館村振興公社貸付金1億円、資金に入れるために予算の要求理由というのはわかったんですが、一昨日の全協の中でも担当者の

ほんから、随分、懸案事項が何点か問題が報告されておりました。これらの懸案事項についてどのように解決をしていくつもりなのか、一応伺っておきます。

以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 私のほうからは、15ページであります、県の委託金の水稻試験栽培事業委託費45万9,000円についてお答えいたします。

この事業につきましては、先ほどおただしかりましたように、長泥での除染を行ったところでの米の試験栽培の県からの委託費ということでございます。県のほうで基金積み立てしております営農再開支援事業の一部を使っての県からの委託費ということでございます。

支出内容でありますが、21ページの6款の農業振興費、下の欄になりますが、3つほどの項目に分かれています。まず、報償費で59万8,000円ほど今回上げてますが、その中の一部で19万8,000円、これについては試験栽培する中での管理業務といいますか、管理でいろいろ地元の方にお世話になるという部分での謝礼とか、あとはそれぞれの避難先から長泥までの通勤費、あとは帰還困難区域ということでの手当等を含めて19万8,000円となっております。それが1つと。

それから2つ目が需用費26万5,000円で上がっておりますが、このうちの22万1,700円、これを今回の試験栽培の消耗品ということで上げております。内容的には、苗を外部に育てていただき、育苗していただいたということでの謝礼とか、あとは電気牧柵を回している状況があります、その資材代、それからゼオライトとかカリとかのそういう部分を使っている部分ということで、合わせて22万1,700円ということです。

それからもう1つが、役務費の手数料で4万円ほど上がっております。この手数料、一応検査料ということで、いろいろ収穫をした際に米のセシウムの移行調査をするというような部分での検査料ということです。

締めて45万9,700円ということで、県からの委託費ということでございます。ここの今回の栽培に当たっては、試験栽培ということで、一番は米のほうでのセシウムの移行調査というのがメインに考えております。最終的には、刈り取りをした後、穂については今のところ県の農業センターのほうで検査をしてもらうということで考えておりますが、そちらに持っていく検査をする。それから、ワラ、あとは検査の終わった穂についても、米についても全て焼却処分をするという計画であります。

それから、そのほか、今国のほうでも大変、帰還困難区域ということでの興味がありまして、いろいろな研究団体が入りまして、いわゆるカリをどれだけ、例えば肥料をどれだけ入れるとどのくらい程度になるのかなという調査もするととか、水質調査をするととか、あとは鳥獣害的な動向なども監視カメラをつけながら調べるとか、いろいろな調査もここの中に入っているようあります。

以上であります。

教育課長（愛澤伸一君） 私からは23ページ、林業費の委託料、森林環境交付金事業支援業務の委託料についてお答えをいたします。

こちらの森林環境交付税を財源とした体験事業ということで、教育委員会のほう

で所管をさせていただくということでございます。フォレストパークあだたらを会場に、子供たちに山遊びの体験を思い出してもらったり、また小さいお子さんには感じていただくというようなことを目的としまして、ご家族連れあるいは団体等でフォレストパーク内のオートキャンプ場、コテージ等を利用して宿泊体験をしていただく。ご利用いただいた方には、森の案内人等による指導をつけるということで、7月1日から来年3月31日までの期間、家族連れあるいは団体でご利用いただくということを想定して予算をお願いしている事業でございます。

さきにご説明いたしましたとおり、この予算の内訳でございますが、いわゆる家族連れについては10組分、あとは団体利用で5組分ということでございますが、子供さんのいらない団体も受け入れるということで、このほかに一般枠でさらに10組、団体枠で5組ということでございます。そのほか、11月にはイベントといったしまして炭焼き体験等々の企画もあるということでございまして、全体として300万円ほどの枠をとらせていただいているところでございます。

なお、この事業につきましては、利用者の増減によりまして、利用者が少ない場合にはいわゆる年度末に減額措置ということになろうかというふうに思います。

以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは3点ですね。

まず、1点目の13ページの村公民館の解体の事業名でありますけれども、農村漁村活性化プロジェクト支援事業となっていると、これはどういったことかということでありますけれども、実は復興交付金40事業のその交付金を使うということで国とも協議を進めてまいりまして、その中に、きのうの全協の中でも教育委員会のほうからご説明ありましたように、あの上段のほうに生活改善センターフィーというようなことで、この事業の中には、生活環境施設を整備をするというふうなことで、この事業に当てはめて進めるに当たって、農村漁村活性化プロジェクト支援事業を使って、復興交付金を使っていきたいというようなこともあります、この事業名となっているというのが1点目でございます。

それから、2点目の同じく13ページの都市防災総合推進事業というようなことで、ご承知のとおり、これも40事業の1つであります、実は復興計画を進めるに当たって、土地利用とか、それから地域づくりの事業を行政区ごとにワークショップを開いて検討していくといふようなことで、実は国のほうに説明をしてきたわけでありますけれども、加速化事業の中で、それも上げて、実は要望を上げてきたわけでありますが、国のほうから、この事業を使って、実はどこかの町村で復興計画をつくっている町村があるというようなご指導もいただきまして、きっと厳密に言えば都市防災でありますから、今回の復興計画はなかなか難しいのかなというようなものもあったんですけども、これからは復興計画を進めるに当たって、都市防災推進事業を使っていいですよというふうな国からのご指導をいただきましたので、今回この事業で申請をさせていただくということで補正を組ませていただいたところでございます。

それから、3点目の木質バイオマスの件でありますけれども、内容につきましては、前に復興計画策定のときに、第1分科会のほうから資料としてこういう長広い資料を出して、

第1分科会のバイオマスの取り組みのポイントを前に説明させていただいておりますけれども、今回の原発災害によって、飯館村の正確な測定数値かないというようなこともあって、正確な調査が必要であるというようなことと、それからさらには身の丈に合った計画としていきたいというようなことが2点目。それから3点目は、森林に入るに当たって、安全確保が必要なので、その現状をどういうふうに調査していったらいいかということ。さらには、2年間の事業を踏まえてバイオマスの施設の計画をどうしていったらいいかというようなところを2年間かけてやるというようなことで進めてまいりました。

じゃあ、1年目の内容を大ざっぱに、どういうふうに経過としてまとまっているかというようなことでありますけれども、まず1つ目は、資源量調査を進めています。これは前にもご説明していますけれども、東大の三谷先生にお世話になって、県から県の森林のG I Sデータをいただきまして、このG I Sデータというのは、前にもご説明していますけれども、地図、それから地権者、樹齢、樹種、杉とか、松とか、それから標高なんかも入っているデータでありますけれども、それを使って、飯館村の資源をどういうふうに使えるのかというようなことでございます。大体、重量換算にしますと民有林で大体1万トン、国有林で1万4,000トンほど、合わせて2万4,000トンほど利用可能ではないかというようなことで、現在、算出をしている。これを将来、伐採とか、植林とかをするに当たって、路網を標高に合わせて、形成に合わせて、どういうふうに計画できるかというようなところを今回調査をしていただいております。

それから、3点目は、ガンマカメラによる生活圏に近い森林状況を調査をさせていただいております。昨年度の事業では3カ所、二枚橋と、それから草野と伊丹沢を調査をさせていただいております。その結果、線量的には、皆さんご承知のとおり、木よりはその下の土に落ちているというような結果があって、さらに国では面的には測定しているわけでありますけれども、個別的に詳細、それをガンマカメラで、今回の調査で3カ所ほど調査をさせていただいた。

次に、無人ヘリを飛ばしております。森林の線量調査というようなことで、山の仕事は、時間当たり2.5マイクロシーベルト以下でないと山の仕事には入れないというような決まりがあるそうでありまして、そのデータはどこにもないわけでありまして、今回、解除準備区域であります二枚橋の南側と北側、合わせて1平方キロを無人ヘリを飛ばしまして測定をしているところでございます。結果、東電の原発の方向に向いている山の斜面は線量が高くて、さらに標高が600メートルくらい以上のもののところの山の線量は高いというふうな推移がわかっているところでございます。

じゃあ、25年度はそれを使ってどういうふうにしていくのかというようなことでありますけれども、今後、線量の高いところ、低いところをはっきり調査を進めていかなくてはいけないわけでありますけれども、現在のところ、解除準備区域の4行政区にしか入れないというような状況でありますので、今回の4行政区、さらにヘリを飛ばしてというような形になると、お金がかさんで今回調査事業のまとめができなくなる関係もありますので、実はきのう、県のほうに出向いて、森林における除染等の実証事業、林野庁の補助事業でありますけれども、これを申請できないかというようなことで県のほうには相談をしてい

るところであります。解除準備区域の4行政区をさらにデータをつかみながら、先ほど、1年目でご説明しましたG I Sのデータと合わせて、村全体の森林の資源活用マップをつくっていきたいというふうに考えております。

25年度につきましては、そのデータを用いながら、チップ工場、さらにはチップボイラ、木質バイオマスについて、先ほどご説明しましたように、身の丈に合った計画にどうしたら計画できるかというようなところを25年度については、1年、2年合わせて計画をまとめてお出しをしたいというふうに考えているところでございます。

委託先は東芝でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私から21ページの13委託料、一時帰宅支援業務、いわゆる一時帰宅バスの件について、おただしの件についてお答えいたします。

まず、借上住宅の停留所を設けられないのかというご質問だったと思われますが、確かに運行表については、公営宿舎、仮設住宅等が中心になって運行表が組まれております。8月から実施するわけではございますが、これから、8月から利用状況を見ながら、そして周囲の意見を聞きながら、借上住宅の停留所をどのようなコースでつくるのか、いろいろ検討していきたいと思います。

以上です。

副村長（門馬伸市君） 21ページの振興公社の貸付金絡みの懸案事項の件ですけれども、まさに18項目ぐらい懸案事項として上げてありましたけれども、内容は、除染の説明会あるいは今回の行政区懇談会で出されたようなものがほとんどであります。まだ結論の出ていないものがかなりあります。その中でも、現在除染をやっていて、特に森林部の20メートルの範囲の腐葉土の分なんかは、まさしく5センチの剥ぎ取りということなので、実際は深く腐葉土があつてその下までとつてもらいたいというような、そういう、地権者から言えばそのとおりだと思いますけれども、その辺のところがなかなか基準、ガイドラインがあってというものもありますので、この辺も新たな部分なので、詰めていかなくてはならないなというふうに思っています。

それと、農地の農地はどこまでなのかというところも非常に難しいんですね。田畠と牧草地までというふうになっていますけれども、その辺の判断が、原野なのか、農地なのかという判断、その辺のところも実際除染をやっていて悩みになっているというところもあるのかなと。

それから、イグネの伐採は、この前も担当が話していましたけれども、支障木、1本、2本、どうしてもというのは支障木扱いで切っているという話がありました。現場で対応ということだと思います。先日、復興庁の丸山局長もイグネの伐採については概ねの件で、概ねというのは正式には入れられないで、現場で対応したいと、させたいと、こんな話でありましたので、現場対応がどこまでというのもこれは非常に難しい話でありますけれども、いずれにしても、須萱の除染で今まで村民から出されてきた課題、懸案事項がいっぱい重なっております。継続して環境省のほうと詰めていきたいというふうに思っております。

7番（菅野義人君） 再確認いたします。

そうしますと、長泥の実証事業につきましては、そういうふうな振り分けをされて計上されているということで確認をいたしました。

ご答弁の中に、試験栽培の内容が米のセシウム移行調査だということで言られておりましたが、吸收抑制剤であるカリの調査、それから水質調査もというお話もありました。私一般質問のときに、冒頭に懸濁態セシウムの問題が今どうもあるようだと。土の汚染の問題もさることながら、かける水の問題が非常に大きな影響を及ぼすようだというふうな何か最近の報告があるのですが。これは県の委託事業ですから、村のほうで設定するというわけにはいきませんけれども、水質調査というのは、具体的にはどのような形で、どういう調査をされるのか、お伺いをしておきます。

復興対策課長（中川喜昭君）　いわゆる村としては、県のほうからの委託ということで、作付でのセシウム移行ということですが、いろいろな研究団体がという部分で、水質検査の話も説明いたしました。詳細について、まだよく聞いておりません。あそこの現場のほうを見ていただくとわかるんですが、実はあの上部のほうにため池がありまして、そこから作付した田んぼの上に導水といいますか、引っ張ってきて一時田んぼに溜めて、それを今度使うという形にしております。ですので、懸濁の部分の調査が入ってくるのかという部分も確認してみないとあれなんですが、その辺についても、詳細、今、3つ、4つの研究が入っているという部分もありますので、一度整理させて、後、報告させていただければというふうに思います。

以上であります。

7番（菅野義人君）　恐らく、長泥のように高線量になると、土の剥ぎ取りによって土壤汚染はかなり少なくなっているのかなと。私はこの長泥での実証栽培で、単に試験栽培して玄米から出なかつたというだけでは、そんなにこの長泥でやる意味は私ないんだろうと思うんです。当然、水をかける状況というのは、上にため池があれば恐らく沢水と違いまして、直接、懸濁態セシウムが入っている水がかかるとは私は思いませんが、やはり長泥の実証の中で、これから飯館村の水田が直面する沢水との関係、この辺あたりは村としてやはり県のほうに強く調査を要求していくような、そういうことができないかどうか。私はぜひやるべきだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　将来に向けて、営農再開に向けて、作付に使う水といいますか、農業用水については大変心配される部分もあります。そういう意味では、調査研究等もしていかなければというふうに思っております。沢水についても、若干今調査している箇所もありますが、大々的な部分、まだやっていない部分がありますので、今のところ何ヵ所かまた増やすという部分もありますので、その辺についてももっと件数をふやしてもらうような部分で要望していきたいと思います。

以上であります。

7番（菅野義人君）　森林汚染の状況調査で説明をいただきました。バイオマス発電に関するものですから、いろいろ山の木の量とか、土地の状況とか、そういう調査もしなくてはいけないということでありました。

問題は、飯館村の山の木がいわゆる燃料とされる部分の木がどのような汚染になってい

くのかということについて、私はもう少し調査をする必要があるのではないかというふうに感じたわけであります。ガンマカメラで森林の汚染状況を調査したということですが、実際その木の幹の中にどのぐらいのセシウムがたまっているのか。あるいは今後は増加する傾向にあるのか、ないのか。土壤のほうにセシウムが多く沈着しているというのは大体解明はされているんですが、これから木の幹のほうにどういうふうに移行するのかということについて、森林総研でも、林野庁でも注目をしているような、そんなような報告がありますので、木の幹に対する汚染状況の調査というのは、具体的には取り組むのか、取り組まないのか、お伺いをしておきます。

総務課長（中井田 榮君） 今回、汚染状況の調査というようなことで、予算限られておりますので、24年度につきましてはガンマカメラによる調査を一部しかできなかつたわけでありますけれども、25年度につきましては、先ほどご説明しましたように、林野庁の補助をとりにいきながら、実際入れるのは解除準備区域の4行政区のみだというようなことありますので、4行政区の汚染状況調査をやって、そして推計というのですか、資源利用の推計を立てながら、その4行政区だけではなくて村全体のデータの整理をして、そして利用状況調査をしていきたいなというようなことでございます。

さらに、今ほど議員さんからご質問のあった、増加していくのではないか、さらには幹のほうまで入っていくんではないかというようなおただしもあつたわけでありますので、その辺も含めて、どういった林野庁の調査ができるか含めて、国のほうとも協議をしていきたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） たしか林野庁のほうでは、23年、24年と福島県内では川内村、大玉村、あとは会津のほう、3カ所ぐらい設定をして、実際の木の皮、それから辺材、心材について分析して移行調査をしています。森林汚染、2.5マイクロシーベルト以上が調査できないというふうな制約もあるんでしょうが、私はやっぱりその調査の中に飯館村を対象とした調査をもっと積極的に要求してもよろしいのではないかと。ましてや、これから木質バイオマスを考えておりますので、その辺の移行調査については私は非常に飯館村にとっても大切なことなのではないかというふうに思っていますが、林野庁との協議の中でそういうものを要求する気があるかどうか、お伺いをしておきます。

総務課長（中井田 榮君） 今ご質問あったように、山の仕事に入るには、2.5マイクロシーベルト以下でないと入れないというような決まりがあるようありますので、とにかく村としては現在解除準備区域でありますその4行政区の調査をきちんとやって、そして推計を立てて、国のほうには、今まで議員さんからご質問のあった村全体、きちんとしたデータをとるような形に要望していきたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） フォレストパークあだたらへの委託料についてお伺いします。

7月1日から3月31日まで利用できるようにということで、かなり長期間にわたった設定だというふうに理解いたしました。それから、団体利用ということでの5組だということでおわかつたんですが。全体としての参加人数をいかほどに設定をされているのか。というのは、私も1回利用したときがあるんですが、そこは福島県で設定して、たしかエコ・ライフ財団とかという公益に処する財団が運営をしておりますので、単発的に見ますとい

いろいろな設定プログラムがあって、講師料も、利用料も比較的安いんですよね。ですから、この金額が私は妥当なんだろうなとは思いますが、この設定の人数等について、ちょっと今わかる数字でお知らせいただければと思います。

教育課長（愛澤伸一君） 家族連れということでは、コテージ1棟利用を大人4人・子供4人ということで8人利用という想定でございまして、これの10組でございますので、80人。それから、団体利用枠は、大人5人、子供30人で35人で5組ということでございますので、170人ほどになるのでしょうか、そのくらいですね。それが親子連れと一般の大人だけということになりますので、全体で350人ほどを見込んでおると。あとは、それとは別にイベントの参加者で50人ほどを見ておりますので、この枠いっぱいの中で動くということであればおよそ400人ほどの利用を見込んでいるということでございます。ただ、この利用枠も日帰りとなるのか、あるいは宿泊も3泊まで可能ということになっているようでございますので、実際の利用に当たっては、その利用形態によって人数は上下するものというふうに思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君） 了解しました。

最後に、振興公社、本来、貸付金の補正予算ですから、内容については余りふさわしくないのかもしれません。実は、この公社が事業をやるということで、議会が大分判断に窮したというのでしょうか、経過があります。ただ、現状を見ますと、働いている方も一生懸命やっておられますし、何とか成果を上げていただきたいなどいうふうには思うんですが、今後、飯館村の除染のあり方をめぐって、この公社が除染をやっていることがある意味では私は強みになるんだろうというふうに実は考えたいわけですよね。というのは、実際に公社が一応除染事業をやられて、どうすればより下がるのか、どうすれば場合によっては余りお金をかけなくても効果があるのかということを私は須萱の地区ではいろいろ学ぶことができるんだろうなと。もちろん仕事ですから、採算も合わせなくてはいけないし、いろいろと試験だけやるというわけにもいきませんが、今後、国との交渉の中で、須萱でやっていることのいろいろな成果なり、あるいは問題点なんかをやはり、実質的にはデータなり実証なりを要求しながら国と交渉していくという姿勢が私は必要ではないかいというふうに思っていますが、どのように考えているか、お考えを聞かせてください。

副村長（門馬伸市君） 全く、公社でやる意味というのはそういうことも含まれているのかなというふうな気がします。ただ、現実的には、事業費があって、先ほどもイグネの話をちょっとしましたが、多少はそういう形で設計にはないものを組みいれたりしてやっている状況なので、事業費の中でやるというのはなかなか難しいというふうに思います。ですから、事業費でない部分で、そういう本当の実証みたいな形で何かそういう環境省のほうの特別な、そういう直接の除染ではなくて別な方法がないのかどうかというのもやはり交渉する必要はあるなというふうには思っています。今のところ、与えられた予算、事業費の中でやるというのは多分難しいと思います。1つとってみても、ガイドラインがあって、それ以外のこととはなかなかできないという現状で、なおかつ、そうであっても、今ちょつ

とサービスと言つては言葉はどうかわかりませんが、そういう形で住民に寄り添った除染を結構やっている状況なんですね。ですから、それが須萱でやった除染がイコール、全村にいくかというと、これまたそうではないなという気がします。ですから、今のご指摘のように、別枠というのかな、そういう形でもない限りはなかなかそこでそういう実証みたいなことをするというのは難しいので、ただ、データとしてはきちんとできると思います。ここはここまでやればこういうふうな状況だという、そういうデータはつかめると思いますので、それを参考にしながら、今後の除染に生かしていくという方法はとれると思いますけれども、今のような、いろいろな場所で、除染の現場で、一つ一つ実証みたいなものは非常に難しい状況ということはご理解いただければなというふうに思います。

7番（菅野義人君） 当然、予算があつての仕事ですから、私は全てこれは実証ではなくて、データとして私はかなりあると思うんですよ。私、一般質問でもさせていただきました。追加除染を要求するに当たっても、単に線量下げてください、低減率を多くしてくださいという話だけでは、私は今の国は動かないと思うんです。そういう点で、やはりここでやったデータを生かしながら私は国に要求すべきなのではないかと。もちろん、実証事業として報告書をまとめたり、あるいはそれこそ研究機関のようにそれを上に上げたりなんていうわけには私はいかないと思うんです。正直なところ、本当に採算の中でやっていくというのは大前提。だけれども、やはり振興公社がやっているということはそれなりに貴重なデータがある。しかも、現場の人間が懸案事項としてこれだけの問題を書いてきている。私はこの懸案事項は、除染の説明会で副村長おっしゃったように、予想された問題ですね。それに対して、できる中でどういうふうなベストを尽くすのかということで私はお伺いしたのであって、いかにも実証事業ですというのは私はできない。そんなのは当たり前のこと。だけれども、これだけの懸案事項を書いてきたということは、これから飯舘村の除染に対してやっぱりこれ以上の問題が出てくる可能性があるということですね。それに対してどのように取り組めるのかということでお伺いをしたんです。いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 多分、今までの懇談会で出てこなかった部分も何項目か入っています。ですから、実際にこれからも除染が村内で進むわけですけれども、この須萱の除染がこれから村内の除染に大きく影響してくるというふうに私も思います。ですから、この懸案事項の処理、結果としてこのデータを国に突きつけることによって、除染の今までのガイドラインが少しでも変わればこれまたいいわけですので。ぜひ、今の、先ほどちょっと一例申し上げましたけれども、腐葉土の取り方だって、5センチでいいわけではないので、そこで線量をはかって、もう少しとすれば線量がかなり下がるということも多分あると思いますし、田んぼのイノシシに荒らされた土地の除染の方法もそうですよね。説明の中では、ローラーをかけて平らにして剥ぎ取るという。その下にあるのはどうなのというのも、再生の会のほうからもよく言われています。イノシシに荒らされた土地の除染の方法はしっかりやらないと後で困るよという話もいただいているので、実践を通じて、やはり早目に環境省のほうとも詰めていく必要があるなというふうに思っていますので、ご指摘のとおりだと思いますので、詰めていきたいと思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

10番（佐藤八郎君） 何点か確認で質疑をいたします。

15ページの今ほど菅野義人議員が質疑をされた。村民の多くの人にいろいろ聞いてみると、線量の低いところでやってもみないので、長泥でやるというのは一体何のためにやるんだと。その結果、米に出ないから長泥でも大丈夫だからということで、帰村は大丈夫世論づくりをこのことによって村がやる気になっているのかと。そういう声が多いんですけども。何のために、目的はどういうことでしょうか。

次に、19ページの太陽光発電の出資金がありますけれども、行政が事業収益を上げることに参入するということなんですが、そういう立場に立っての基本的な考え方を聞いておきたい。

それから、21ページの一時帰宅支援業務、これは村内は自由に帰って何時間の範囲で生活してよいという放射線量値になったのかと思えるような事業なんですけれども、何時間生活してよいという線量値になったというふうに考えているのでしょうか。

あとは振興公社の貸付金、これは返済計画などのようにされていての貸し付けをするのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） それでは、私のほうからは、帰還困難区域の長泥における試験栽培について申し上げます。

昨年、向押、小宮、長泥で農地除染、農水省の実証試験をモデル事業で行ったということでありまして、昨年については、向押、小宮について試験栽培ということでセシウムの移行調査を行ってきたということでございます。結果については、ご承知のとおり、全て基準値以下というようなことあります。そこの2カ所については、ことしも、今度は収穫やら食味やらをやることで、実証試験ということありますが、その中で、長泥についてどのような形にしようかという話もいろいろしてまいりました。議員おただしのような部分、やっぱり線量管理の部分もあるということで、なかなか当初でもまだ検討している中で、基本的には上げられなかつた状況であります。ただ、やはり、帰還困難区域、高線量地区において、除染をしたところの作付をした場合、どの程度の移行があるのかなという部分も村のほうでも調べてみたいというものもありますし、県のほうでもやってみたいというような話がありまして、いろいろ詰めさせていただきました。やはり、地元の方々との協議もあるわけでありますので、区長さん初め地権者の方々とも話す中で、やはり除染をした結果がどの程度になっているのか、また地元としても知りたいんだという声もありました。そういう中で、30アールというような面積にはいきませんが、5アール程度の少ない面積で、まずは線量管理をしていただくということで、半日程度で作業が終わる、一回りするにも時間がかかるないという面積も考えながら進めてきたということあります。

そこで、つくれるから、すぐ帰村だという部分はまた別な話だと思っておりますが、まずはそういう高線量地区での除染をした後の稻のセシウム移行をまず確認したい。それから地元の声もあったというような理由から、今回実施するということでございます。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 2点目のお答えさせていただきます。

太陽光発電ということでありますけれども、いわゆるこういう原発事故が起きましたから、再生エネルギーをどういうふうに使っていくかというのは1つの日本的な課題の中で、特に太陽光発電というのは今一番もてはやされているといいますか、進んでいる、あるいは手を挙げているというところであります。ほとんどはいわゆる出資会社の収益になっているというのがほとんどであります。いわゆる場所貸しと、これであります、やはり飯館村は若干リスクというのもも可能性としてはあるかもしれませんけれども、やはり場所貸しだけでなくて、やはり村づくりの中の1つの大きな流れの中に位置づけるべきではないか。そういうことで、今回、議会のほうに趣旨をご理解をいただくというつもりで出したところであります。これがなれば、ほかの県は2つ、3つあるようでありますけれども、福島県としては初めて自治体がいわゆる太陽光発電にかかるという形の趣旨ということになる予定でございます。

それから、飯館村は基本的に計画的避難のときも、今、3つに分けられたときも、原則、宿泊してはならない場所ということでありますので、ある程度の時間、自分の家に滞在する。あるいは部屋の中で歩くというのは許可されているというふうに思っているところであります。

副村長（門馬伸市君） 公社の貸付金の返済はいつかということではあります、一応、事業そのものは、除染の作業そのものは8月ごろに一応今の計画では上がる予定になっていますが、その後、事業費の清算、それから、元請からのお金が2カ月後というふうになっていますので、その辺を考慮しますと11月末ごろには精算がついて、12月ごろにはお金が返せるんじゃないのかなと、こんなふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） 先ほど義人議員からもあったように、単なる米をつくって、米を検査しての移行調査、地元でもどのぐらい出るのかやってもらいたいとあったからやるということでの説明ですけれども。田植えした稻を収穫までいくというのは、山林の水系なり、ため池の水系なり、いろいろな条件が重なっていって最終的に、自然天候もありますけれども、そうしますと、その水流の堀の底の泥炭の放射性物質の値、さらにため池のこと、濁った水を代かいて1回抜くわけですけれども、その濁った水に対しての線量値、ずっとデータとして追いかけてつかまないと、本来の作業工程になっていかないし、単なるできた米だけで云々、苗を植えた土のベクレルのみという流れでは、実際、栽培試験という部分では不足しているんではないかと思うんですけども、いかがですか。

村長（菅野典雄君） ですから、例えばこしひは特別台風も何もなかった。来年またつくってみると台風があったりいろいろなことがある。そうするとやはり、そのときは出たということになるかもしれませんし、どうなるかわかりません。ですから、そういう実験を次々とやっぱり重ねていって、問題があるところはやっぱりしっかりと改善を求めていくということではないかと。ことしつくってみて数字が出たから、来年、長泥は全てそのところ、除染したところは大丈夫だという話にはならないというところが、今年度も草野、小宮も全ての除染したところを植えるという話にはならない。やはり実験を次々と重ねていくというところでありますので、そういうふうに考えていただきながら、今おっしゃったこと

は全くそのとおりでありますので、その他の要件も1つ、1つやっぱり見ていく中の実証だというふうに考えていただければというふうに思っております。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 私が言った部分の調査はされるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど菅野義人議員のほうの質疑にもお答えしましたが、今あらゆる研究団体が入っておりまして、私たちも把握できていない部分がありますので、その辺は一覧表的に目的とかそういう部分を書いていただいて、調査内容をまとめてお出ししたいと思います。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 今課長の言うのは、全体にいろいろまとめるという中で、この長泥でそれを全部やるという話ではないんでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） 答弁であれでしたけれども、今答弁させていただいたのは長泥においての、今、佐藤議員がおっしゃられた部分がやっているかどうかというのもありますし、まずはどういうものをやっているか、私も全部把握し切れない部分がありますので、それの一覧でまとめて、あと内容的なものはお出ししていきたいと思っております。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 県からつくれと言われたから、とっさにことしつくることにしたのではないであります。多くの村民は、先ほど言いましたように、長泥でやるというのは帰村大丈夫論の世論を手伝いすることになるのではないかという危惧を持っているんです。だから、長泥でやる目的をやっぱり多くの村民にきちんと周知して、そのことで、今村長が言うには、ことしやってみて大丈夫だから、来年から除染したところみんなつくるなんていうことではないというお話をしたけれども、そういうふうにちゃんと周知したほうがいいんではないですか。

村長（菅野典雄君） 長泥を実証したから、それが全てだという話では全くないというのではなくであります。長泥は帰還困難区域ということであります。ただ、少なくとも帰還困難区域の中にも、長泥はほかの帰還困難区域よりは、飯館村は幸いに線量は高いといつても低いほうでありますので、いろいろな実験をして、できるならば、できるだけ早く、やっぱり長泥の村民にもやっぱり帰っていただきたいという思いがあります。ただ、少なくともそれはいろいろなデータを拾わない限り、大丈夫ですよというふうには村としても、県としても、国としても言えませんので、その1つということでありますので、何度も言いますように、それで長泥は大丈夫だという話ではございませんので、ぜひご理解をいただければと思います。

10番（佐藤八郎君） 太陽光発電の件ですけれども、私が危惧しているのは、収益を上げるほうにというより、違う点で今回は出資して参加することを議会では認めたように思うんです。というのは、太陽光という自然エネルギーをどういうふうに今後大きく生かしていくか、村の中で、産業も含めて。そういう中での村が入ってやることで、いろいろなデータなりいろいろなことが、今後のために、情報なり、一緒になってつかめると、その業界において。そういうことが主だと思うので、だから、その辺の収益上がるなんていうだけで

はなかなかいかないような世界もあるので、飯館は早く手を挙げたから、売電価格が何年か保証されて、20年かな、というお話をありましたけれども、20年終わりで、その後どういうふうになるかわかりませんから。その辺の基本的な考えはいかがなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くおっしゃることであります、少なくとも、普通ですと、さあ場所をお貸ししますという形がほとんどのようであります。場合によっては、建物の屋根を貸すとかそういうような形、あるいは農地を貸すとかそういうことでありますけれども、ただ貸すだけということではなくて、そこに我々のいろいろな意見なり、考え方なり、あるいは村のこれから復興に何らかの形でもかかわっていただきながら、有効にやっぱりしていく。あるいは場合によっては、村民の新しいエネルギーに対する理解を求めていくとか、そういうことが、村がかかわることである程度口が出せたり、あるいは相談させていただいたり、提案ができるところにあるだろうというふうに思います。特に大火山牧場ということであります。これは、飯館村が畜産の村ということで、ずっと先人が冷害の村を何とかしようというふうに思ってきた草地が時代とともになかなか大変だと、こういう中でそれの有効利用などというのも1つのことなのかなという気がしますし、またあそこが議員のOBの皆さん方が、我々知らない中で、いわゆるつつじの森という形で手を加えていただいているということですから、ある意味では、また村が一緒になってやった1つの観光というわけではありませんけれども、皆さん方に誇れる場所にもなる可能性もあるのではないかと、そんな多様な考え方を持って、そのときにあのメガソーラーは、全くのある会社の品物ですよというよりは、村がやっぱり一体として考えた復興の1つのシンボル事業ですよと、こう言えることもきっと将来にわたって言えるのではないかと、そのように思っておるところでございますので、ぜひ、そういうふうに考えていただければありがたいなというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） 今村長の答弁にもあったんですけれども、今後、個人宅の昇口の話であれですけれども、今まで、原発事故前も合併浄化槽なり、井戸掘りなり、そういう部分での太陽光発電のことについての村の施策の考え方は、何かあるんですか。

村長（菅野典雄君） もちろん、ただ一覧表というか、これから収支を見ますと、四、五年は残念ながら入ってはこないんですね。ただ、固定資産税その他は入ってはくるだろうというふうには思いますが、例の上山の件、基金をつくってできるだけやっぱり村民のために幾つかの分野で使っていきましょうと。村民によかったねと、こう言われるようにしようと、こういうことでありますから、当然、これから使い道としては、3つ、4つ、あるいは場合によってはもう少しあもしれませんけれども、絞った中で、住民のためにやっぱり使われると、こういうことが一番の原則だろうというふうに思います。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 一時帰宅支援業務ですけれども、当初から宿泊はしてはならないけれども、村の中にいて泊まらなければいいというふうに許可されているという話であります。この事業は、希望者が行くわけでしょうけれども、出発時間と帰る時間、いわゆる村に滞在する時間はどのように設定されていくのか。さらには、希望者が健康を守るための対策は、菊池さんとかいろいろな人は会社の中で、ガラスバッヂではないですけれども、累積

やっていますけれども、それは全くお構いなしという対策になるのかどうか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 時間的には、後、課長のほうからお話をさせていただきますけれども、いわゆる菊池さんであったり、そういう特老などは全部、避難先から通って、そこにある程度の長時間、それをずっと続けていくわけありますから、当然、村民の健康をしっかりと守るということになると、そこはやはり村としてもチェックをしてもらわなければならないし、限度を超えるようなことは一切してもらったのでは困るということになりますが、この制度は、本当にたまにということあります。今ご質問にありましたように、放射能の健康に対するどうなんだという話でありますけれども、もちろん村としては考えなければなりませんけれども、心のストレスによる体の健康というものもかなり大きい。場合によつてはそちらのほうが大きいと。そういうこともいろいろな今までの保健師さんなり、その他の人たちのデータあるいは研究者のデータで出ているわけでありますから、そこを少しでも心身に対するものをやっぱり取り除くといいますか、安らぎが与えられればということでつくられた制度だと、このように考えていただければというふうに思っております。

生活支援対策課長（細川 亨君） 村への滞在時間でございますが、午前10時半から午後3時ということで、おおよそ4時間半の滞在になります。

以上でございます。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、4時間、真っ直ぐそのうちにだけ行くということにならないで、順序よく落としていくとかいろいろあるんでしょうけれども、1人の場合は真っ直ぐその人のうちにだけ行くでしょうけれども、そういう時間、村内に入って出てくる時間、総合見て4時間ということじゃないでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 利用人数、場所等によっては、4時間ないし長いところでは5時間になる可能性もあります。

10番（佐藤八郎君） 例えば行くことを1カ所の仮設のある人が希望した場合、そこは1週間に何回行けるような形になるんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 一時バス帰宅運行表にも載っておりますが、月に2回しか行くことはできませんので、ご理解願いたいと思います。

10番（佐藤八郎君） 村長が言う、事業所の長時間と違って、たまにということで、放射能のリスクよりも他のリスクのほうを対処することが村民の健康のためになるみたいな答弁いただきましたけれども、どこかの山下さん初めずっと一貫した放射能に対するご意見ですけれども、におわないので、見えないものだから、あした、あさって腹痛くなったり、頭痛くなったりしないから言えることであって、放射能が実在しているというのは間違いないと私は思っています。そういう中で、帰って滞在した時間の過ごし方、気になって草むしりばかり3時間もやってこられたら、草むしりというのは一番放射能を吸いやすいし、悪いんですね、例えばですよ。どんな生活するかはわかりません、その人、その人ですから。そういう点での何か注意点なり何かそういうものは考えておられるのかどうか。

村長（菅野典雄君） 8月からですから、まだ余裕ありますので、その辺いろいろ検討したり、

皆さん方あるいはそれなりの人たちにお聞きして、こんなことはもしできれば少し遠慮されたほうがいいよとか、そんな話はこれから、場合によってはマニュアル的なといいますか、ちょっとした項目的な文書はできるだろうというふうに思いますから、ちょっとご提案いただいたので、検討してみたいというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） どうも盆・正月なり連休の泊まつてもいい政策含めて、村に帰ることの事業は活発に一生懸命事業を組むんですけれども、帰らないで過ごしている村民に対する施策が非常に弱いというふうに多くの村民も見ていましたし、その辺が理解されないような状況でないものにすべきだなというふうに私は思っていますけれども、そういう意味では、先ほど議員からあったように、仮設と公営宿舎のみ、あとは今のいやしの宿には、ヨークベニマルとかいろいろなところの駐車場を借り受けてやっていることもやっているわけですから、そういう点では、どの範囲まで広げようというふうにお思いなんでしょうか。

○
村長（菅野典雄君） 結構多くの人に、村は帰っぺ、帰っぺ……、帰る政策ばかりしている。全くそれ一辺倒ではないかという印象があるようありますけれども、基本的には、村はやはりその考え方を否めないというふうに思いますし、また考えていかなければならぬというふうに思っていますが、ただ少なくとも、帰る・帰らないは個人の考え方でありますけれども、何せ帰らない人にもあるいは今じっとはしていられないという方に対して、ありとあらゆる施策は講じさせていただいている。私はほかの自治体に比してかなり多い事業を村としては展開をさせていただいているというふうに思っていますので、なかなかそこが見えていないというところが、我々の説明不足だなというふうにいつも言っています。ちょっと今、そのご質問をいただきましたので、今回、この次の何か広報にしろ、何にしろ、今までの一覧表を全部やっぱり出させていただいて、できるだけやっぱり、どんな形であれ、村としてできるようなことは、国なり何なりに要望して実現をさせていただいているということです。農業にしろ、事業所にしろ、かなりの人たちが、少なくとも今とりあえず、あるいは場合によっては将来において、そこで営業したり、あるいは新しい道を見つけようというところに手を出させていただいている、応援をさせていただいていると、このように思っているところであります。

○
10番（佐藤八郎君） 貸付金ですけれども、12月ごろ返済になるのではというお話ですけれども、何か最近の報道といいますか、除染費用がアップされるのではと、働く人のための。そのことはどういうふうに、全く、既に契約して始まっている事業なので、その変化には無関係となるんですか。

○
副村長（門馬伸市君） 今発注になっている部分は、そういう賃金単価のアップの件は私も具体的には聞いていませんけれども、対象にはならないのではないかというふうに思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

9番（大谷友孝君） 何点かお尋ねをいたします。

佐藤八郎議員からもありました19ページの太陽光発電、とりあえず、全協の中の説明では、委託会社と村でとりあえず出資金を出してスタートさせるということありますけれ

ども、議論の中で、広く村民にも出資者を募って、太陽光発電なりそういう意識を、原発に頼らないそういう意識を村民にも植えつけたいという議論が経過の中にあったかのように思いますけれども、出資者を今後募る予定があるのか。また、募った結果、この4,000万円というものはどういう動きになるのか、お尋ねをいたしたい。

それと、21ページの今もございました一時帰宅支援業務ですね。目的には、日中一時帰宅できる環境を整えて、定期的な自宅の手入れ及びふるさとに帰ることによるストレス解消を可能とし、心身の健康と財産の維持管理に寄与……云々、こういう目的、これはわかりますけれども、先ほどもあったように、村長は帰す気にはばかりなっているんだと、賠償云々もまだはっきりしていない中で、この事業がこの目的にあるように、この目的が素直に村民に伝わるような丁寧な説明が必要なんだろうなと。ともすれば、帰す気になってばかりいて、トレーニングが始まったのかという誤解をされた解釈をされてもこれは困るわけですから、その辺は丁寧な説明が必要だろうというふうに思いますが、いかがか。

それから、今ほど振興公社の話が出ました。村民が働いている場でありますから、振興公社はもうけることはないんだという、この理論もわかります。しかし、経過の中で、日の丸親方みたいな経営をしてとんでもないことになってきた経過もあるわけです。ですから、民間意識といいますか、やっぱり公社が健全な経営が維持される、そのような気構えは持つ必要があるんだろうというふうに思いますが、お尋ねをしたい。

それと、飯野の団地、出ました。入居希望はアンケート等で取るということでござりますけれども、来年の4月、入居可能なのかどうか。

それと、公民館解体工事もありましたけれども、これは開始がいつごろで、始められる予定なのかお尋ねをしたい。

村長（菅野典雄君） 太陽光の出資なんですが、広く村民に出資者を募ってという話、以前あったかもしれません、多分大勢の声が入ってくるといろいろな面で大変な面もあるのではないかという気がします。そういう意味で、どういうふうにこれから考えていったらいいかということなんですが、小さな金額でも出資者の1人ということになりますと、株主みたいな形になって、非常に難しいという可能性も出てくるのではないかと。ですから、村外は入れるつもりは全くありませんが、村内で、もし団体として協力したいとか何かそういうようなことであれば1つ、2つということも可能かもしれませんけれども、広く村民に個人、個人でということになりますと、ちょっとやはりこれからの20年間の運営の中で難しくなってくるのではないかとこんなふうに考えているところであります。そういう意味からすると、ぜひその辺、その場合には村のほうでこの出資を下げていくと、こういう形しかないのではないかという気はします。若干はプラスアルファがあるようありますが、何せ1億円は超えられないという、そういう法のものがあるようありますから、超えますとまた大変難しくなてくるということなので、その範囲の中ではないかと、このように思っているところであります。

それから、一時帰宅について、わかりました。帰すトレーニングをするつもりは全くありませんので、できるだけやっぱり困っているというか、ストレスをためている、しかも足のない方に何とか少し気分転換をしていただきたい、その思いの事業でございますので、

ご理解いただきたいというふうに思っております。

副村長（門馬伸市君） 振興公社の件でご指摘いただきました。全くそのとおりでありまして、

今までの実績とこれから作業の状況を見ますと、そんなに黒字が大幅に出るようなことにもならないので、そういう感覚でやっぱり経営していかないと、後でご迷惑をかけるようになっては困るので、そのつもりで理事会の中でもそういう話はしています。

なお、去年の12月から始まって、最初は、森林の20メートルというところをちょっとかなりオーバーして一生懸命やったものですから、ちょっとその部分で、そういう作業も何か村民にとってみれば、そこの地域の人たちにとってみればありがたい話なんだけれども、こっちから言わせれば、これは過剰サービスの部分になって後で大変なことになるということですので、今回の春から始まった作業はやはりマニュアルどおりに沿って、原則ですよ、原則はマニュアルどおりに沿ってやっております。ただ、多少のそういう作業、追加作業も出でますので、その辺はにらみながら、もし最終的に多少余裕があれば作業員の皆さんに還元するという話もしておりますので、経営とのバランスになりますけれども、十分配慮して事に当たっていきたいと、こんなふうに思っています。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは飯野団地の入居が可能かという質問にお答えいたします。

飯野団地、今年度に入りましてから、工場、旧工場の解体工事、あとは土木の測量設計、あとは除染の作業業務等々を行いまして、今後になりますが、除染作業も今後ありますけれども、これらを踏まえて敷地内の造成工事に入って、あとは地盤改良をして建物の工事着手ということで、これから10カ月、来年の3月を見ますと10カ月程度しかないということなんですが、なにしろ、4月入居ができるような形で、できる手法をとりながらやつていきたいというふうに思っております。ただ、今いろいろなところの情勢を聞きますと、かなり復興に向けたり、復旧に向けたりして、いわゆる建物の建築が9月以降かなり福島県でもありますし、あとは宮城県、岩手県、それぞれの災害地でも、被災地でもやっぱりそのような動きがあるということでありまして、一番懸念されるのが、大工さんとか、あとは資材関係の調達ができるかどうかというのが今後大きな課題になるかなという部分で、担当と話をしております。それらに影響ないような形で何とかしていきたいと思っておりますが、まずは来年4月から入居できるようなことで、今の段階では、目指していきたいという思いでおります。あとは入居に向けた入居手続関係ということで、入居の基準関係とかそれらも並行して決めていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

教育課長（愛澤伸一君） 私から25ページの公民館の解体の着手時期の見通しということでございますが、ご承知のとおり、本事業につきましては復興交付金の対象事業ということになっておりまして、一番は復興交付金の交付決定がいつになるのかということで前後してこようかなというふうに考えてございます。いずれにしても今年度中の工事の完了を目指して工事を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

8番（大和田和夫君） 27ページの給食センターの運搬業務、これは委託ということなんですが、どこに委託を考えておられるのか。またその委託の選定、それをお聞かせ願いたい。

教育課長（愛澤伸一君） 現在、委託先として考えております業者でございますけれども、いずれにしましても福島市内で発生する一般廃棄物ということになりますので、福島市の許可業者ということになります。その中で村に指名願い等々が出されている業者の中から選定するようになろうかなというふうに思います。

以上でございます。

8番（大和田和夫君） 福島市ということなんですが、村の今ごみの委託業者やっていますよね。村、地元の業者というのはこういう自治体が変わってしまうと入れないものなのかな。その辺もひとつお聞きしておきます。

教育課長（愛澤伸一君） 村の業者ということでございますが、村の委託業者でございますので、村の業者さんはいわゆる業務としてやっているというより、村の代行者としてやっているということでございまして、村が独自に運んでいるというスタイルになるのかなというふうに思っております。村の業者さんを使って村独自で運搬できないのかというご質問かなというふうに思っておりますけれども、村の業者さんにつきましては、毎日の収集運搬業務もございますし、給食センターにつきましては、可燃物、毎日、それから不燃物につきましても週2回の運搬を予定しております。今のところ、村の業者さんを使っての給食センターの廃棄物の収集運搬は困難であるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

8番（大和田和夫君） 稼働日数、可燃物が週に5回、不燃物が2回、大変稼働日数が多い中で、200万円という予算は私間に合うかなと思って考えておるんですが、この200万円に対しての算定根拠、それをお示し願いたい。

教育課長（愛澤伸一君） 算定根拠ということでございます。給食センター、これから契約をいたしますけれども、稼働日数151日というふうに計算しております。可燃物につきましては1回当たり6,000円、1日当たりの収集するごみの量を100キロと計算しまして、1日100キロで1日当たり6,000円、不燃物につきましては1回当たり10キログラムで1回3,000円、そのほかに段ボール、これは資源物になりますが、こちらについても週2回運搬ということで1回当たり3,000円というふうに見込んでおりまして、それと福島市内の廃棄物処分場の処分料等々も含めまして計算いたしますと200万円程度という金額が出てまいります。

以上でございます。

8番（大和田和夫君） 稼働日数151日ということは、土日、祝日、あと夏休み、冬休み除くとこの151日の日数になるんですか。

教育課長（愛澤伸一君） あくまでも給食から出る残渣の処分料ということでございますので、給食センターの稼働日として計算させていただいております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

10番（佐藤八郎君） ただいま議案になりました第40号「平成25年度一般会計補正予算」について、反対の立場で発言をいたします。

私は、個人的に県道12号線の12カ所を車の助手席に村の計測器をお借りして計測をしていますが、もちろん道路脇に駐車しての計測であります。本年の1月では0.76から1.85、それが6月になってみると0.4から2.28マイクロシーベルト、時間当たりとなっています。下側部分は下がっておりますけれども、上は上がっているのであります。村民の健康第一を考えると、村が大丈夫として一時帰宅を勧めることは、全然放射線量は大丈夫ということにならないのか。私は村内の動植物の変死、さらには奇形、いろいろな情報を知るたびに現在放射性物質が除染によって取り除き、隔離されていない実態があることからしても、この事業は実施する事業とは考えられません。目に見えない、におわないのであるからと、事実認識として、これ以上の放射能を浴びて健康に害を与えることはやめるべきであります。現状の中で暮らしていくのストレスなどは別事業でリスクを下げるよう十分にできるものと思っております。そうすることを望んで発言を終わります。

議長（佐藤長平君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで、討論を終わります。

これから、議案第40号「平成25年度飯館村一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤長平君） 起立10人、起立多数でございます。

よって、議案第40号「平成25年度飯館村一般会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第41号 平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第4、議案第41号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 今度の補正予算の中で、原発事故前の税額、税率と比較してどのように負担増となっているのか伺います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） では、暫時休憩いたします。再開は、13時10分とします。

（午前1時46分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時11分）

健康福祉課長（藤井一彦君） 午前中の災害前の国保税の1人当たりの税額でございますけれ

ども、一般分で平成22年度の本算定では6万774円、それから今年度が8万6,346円でございます。差し引き2万5,572円の増ということになってございます。

以上でございます。

10番（佐藤八郎君） 減免されているというのがあります、直接負担になっていないという流れの中ですから、数字的にというだけの話みたいになっていますけれども、実際は2万5,000円以上の負担増というのは大変な負担だなというふうに思うんですけれども、今後、この負担が、どこで減免がどういう措置されるかわかりませんけれども、生活していく上で暮らしを圧迫していくんではないかと思うんですけれども、どのような見通しなり考え方を持っているでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今ご質問あったように、減免されていますから、被保険者の負担あるいは保険者の減免による負担ということはないわけでありますけれども、いずれ正当に、正式に徴収するようになるというふうに思いますので、そのときは、避難前の国保税の算定のときにも議員の皆さんとご相談をさせていただいたとおり、保険税をできるだけ抑えるための対応ということで、1つとしては一般会計からの繰り入れ、あるいは被保険者のお医者さんにかかるような、そういう健康づくり対策、そういうものをあわせながらできるだけ負担にならないようなそういう対策は当然していかなくてはならないというふうに思いますが、これも限界があると思います。いずれこういう形が何年も続くわけもないし、一般会計から今後もずっと繰り入れできるような財政状況にはならないというふうに思いますので、当然、国のほうでそういう国保会計の実態を調査をして今検討しているようありますから、何らかの措置、例えば県が保険者になるとか、あるいは広域連合の中で国保会計を持つとか、そういう体制を今後、多分国のほうでも考えてもらえるんじゃないのかなと、こんなふうに思っていますが、現状は今のような対応しかないのかなと。

10番（佐藤八郎君） 国における広域化云々の動きやいろいろありますけれども、県内も含め、全国的にも独自な減免条例をつくって負担軽減に努めるとかいうところもあるし、そういう点も含めて十分な検討をしていかないと大変な重税になっていくというふうに思うんですけども、その辺についてはどういうふうに考えられますか。

副村長（門馬伸市君） 単独といいますか、自治体独自で対応できるということはなかなか難しいと思います。ですから、限界があるというのは、先ほどお答えしたとおりでありますて、言ってみれば、これは国保の保険者に小さな自治体がなるということは、10年ぐらい前から言われてきたことなんですね、いずれ対応できなくなるというのがようやく認識されてきて、実態は今のような現状ですから、なかなか村で被保険者の税を軽減できる範囲というのは非常に限られた中でしかできません。基金も今は50万円しかないものですから、50万円というのは1カ月の医療費です。ですから、そういう状態の中ですっと軽減できる環境にはないので、国のほうに今の実態を当然わかっているはずですから、前向きな制度改革、そういうものをやっていただくしかないのかなと、強くそういうものを要請していくしかないのかなと、こんなふうに思っています。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第5、議案第42号 平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第42号「平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号「平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号「平成25年度飯館村介護保険特別会計予算補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第6、議案第43号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第43号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） この改正によって飯館村における、減免していますけれども、実際負担するとすればかなりの税負担が高いというふうに思うんですけども、県内または広域管内での他との比較ではどういうふうになるのでしょうか。さらには、今副村長からあった基金残高ですけれども、この詳細な金額をお伺いしたい。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、管内の25年度の1人当たりの、一般分ですが、これも、税額でございますけれども、相馬市が8万6,431円、それから南相馬市が8万191円、それから新地町が8万6,185円となっております。それから、基金残高については、ちょっと

お待ちください。

済みませんでした。これは25年3月31日現在の基金残高でございますけれども、5,095万6,000円になってございます。以上です。

議長（佐藤長平君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）討論なしと認めます。

これから、議案第43号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）異議なしと認めます。

よって、議案第43号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第44号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君）日程第7、議案第44号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）討論なしと認めます。

これから、議案第44号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）異議なしと認めます。

よって、議案第44号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第45号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君）日程第8、議案第45号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第46号 飯館村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第9、議案第46号「飯館村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号「飯館村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号「飯館村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第47号 飯館村新型インフルエンザ等対策本部条例

議長（佐藤長平君） 日程第10、議案第47号「飯館村新型インフルエンザ等対策本部条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） 1点、お伺いをいたします。

法律改正に基づきまして、市町村の中に対策本部を設置するということなんですが、対策措置法を見ますと、市町村の行動計画を策定しなさいというふうな条文があります。飯

館村はこのような状態の中でどのような行動計画を策定されるのか、あるいはその予定はあるのか、お伺いをいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） ただいまのおただしでございますけれども、行動計画、まず、都道府県が行動計画をつくることになっておりまして、県のお話ですと、そろそろ出てくるのではないかという話を聞きしております。それを受けまして、今後の対応については考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

7番（菅野義人君） そうしますと、「県の行動計画に基づき」ですから、福島県としてはこのような被災状況にあるということを踏まえた行動計画をつくるというふうに考えておいてよろしいということでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 担当のほうから聞いてもらっているところなんですけれども、ちょっとその辺のところまだはっきりしないというふうな回答を得ております。夏には行動計画が出てくるということでございますので、その時点でまた確認をしてまいりたいと思っております。

以上です。（「以上です」という声あり）

10番（佐藤八郎君） 第2条の組織について、説明資料でもあるんですけれども、4の必要な職員については村長が任命をする。それ以外の方々はどのような方々でこの対策本部が設置されるのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これはまだ、詳しくは県の行動計画などにも書き込まれて来るのかなというふうに考えておりますが、法をつくる際の資料を見ますと、本部長については市町村長がなるということでございます。それから、市町村の対策副本部長については、本部員というのは、これは市町村職員のことなんですけれども、その中から市町村長が指名をするということでございます。それから、その他の職員についても、うちで言えば村長が指名をするということになっておりますので、この辺についても、関係各課のそれぞれの組織の中から選ばれてくるのかなという予想はしておりますけれども、これについても県のほうのこれから行動計画が出てまいりますので、その中で精査をしてまいりたいと考えております。

以上です。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、関係する職員でこの本部は形成されるという理解でいいということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 本部員というのが市町村職員ということだと考えておりますので、そうなりますと現在の職員の中から選ばれるというふうに考えております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号「飯館村新型インフルエンザ等対策本部条例」を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号「飯館村新型インフルエンザ等対策本部条例」については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11、発議第5号 飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会の設置について

議長（佐藤長平君） 日程第11、発議第5号「飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会の設置について」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長（大谷友孝君） ただいま議題となりました発議第5号「飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会の設置について」提案をいたします。

これまで議員定数につきましては、平成14年12月、地方分権一括法に基づき、議員定数条例を制定、定数をこれまでと同じ18名とし、その後、平成15年には村有権者に対する議会議員定数アンケート調査及び住民懇談会を踏まえ、同年9月に議会議員定数条例を改正し、4人削減して定数を14名としたところであります。

さらに、平成18年9月には、村の自立に向けた、行政改革懇談会から村への提言を踏まえた当議会議員全員協議会での議論の結果、2人削減して定数を12名とし、現在に至っているところですが、このたびの原発事故による村民避難の現況や、最近の近隣市町村の議員定数の状況を鑑み、議会議員定数問題を議会運営並びに村の復興・再生など総合的な見地から調査を行うため、「飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会」を設置するものであり、調査事項並びに委員定数は別紙のとおりであります。

設置期間は、調査が終了するまでとし、議会の閉会中も調査を行うことができるものとする。

以上であります。

議長（佐藤長平君） お諮りします。この件につきましては、質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略することに決定しました。

説明者、お席に戻ってください。

お諮りします。発議第5号「飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会の設置について」の件を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

これから、発議第5号「飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会の設置について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号「飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

なお、この委員会の設置期間は審査が終了するまでの期間としたいと思います。

お諮りします。ただいま設置されました飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君、3番北原 経君、4番 伊東 利君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 肇君、以上11名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

なお、本会議の休憩中に飯館村議会議員定数に関する特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を互選の上、議長に報告を願います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） この際、暫時休憩します。再開は、14時とします。

(午後1時35分)

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時00分)

議長（佐藤長平君） この際、事務局長に諸報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

休憩中に「飯館村議会議員定数に関する調査特別委員会」が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。

その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に11番 志賀 肇議員、副委員長に9番 大谷友孝議員、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

以上であります。

議長（佐藤長平君） ただいま報告があったとおりであります。

◎日程第12、閉会中の継続審査の件

議長（佐藤長平君） 日程第12、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項の規定による事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第13、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤長平君） 日程第13、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、東日本大震災に係る福島第一原発施設の被害及び復旧状況確認と東京電力株式会社福島復興本社の状況調査について、合同調査をする旨の申し出があります。

次に、産業厚生常任委員会から、除染、農業再生、住民福祉施策と健康実態等の現状と今後のあり方についての調査のため、所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第14、議員派遣の件

議長（佐藤長平君） 日程第14、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回飯館村議会定例会を閉会します。

長い間、大変ご苦労さまでした。

（午後2時03分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月21日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

" 会議録署名議員

佐野幸正

" 会議録署名議員

菅野義人

" 会議録署名議員

大和田和夫